CSRレポート 2017

CREATE VALUE FOR PEOPLE AND SOCIETIES.

保険を、人と社会のために。

Ⅰ トップメッセージ／組織のプロフィール …… 1
Ⅱ CSR経営 …… 8
Ⅲ ガバナンス・内部統制 …… 21
Ⅳ 経営管理 …… 28
Ⅴ 重点分野①より良い商品・サービスの提供 …… 33
Ⅵ 重点分野②人権の尊重 …… 47
Ⅶ 重点分野③地球環境の保護 …… 55
Ⅷ 社会貢献活動 …… 62
Ⅸ 責任ある機関投資家 …… 67
● 第三者意見 …… 74
● 索引：GRIガイドライン第4版内容 …… 75

T&D保険グループ

CSRレポート 2017 について

レポート発行情報

G4-28 G4-29 G4-30

発行時期	2017年10月(前回2016年9月 次回2018年10月予定)
対象範囲	T&D保険グループ各社及び財団法人 *ただし、項目ごとに重要性を考慮した報告内容とし、また、必要に応じて項目ごとに対象範囲を記載しています。
対象期間	2016年4月～2017年3月(年次報告) *一部2017年4月以降の活動も掲載しています。

連絡先

G4-31

株式会社T&Dホールディングス 経営企画部CSRグループ
〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1
Eメール:csr@td-holdings.co.jp

第三者意見について

2017年度は責任投資、非財務情報開示などを主な研究分野とし、CSRに関して幅広い見識のある、高崎経済大学経済学部教授 水口剛氏に、本レポートの内容について第三者の立場からご意見・アドバイスをいただきました。

編集方針

本レポートは、T&D保険グループが社会的責任についてどのように考え、活動しているかを広くステークホルダーの皆さまにお伝えするために作成しました。2017年版は、より多くのステークホルダーの皆さまに当社グループの取組みを知っていただくために、「CSRレポート2017」に加え、「CSRレポート2017ダイジェスト編」の2種類のレポートを作成して情報を開示しています。「CSRレポート2017ダイジェスト編」は、当社グループのCSRの考え方、主な取組みを、わかりやすくまとめてお伝えするため、少ないページ数で、写真・イラストを活用し親しみやすく、読みやすいレポートにしています。また、「CSRレポート2017」は、GRI(Global Reporting Initiative)のサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版中核(Core)に準拠し、マネジメント・社会・環境等に関する活動を幅広く報告しています。

ダイジェスト編の概要

- T&D保険グループ プロフィール
- T&D Life Group CSR Philosophy
- 重点分野 ① より良い商品・サービスの提供
- 重点分野 ② 人権の尊重
- 重点分野 ③ 地球環境の保護
- 責任ある機関投資家

トップメッセージ

G4-1

人と社会に貢献する企業グループを目指して

株式会社T&Dホールディングス
代表取締役社長
喜田 哲弘

T&D保険グループは、太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命の生命保険会社3社を中心に、生命保険事業を中核とする企業グループです。2004年4月に生命保険会社3社がT&Dホールディングスのもとに集結し歩み始めて以来、変化する社会の課題に向き合い、社会が必要とする保険商品・サービスの提供を通じて社会に価値を創造し、グループの持続的成長を実現してきました。

人と社会に貢献する企業グループを目指して

私たちは、グループ経営理念として「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。」を掲げ、事業に取り組んでいます。相互扶助の理念を基礎とする生命保険事業を中核とする当社グループにとって、「人と社会に貢献する」ことは最も基本的な理念です。生命保険事業は、お客さまと30年以上も関係を継続する長期にわたる事業です。お客さまの30年後、そしてお子さま、さらにはお孫さま世代まで、安心・安全で快適に暮らしていけるよう、社会の課題に向き合い社会の持続的発展に貢献することが、私たちの使命であり存在意義であると考えています。

グループ理念実現のために

グループ理念を実現するため、その理念を経営計画と戦略に組み込んでいます。当社グループは、2016年4月を始期とする中期経営計画を「今後10年を見据えたファーストステージとして“成長領域を拡大する3年間”」と位置づけました。そして、この中期経営計画に、「生命保険事業を通じて社会的課題の解決に貢献することにより“すべてのステークホルダーの満

足度”の増大を追求していく」ことを私たちの目指す姿として示し、その実現に取り組んでいます。お客さま満足度の増大を追求する姿勢をより具体化するため「お客さま本位の業務運営に係る基本方針」を策定しました。また、働き方改革を推進し、従業員を含め、お客さま、そして社会に広げて健康増進のさまざまな施策に取り組むなど、皆さまの満足度を高める取組みを進めています。

重点分野を定めて

私たちが継続して取り組んできた活動を振り返り、グループの理念と照らし合わせ、私たちが何を大切にしていきたいのかを確認しました。また、社会の皆さまが、何を大切と考え、私たちに何を期待しているのかを調べ、一つひとつ確認しました。それらを組み合わせ、見つめなおすことで、当社グループと社会の皆さまの両方にとって重要な課題が見えてきました。それらを分野ごとに整理し、「生命保険事業を通して社会のニーズにお応えすること」「ダイバーシティや健康経営の推進を含む人権の尊重を実現すること」「地球環境の保護に貢献すること」の3つを重点とすべき取組みとして認識しました。これらを踏まえ、グループCSR憲章における「より良い商品・サービスの提供」「人権の尊重」「地球環境の保護」をグループCSRの重点分野と定め取組みを進めています。

グループの仲間とともに

「人と社会に貢献する」というグループ経営理念を実現するのは、グループ役職員一人ひとりの力です。当社グループは、2011年より、T&Dホールディングス社長を委員長としグループ各社のCSR担当役員・部長をメンバーとする「グループCSR委員会」を設置し、社会とともに歩む理念と各社の取組み情報を共有して、グループ役職員一人ひとりの「Try & Discover」を支援しています。グループCSR委員会では、グループCSRの重点分野を設定するとともに、定期的に活動状況を確認・検証し、その結果を次の計画に反映することで、継続的な改善に取り組み、グループCSRの発展に努めています。

世界の仲間とともに

企業が事業を通じて、持続可能な世界の維持・発展に役割を果たしていく行動は、既に世界に広がっています。国連が提唱する「国連グローバル・コンパクト(UNGC)」は、持続可能な成長を実現するための国連と企業の協力の枠組みです。当社グループはその理念に賛同し、2015年に支持を表明する書簡に署名いたしました。また、機関投資家である太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメントは、国連が提唱する、機関投資家が社会的責任を全うする際の原則である「責任投資原則(PRI)」に署名しています。幅広い分野で実現すべき世界の目標を掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」に関しても、グループCSRの重点分野選定のプロセスに組み入れ、グループの特性を活かしたCSR活動を通じてその達成に貢献していきます。

当社グループは、「30年後の人と社会のためにできること」「次の世代に安定した社会と豊かな地球を引き継ぐためにすべきこと」を考え、一つひとつの取組みに実直に取り組んでまいります。ステークホルダーの皆さまには、今後とも一層のご支援とご理解をたまわりますようお願い申し上げます。

1. 組織のプロフィール

1－1　T&D保険グループの事業概要

G4-4

T&D保険グループは、持株会社であるT&Dホールディングスのもと、3つの生命保険会社（太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命）を中心とする企業グループです。家庭マーケットに強みを持つ太陽生命、中小企業マーケットに強みを持つ大同生命、乗合代理店（金融機関・来店型ショップ）マーケットに強みを持つT&Dフィナンシャル生命が、それぞれのビジネスモデルにおける強み・独自性を最大限発揮し、皆さまの暮らしとビジネスをサポートしています。

● グループストラクチャー

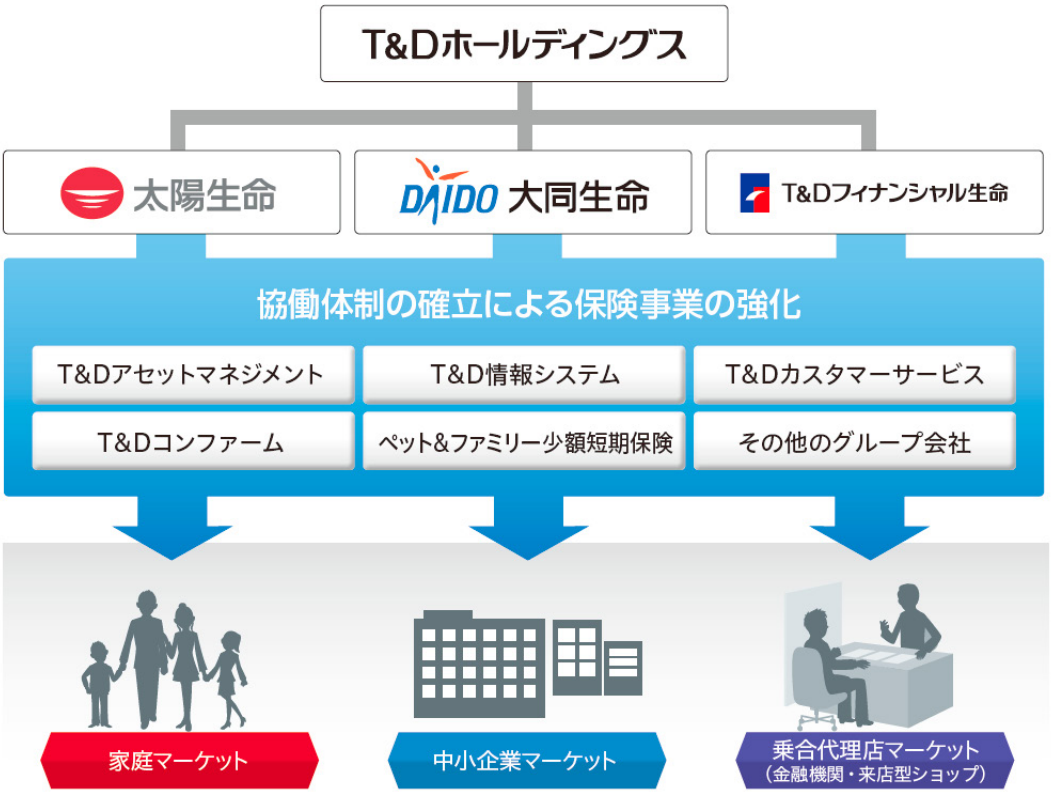

1－2　T&D保険グループ各社及び財団法人

G4-4　G4-6　G4-8　G4-17

●組織の構成

T&D保険グループは、T&Dホールディングス、子会社16社及び関連会社3社により構成されており、生命保険業を中心に、以下の業務を行っています。

（◎：連結子会社 ◇：持分法適用の関連会社）

株式会社T&Dホールディングス			http://www.td-holdings.co.jp/
保険及び保険関連事業	保険事業	◎太陽生命保険株式会社	http://www.taiyo-seimei.co.jp/
		◎大同生命保険株式会社	http://www.daido-life.co.jp/
		◎T&Dフィナンシャル生命保険株式会社	http://www.tdf-life.co.jp/
		◎ペット&ファミリー少額短期保険株式会社	http://www.petfamilyins.co.jp/
	保険関連事業	◎T&Dコンファーム株式会社	
		◎東陽保険代行株式会社	http://www.sonpo.co.jp/toyohkdaiko/
		◎株式会社大同マネジメントサービス	http://www.dms-hp.co.jp/
資産運用関連事業	投資運用・投資助言事業等	◎T&Dアセットマネジメント株式会社	http://www.tdasset.co.jp/
	その他の資産運用関連事業	◎T&Dリース株式会社	http://www.td-lease.co.jp/
		◎太陽信用保証株式会社	http://www.taiyo-sinyo-hosyo.co.jp/
		◇エー・アイ・キャピタル株式会社	http://www.aicapital.co.jp/
総務・事務代行等関連事業	総務関連事業	◎T&Dカスタマーサービス株式会社	
	事務代行・計算関連事業等	◎T&D情報システム株式会社	http://www.td-system.co.jp/
		◎日本システム収納株式会社	http://www.nss-jp.com/
		◎株式会社全国ビジネスセンター	http://www.zbc-jp.com/
		◇Thuriya Ace Technology Company Limited	
財団法人	公益財団法人太陽生命厚生財団		http://www.taiyolife-zaidan.or.jp/
	公益財団法人大同生命厚生事業団		http://www.daido-life-welfare.or.jp/
	公益財団法人大同生命国際文化基金		http://www.daido-life-fd.or.jp/

2017年6月末時点　T&D保険グループ各社及び財団法人の主なものを記載しています。

1－3　会社概要（2017年3月末現在）

G4-3　G4-5　G4-16

《株式会社T&Dホールディングス》

英語表記	T&D Holdings, Inc.
設立年月	2004年4月
本社所在地	〒103-6031 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
資本金	2,071億円
従業員数	95名
会計監査人	新日本有限責任監査法人
事業内容	保険持株会社及び少額短期保険持株会社として次の業務を営んでいます。 ・生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理 ・上記に掲げる業務に附帯する業務

《太陽生命保険株式会社》

設立年月	1948年2月（創業1893年5月）
本社所在地	〒103-6031 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
資本金	625億円
従業員数	営業職員8,902名 内務職員2,468名 計11,370名

《大同生命保険株式会社》

設立年月	1947年7月（創業1902年7月）
本社所在地	〒550-0002 大阪市西区江戸堀一丁目2番1号 〒103-6031 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
資本金	1,100億円
従業員数	営業職員3,843名 内務職員3,091名 計6,934名

《T&Dフィナンシャル生命保険株式会社》

設立年月	1947年7月（創業1895年4月）
本社所在地	〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目1番1号
資本金	560億円
従業員数	239名

◇**生命保険会社3社が所属する団体：**一般社団法人生命保険協会

《T&Dアセットマネジメント株式会社》

設立年月	1980年12月
本社所在地	〒108-0014 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル
資本金	11億円
従業員数	155名

《T&Dアセットマネジメントのビジネスモデル》

投資家

競争力のある運用商品・サービスをタイムリーに提供

ファンド数　　：237本
投資運用契約件数：52件

T&Dアセットマネジメント

《ペット&ファミリー少額短期保険株式会社》

設立年月	2003年8月
本社所在地	〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号
資本金	15億650万円
従業員数	44名

《ペット&ファミリー少額短期保険のビジネスモデル》

ペットの飼い主さま

ペットの病気やケガに対する医療費用を補償する商品

代理店(ペットショップ等)を通じて販売
代理店数:335店　ペットショップ店舗数:654店舗

ペット&ファミリー 少額短期保険株式会社

1－4　従業員数

G4-9　G4-10　G4-LA1　G4-LA12

●T&Dホールディングス連結の従業員数(名)

事業部門の名称	2015年3月末		2016年3月末		2017年3月末	
保険及び保険関連事業	18,156	(1,427)	18,423	(1,252)	18,573	(1,107)
資産運用関連事業	483	(32)	466	(29)	441	(25)
総務・事務代行等関連事業	779	(157)	790	(161)	802	(161)
合計	19,418	(1,616)	19,679	(1,442)	19,816	(1,293)

*従業員数は就業人員であり、執行役員は含んでおりません。また、臨時従業員数は、( )内に年間の平均人数を外数で記載しています。
*臨時従業員について、端数処理の関係上、有価証券報告書の数値とは異なります。

●生命保険会社3社の在籍数と採用数

		在籍数(名)			採用数(名)		
		2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2014年度	2015年度	2016年度
従業員		18,319	18,409	18,543	3,727	3,935	3,887
	男性	3,702	3,622	3,564	113	148	149
	女性	14,617	14,787	14,979	3,614	3,787	3,738
うち営業職員		12,222	12,498	12,745	3,565	3,701	3,679
	男性	335	324	313	23	37	57
	女性	11,887	12,174	12,432	3,542	3,664	3,622
うち顧客サービス職員		301	203	－	0	0	－
うち内務職員		5,796	5,708	5,798	162	234	208
	男性	3,367	3,298	3,251	90	111	92
	(うち管理職)	(2,063)	(2,062)	(1,959)			
	女性	2,429	2,410	2,547	72	123	116
	(うち管理職)	(275)	(319)	(345)			

*管理職には本社課長代理・係長等の役職者を含みます。
*2016年4月1日より、太陽生命の顧客サービス職員は、内務職員へ移行しています。

グループ業績、ソルベンシー・マージン比率、格付等は当社ホームページのCSRライブラリーをご参照ください。
WEB www.td-holdings.co.jp/csr/library.html

1－5　労働組合との意見交換・協議　G4-11

T&D保険グループには、生命保険会社3社にそれぞれ独立した労働組合があり、団体協定を締結のうえ、これに基づき経営内容・方針をはじめ賃金、労働時間、休暇、人事制度、福利厚生など、多様なテーマについて労働組合側と積極的な意見交換を重ねています。各々労使の信頼関係を基盤に経営側と組合側が、それぞれの立場から率直な意見を出し合い協議することにより、真の労使協調を実現させることが、従業員の意欲を高め企業の競争力の強化につながっていくと考えています。

●生命保険会社3社内務職員の組織状況

	2014年度	2015年度	2016年度
労働組合組織率(%)	82.5	81.9	79.6

2. サプライチェーン　DMA

2－1　サプライチェーンの定義　G4-12

T&Dホールディングスではサプライチェーンを下表のように定義し、サプライチェーンを通したCSRの浸透に努めています。

活動		サプライチェーン
商品・サービスの提供	媒体	商品・サービスの提供で用いる媒体の製造
	代理店	代理店
業務の委託		ITシステム、コンサルティング、監査
オフィスビル	ビル	オフィスビルの建設・維持・管理
	エネルギー使用	石油精製とその流通、電力事業者
	廃棄物	廃棄物処理業者
配送		配送業者
従業員の移動	出張	航空機、鉄道・バス・タクシー、宿泊施設
	通勤	鉄道・バス
投資		投資先

2－2　お取引先との関わり　G4-SO9

●外部委託管理

T&D保険グループでは、業務の外部委託を行うに際し、経営の健全性の確保及び事務管理態勢の強化のため、委託先の選定や委託事務等の監督方法等を定め、適切な外部委託の管理態勢を整備しています。
T&Dホールディングスでは、外部委託にあたっては「事務等の外部委託管理規程」に基づき、「事務等の外部委託リスク審査細則」において「外部委託対象事前チェックリスト」を定め、リスク管理上の審査、委託先の適格性審査(人権、労働条件、環境保護等の社会性の項目*を含む)を行います。

*社会性の項目:人権上の問題が生じていないか、強制労働・長時間労働・健康安全確保等の労働条件の問題が生じていないか、環境汚染や気候変動への適切な配慮が行われているか等。

外部委託開始後は、原則、年1回以上委託先への点検を実施し、委託事務等の履行状況等をモニタリングし、その都度、必要に応じて改善指導を行っています。

●グリーン購入・調達の取組み

当社グループでは、「T&D保険グループCSR憲章」及び「T&D保険グループ環境方針」に基づき、地球環境の保護活動に取り組んでいます。その一環として業務に必要な物品やサービスの調達・購入にあたっては、グループ共通のグリーン購入基準を定め、より環境負荷の少ないものから優先的に調達・購入するグリーン購入及びグリーン調達に取り組んでいます。
グリーン購入は主に什器・備品、消耗品を対象とし、グリーン調達は商品パンフレット・約款等の印刷、不動産設備、システム機器等の調達を対象とし、それぞれの実績は半期ごとにグループCSR委員会及び取締役会に報告されます。

T&D Life Group CSR Philosophy ― 私たちのCSR

私たちは、社会的課題への取組みを通じ、価値を創造し、人と社会に貢献します。

グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による
価値の創造を通じて、
人と社会に貢献するグループを目指します。

グループCSR憲章

【前文】
T&D保険グループは、経営理念に基づき、
社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の
公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

私たちの重点分野

より良い商品・サービスの提供

人権の尊重

地球環境の保護

幅広いステークホルダーにとって重要な分野、私たちの企業理念と成長にとって重要な分野から、3つの分野を重点分野として選定し活動に取り組んでいます。

1. CSRの基本方針

1－1　T&D保険グループの理念と方針

G4-56

T&D保険グループの企業活動の根幹をなす経営理念は、「Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。」です。
相互扶助の理念を基礎に置く生命保険業を事業の中心とする当社グループにとって、事業を通じて人と社会に貢献することは、企業としての根本的な理念であり、存在意義でもあります。

【CSRの基本的方針の体系】

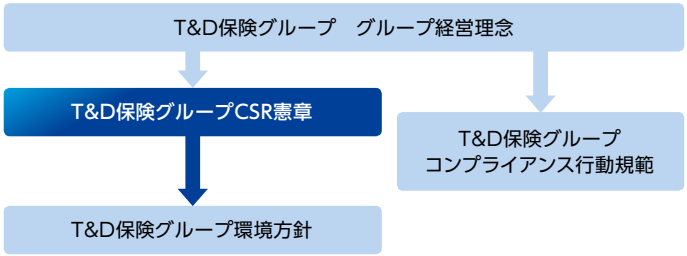

【その他の関連基本方針】

・T&D保険グループお客さま本位の業務運営に係る基本方針
・コーポレート・ガバナンス基本方針
・グループリスク管理基本方針
他

●グループ経営理念

Try & Discover（挑戦と発見）による価値の創造を通じて、人と社会に貢献するグループを目指します。

●T&D保険グループCSR憲章

T&D保険グループは、経営理念に基づき、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。

1. より良い商品・サービスの提供
   お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供します。
2. コンプライアンスの徹底
   ・法令、ルール等を厳格に遵守し、誠実に行動します。
   ・公正かつ自由な競争を維持・促進します。
   ・市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応します。
3. 人権の尊重
   ・人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
   ・従業員の人格を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、人材育成を図ります。
   ・プライバシーを尊重し、個人情報の管理・保護を徹底します。
4. コミュニケーション
   お客さまや株主はもとより広く社会に対して、 経営情報を適時適切に開示するとともに、積極的に対話を図ります。
5. 地域・社会への貢献
   良き企業市民として積極的に社会貢献活動を行い、地域・社会の健全な発展に貢献します。
6. 地球環境の保護
   企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動します。

● T&D保険グループコンプライアンス行動規範

T&D保険グループは、経営理念である「価値の創造を通じて、人と社会に貢献する」に基づき、お客さまをはじめとするステークホルダーに対する真摯・誠実かつ公正・適切な企業活動を行うために、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を定めます。
私たち当グループの役職員が企業活動を行うに際しては、当行動規範に則り、事業活動に関する法令等のルールを正しく理解し、厳格に遵守することにより、公正な企業活動を行わなければなりません。
また、当グループは、当行動規範の趣旨・精神を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。

1. 法令等遵守の徹底

(1)法令等の厳格な遵守

私たちは、国内外の法令にとどまらず、国際ルール、社会ルールおよび社内規則を守ります。また、その背景にある精神を理解し、誠実に行動します。

(2)公正かつ自由な競争の維持・促進

私たちは、提供する商品・サービスなどに関し、競争相手との談合、取り決めによりお客さまに不利益を与える行為や、取引上の立場を利用し相手方に不利益を与える行為等の不公正な競争行為を行いません。

(3)利益相反の防止

私たちは、業務遂行にあたって常に公私の別を考えて行動し、会社利益に反し、自らのあるいは第三者の利益を図る行為を行いません。

(4)インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業グループの一員として、会社のあるいは業務上知り得た未公表の重要情報を、会社および個人の資産運用あるいはその他の私的経済行為に利用しません。

(5)知的財産権等の保護

私たちは、著作権や特許権等の知的財産権を尊重し、これら権利を侵害しないように企業活動を行います。

2. 社会に対する対応

(1)反社会的勢力への対応

私たちは、市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。

(2)接待等の制限による腐敗防止

私たちは、国内外における企業活動に関し、社会儀礼の範囲を超える接待・贈答を行いまたは受けることなく、取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組みます。

(3)政治活動・政治資金

私たちは、政治活動を行う際には、法令を遵守し、公正な姿勢を維持します。

3. 経営における適切性・透明性

(1)適切な情報開示・説明

私たちは、提供する商品・サービスの内容やグループの経営情報について、お客さまや株主・投資家などに対し正しく開示・説明します。

(2)適切な情報管理

私たちは、業務上知り得た個人情報を含むお客さまの情報について、法令等に従い適正に取り扱います。また、グループが公表していない情報を適切に管理します。退職後もこれらの情報を他に漏らしません。

4. 人権の尊重および環境への配慮

(1)人権の尊重

私たちは、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重します。また、法令等の遵守により労働者を保護し、差別やハラスメントのない健全な職場環境の維持に取り組みます。

(2)環境への配慮

私たちは、企業活動に際し、地球環境に配慮した活動を行います。

《経営者の責務》

T&D保険グループの経営者は、当行動規範の精神の実現が自らの責務であることを認識したうえで率先垂範し、グループにおける周知徹底と遵守のための指導に努めます。

● T&D保険グループ環境方針

T&D保険グループは、「T&D保険グループCSR憲章」に基づき、企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動し、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たします。
ここに以下の環境方針を定め、すべての事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. **事業を通じた地球環境保護**
   すべての事業活動にあたり、地球環境の保護に貢献するよう努めます。
2. **環境負荷の軽減**
   資源・エネルギーの消費や廃棄物の排出による環境への負荷を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動、および環境に配慮した商品の購入(グリーン購入)等を通じて環境負荷の軽減に努めます。
3. **環境関連法規の遵守**
   環境保全に関する諸法規等を遵守します。
4. **環境啓発活動の推進**
   環境啓発活動を通じて役職員の環境問題に対する意識を高め、環境保護活動を推進します。
5. **環境への取り組みの継続的改善**
   環境に関する目標を設定し、定期的な見直しを図ることで、取り組みの継続的な改善に努めます。

このT&D保険グループ環境方針は役職員に通知して徹底するとともに、一般に公開します。

● コーポレート・ガバナンス基本方針

T&Dホールディングスは、T&D保険グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、2015年6月から上場企業に適用された「コーポレートガバナンス・コード」のすべての項目について受け入れるとともに、主な原則等に対する当社の取組方針を「コーポレート・ガバナンス基本方針」に定め、ホームページにて開示しています。

WEB 「コーポレート・ガバナンス基本方針」
http://www.td-holdings.co.jp/csr/csr-policy/corporate.html

WEB ご参考:コーポレートガバナンス・コードに関する情報
http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/(東京証券取引所ホームページ)

1-2 T&D保険グループが賛同し支持する原則

G4-15

● 国連グローバル・コンパクト

T&D保険グループは、国連が提唱する持続可能な成長を実現するための国連と企業の協力の枠組みである「国連グローバル・コンパクト(United Nations Global Compact。以下、UNGC)」に参加しています。
UNGCは、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野にわたる10の原則を掲げ、企業に責任ある行動を促すものです。
当社グループはUNGCの理念に賛同し、T&Dホールディングスがグループを代表して同原則への支持を表明する書簡に署名しています。

UN GLOBAL COMPACT
WE SUPPORT

《UNGCの10原則》

人権	原則1	企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
	原則2	自らが人権侵害に加担しないことを明確にすべきである。
労働	原則3	企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
	原則4	あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
	原則5	児童労働の実効的な廃止を支持し、
	原則6	雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。
環境	原則7	企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
	原則8	環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
	原則9	環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。
腐敗防止	原則10	企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

● 責任投資原則（PRI）

T&D保険グループでは、太陽生命、大同生命及びT&Dアセットマネジメントが、機関投資家などに対してESG［環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）］を考慮した投資行動を促す行動規範である「責任投資原則（PRI）*」に賛同し署名をしています。

*責任投資原則（PRI）：正式名称を「United Nations Principles for Responsible Investment」といい、国連環境計画・金融イニシアティブ及び国連グローバル・コンパクトが事務局となり策定された、機関投資家の意思決定プロセスにESGの視点を反映させるための考え方を示した原則。

《責任投資原則の6原則（宣言）》

1. 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。
2. 私たちは、活動的な株式所有者になり、株式の所有方針と所有慣習にESG問題を組み込みます。
3. 私たちは、投資対象の主体に対してESG問題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。
6. 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

● 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）

T&Dホールディングス及び直接子会社は、金融機関の自主的な行動原則である「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）*」に賛同し、署名しています。

*持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）は、環境省が事務局機能を担い、幅広い金融機関で構成される「環境金融行動原則起草委員会」により、持続可能な社会形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として策定されました。

《21世紀金融行動原則》

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

2. CSR推進体制

2-1　CSR推進体制

DMA

T&D保険グループでは、グループ各社のCSR担当役員などを構成メンバーとする「グループCSR委員会」を設置しています。これにより、グループ各社がそれぞれの業務の中で主体的にCSRの取組みを推進するとともに、同委員会でのグループ横断的なCSRに関する方針や施策などの議論を通じて、CSR活動を推進していく体制を強化しています。

●グループCSR委員会

CSR活動のグループ内連携を一層図り、グループ一体となった取組みを推進していくことを目的に、取締役会の下部機関として設置されています。グループCSR活動推進の要となり、CSR活動の基本方針と重点分野を定め、年間計画を策定し、その実施状況を定期的に確認します。委員長はT&Dホールディングス社長（代表取締役、取締役会議長）、副委員長はT&Dホールディングス経営企画部担当執行役員です。2016年度の開催回数は4回。審議・検討又は情報の共有を行った事項は、取締役会に報告しています。
また、ホールディングス及びグループ各社のCSR担当部署が共同してグループCSR委員会事務局を構成しています。委員会事務局は、グループ各社のCSR活動の情報を共有するとともに、グループCSR委員会の運営・活動を補佐し、グループ各社のCSR活動を推進しています。

●T&Dホールディングス CSR担当執行役員　……取締役副社長執行役員 臼井 壮之介（2016年度）
（2017年度より、代表取締役副社長 上原 弘久）
2016年度 取締役会出席率100%
2016年度 グループCSR委員会出席率100%

●T&Dホールディングス CSR担当部署　……T&Dホールディングス 経営企画部 CSRグループ

●グループ各社CSR担当部署　……グループ各社 企画部門にCSR担当部署設置

《T&D保険グループCSR推進体制（2017年7月31日現在）》

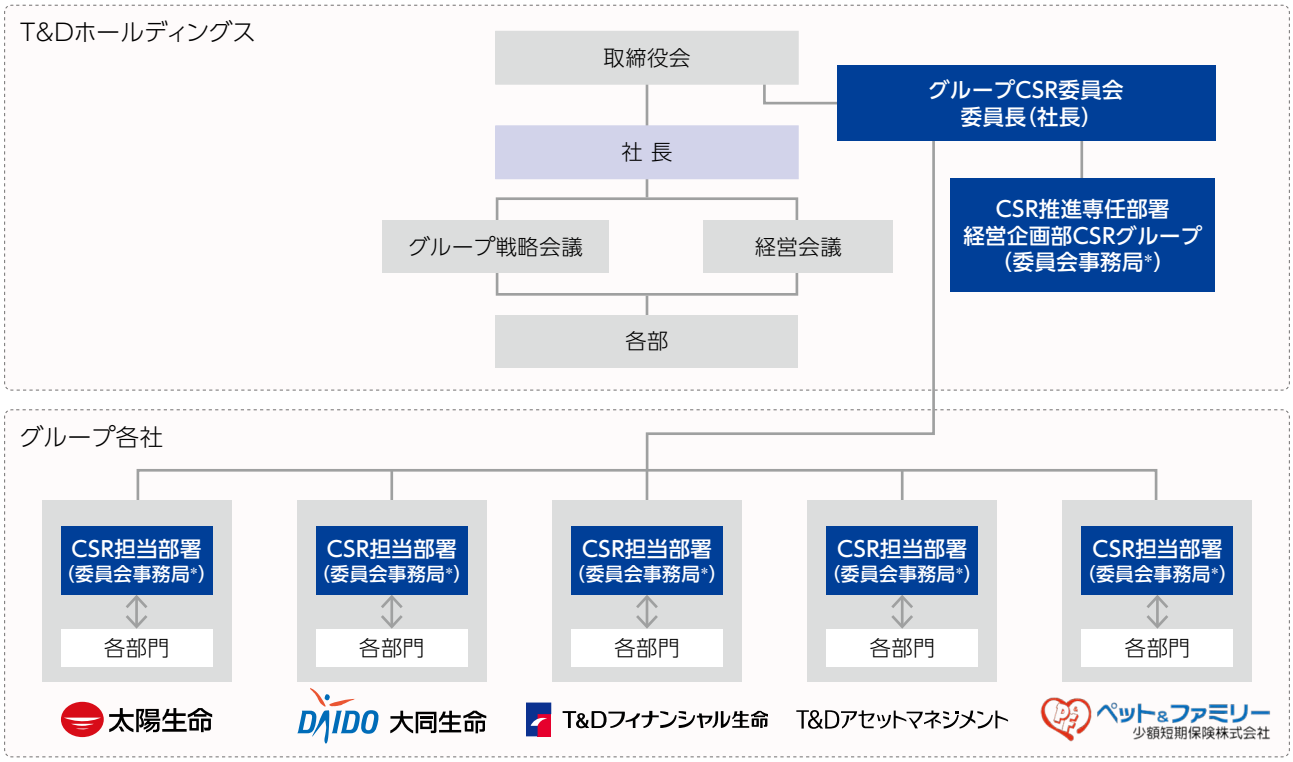

*委員会事務局=グループCSR委員会事務局

2-2　マネジメントアプローチ

DMA

T&Dホールディングスでは、ISO26000の中核主題、課題ごとに、以下の表に示すような会議体で取組みを推進しています。

ISO26000中核主題・課題		会議体(会議の長)
組織統治	組織統治	経営会議(ホールディングス社長) グループ戦略会議(ホールディングス社長)
人権	デューディリジェンス・人権に関する危機的状況・加担の回避・差別及び社会的弱者	グループコンプライアンス委員会(ホールディングス社長)
労働慣行	雇用及び雇用関係・労働条件及び社会的保護・社会対話・労働における安全衛生・職場における人材育成及び訓練	人事戦略協議会(ホールディングス人事担当執行役員)
環境	汚染の予防・持続可能な資源の利用・気候変動緩和及び適応・環境保護、生物多様性及び自然生息地の回復	グループCSR委員会(ホールディングス社長)
公正な事業慣行	汚職防止・責任ある政治的関与・公正な競争・財産権の尊重	グループコンプライアンス委員会(ホールディングス社長)
	バリューチェーンにおける社会的責任	グループリスク統括委員会 (ホールディングスリスク管理担当執行役員)
消費者課題	消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決・教育及び意識向上	グループ主要各社お客さまサービス部門、及び商品開発部門
	消費者データ保護及びプライバシー	グループリスク統括委員会 (ホールディングスリスク管理担当執行役員)
コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参画	グループCSR委員会(ホールディングス社長)

グループCSR委員会以外のISO26000中核主題・課題の活動は以下に示すとおりです。

●経営会議及びグループ戦略会議

当社は経営会議及びグループ戦略会議を設置しています。経営会議は、社長、副社長及び主担当の業務を有する執行役員で構成され、主に当社及びグループの経営管理に関する重要な事項を審議しています。また、グループ戦略会議は、社長及び経営企画部門、経営管理部門を担当する執行役員、並びに生命保険会社3社の社長を兼務する取締役で構成され、グループ戦略及びそれに付随する重要な事項を審議しています。

●グループコンプライアンス委員会

T&D保険グループのコンプライアンス態勢を強化することを目的に、取締役会の下部機関として設置しています。委員長は社長、副委員長はリスク統括部(コンプライアンス)担当執行役員です。グループのコンプライアンス態勢の推進や監視・改善等に加えて、公正な事業の推進の課題や、人権に対する違反等の課題も当委員会で調査・企画・協議されます。2016年度の開催回数は4回。審議・検討又は情報の共有を行った事項について、取締役会に報告しています。

●人事戦略協議会

当社と生命保険会社3社は、グループの内務職員の人事労務に関する課題を共有し、グループで対応すべき施策の重要事項を協力して調査・企画・協議するため、「人事戦略協議会」を設置しています。
当社の人事担当執行役員を議長とし、各社の人事部門の部門長が委員となり、毎月開催しています。女性活躍をはじめとするダイバーシティの推進、人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進、従業員の健康と安全の保護など、グループの人事課題に関する施策や運営方法の調査・企画・協議を通じて、「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しています。

●グループリスク統括委員会

当社グループにおけるリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図ることを目的に、経営会議の下部機関として設置しています。委員長はリスク統括部担当執行役員です。取引先の外部委託管理に係るリスクも当委員会で調査・企画・協議しています。
2016年度の開催回数は19回。審議結果について、経営会議及び取締役会に報告しています。

3. CSRの重点分野

3-1　CSR活動の重点分野

G4-18　G4-19　G4-20　G4-21

T&D保険グループは、事業活動に関わるさまざまなCSR活動の分野から、ステークホルダーへの影響が大きく、当社グループが安定的・持続的に企業価値を向上させるために優先して取り組むべきCSR重点分野を以下のように特定しました。2017年度も2016年度に引き続き、「より良い商品・サービスの提供」「人権の尊重」「地球環境の保護」を重点分野として選定し、グループCSR活動を推進します。

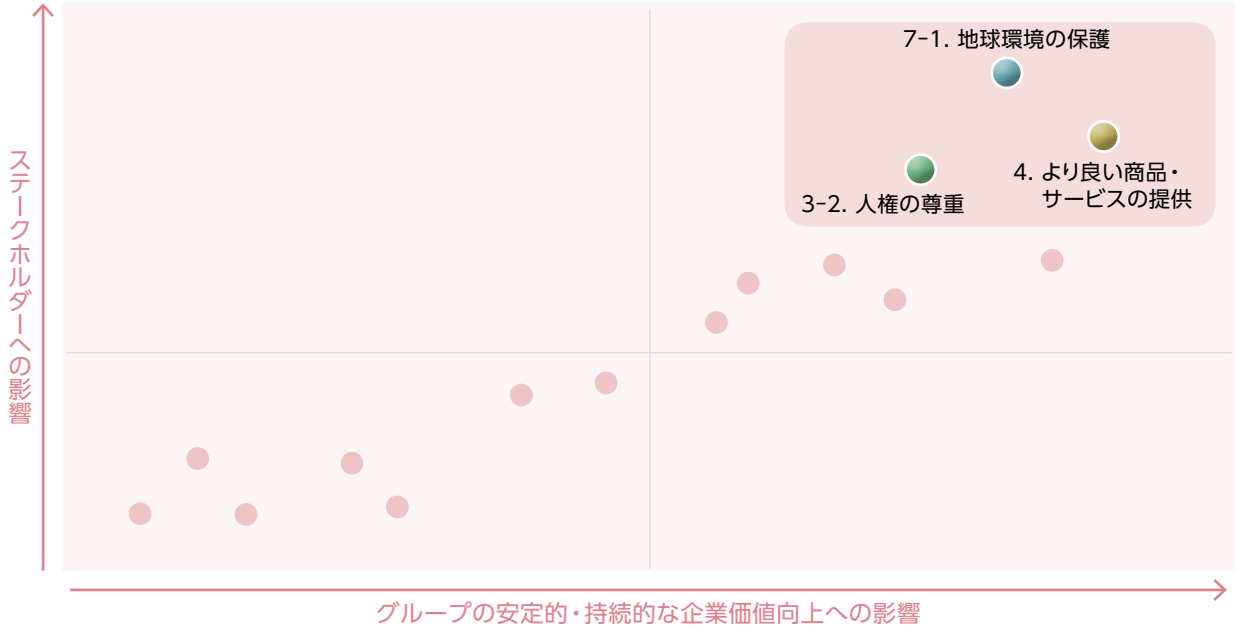

● 重点分野選定のプロセス

《活動分野の分類》

CSR活動分野をISO26000、GRIガイドラインを参考に15分野に分類しました。(次ページ参照)

《各分野の優先順位づけ》

各分野の重要性をステークホルダーへの影響*1と、当社グループの安定的・持続的な企業価値向上への影響*2の両面から定量的に評価し、3つの分野を重点分野候補として選定しました。

*1 ステークホルダーダイアログ指摘事項、SRI評価機関等の評価項目、他社のCSR取組状況等から評価
*2 T&D保険グループ経営理念・経営ビジョン・CSR憲章との関連性、グループが取り組むCSR活動の内容等から評価

《重点分野の評価・選定》

3つの候補分野を、社会の関心と取組要請の強さの側面、グループ経営理念・経営ビジョン・グループCSR憲章の実現の側面、および、SDGsへの貢献の側面から、相対的に取組優先度が高いことを確認し、重点分野として選定しました。

《重点分野の適切性の確認》

・第三者機関による重要分野選定プロセスのヒアリングと証跡のチェックを受け、レビュー結果報告を受けました。
・グループCSR委員会(T&Dホールディングス社長が委員長)で審議を行い、重点分野選定の承認を受け、取締役会に報告しました。

● 取組みの進捗管理と検証

・重点分野の活動は、グループCSR委員会で年間計画を策定し、実施状況を定期的に確認します。また、その経過は、定期的に取締役会に報告しています。

●活動分野の分類

重要性評価　区分	ISO26000 中核課題	GRI　G4の重要な側面 (社会的課題も含みます)※	影響の発生
1. 経済(価値配分)	組織統治	—	T&D保険グループ
	—	EC　経済的パフォーマンス	T&D保険グループ
2-1. コンプライアンス	公正な事業慣行	SO　腐敗防止	T&D保険グループ
		SO　反競争的行為	
		SO　コンプライアンス	
2-2. コンプライアンス	人権	HR　人権に関する苦情処理制度	T&D保険グループと サプライチェーン
2-3. コンプライアンス	消費者課題	PR　顧客のプライバシー	T&D保険グループとお客さま
3-1. 人権	人権	HR　投資	T&D保険グループと サプライチェーン
3-2. 人権の尊重	労働慣行	LA　雇用	T&D保険グループ
		LA　労働安全衛生	
		LA　研修及び教育	
		LA　多様性と機会均等	
4. より良い商品・サービス	消費者課題	PR　マーケティング・コミュニケーション	T&D保険グループとお客さま
		PR　コンプライアンス	
		PR　製品及びサービスのラベリング	
5. CSR調達	公正な事業慣行	SO　サプライヤーの社会への影響評価	サプライチェーン
6. 地域・社会への貢献	コミュニティへの参画・発展	SO　地域コミュニティ	地域コミュニティ
6-1. 健康への貢献	コミュニティへの参画・発展	コミュニティの健康促進	地域コミュニティ
7-1. 地球環境保護	環境	EN　原材料	T&D保険グループと地球環境
		EN　エネルギー	
		EN　水	
		EN　大気への排出	
		EN　廃水及び廃棄物	
		EN　コンプライアンス	
7-2. 地球環境保護	環境	EN　生物多様性	地球環境
8. 金融：環境投融資・オーナーシップ	金融の商品のCSR	FS10、11　環境投融資・アクティブオーナーシップ	投融資先
9. 人口変動高齢化対策	その他	人口変動高齢化対策	T&D保険グループ、 お客さまと地域コミュニティ
10. 業種特性から非対象	その他	財産権の尊重、 コミュニティへの経済影響等	—

※EC：経済、EN：環境、LA：労働慣行とディーセントワーク、HR：人権、SO：社会、PR：製品責任

3-2　SDGsへの貢献

2015年、「国連持続可能な開発サミット」で、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。アジェンダは各国の行政、一般市民、企業などを含む世界の人々すべてが協力して、世界の持続可能な発展を実現するための17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」(SDGs／Sustainable Development Goals)を掲げました。

SDGsは幅広い分野の課題の取組みを目指しており、T&D保険グループが事業を通じて人と社会に貢献する取組みに重なる部分が数多くあります。当社グループでは、グループCSRの重点分野の選定プロセス(前述)の中にSDGsへの貢献を組み入れ、事業の特徴や強みを活かしたグループCSRの取組みを通じてSDGsへの貢献を推進していくことといたしました。

グループで一体となって取組みを進める「T&D保険グループCSR憲章」の各分野、及び「T&D保険グループ中期経営計画(2016-2018年度)」の取組み項目と、「SDGsの17の目標」の関連は以下の通りです。

SDGs　17の目標			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
T&D保険グループCSR憲章とSDGsの関連 T&D保険グループCSR憲章																			
1. より良い商品・サービスの提供(重点分野)		お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品・サービスを提供します。			●					●	●	●							
2. コンプライアンスの徹底		法令、ルール等を厳格に遵守し、誠実に行動します。																●	
		公正かつ自由な競争を維持・促進します。								●									
		市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で対応します。																●	
3. 人権の尊重(重点分野)		人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。	●	●	●	●	●					●							
		従業員の人格を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、人材育成を図ります。					●			●									
		プライバシーを尊重し、個人情報の管理・保護を徹底します。																	
4. コミュニケーション		お客さまや株主はもとより広く社会に対して、経営情報を適時適切に開示するとともに、積極的に対話を図ります。												●					
5. 地域・社会への貢献		良き企業市民として積極的に社会貢献活動を行い、地域・社会の健全な発展に貢献します。	●		●	●				●	●	●							
6. 地球環境の保護(重点分野)		企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動します。											●	●	●		●		
T&D保険グループ中期経営計画とSDGsの関連 T&D保険グループ中期経営計画(2016−2018年度)																			
内部成長	国内生命保険事業戦略	【マーケティング戦略】 成長領域の拡大を目指し、グループ共通の取組みとして以下の施策を推進 ①シニアマーケットへの取組みを強化 ②T&Dフィナンシャル生命をグループ一体となり戦略的に強化			●					●		●							
		【資産運用戦略】 ERMを戦略的に活用し、ALMを原則としつつ収益源泉の多様化など資産運用の高度化を推進				●			●	●	●		●	●	●		●		
		【IT戦略】 グループシナジーの追求により、競争力を向上								●									
	国内周辺事業戦略	アセット・マネジメント事業、ペット保険事業				●			●	●			●	●	●		●		
外部成長	投資、M&A、提携等 ・国内生保事業・国内周辺事業・海外投資等				●					●									

4. CSR活動状況

DMA

4-1　2016年度　グループCSR活動状況報告

T&D保険グループでは、T&Dホールディングスの社長を委員長とし、グループ各社のCSR担当役員等を委員とする「グループCSR委員会」を設置し、グループ一体となったCSR活動を推進しています。
「グループCSR委員会」は、グループCSR活動推進の要となり、CSR活動の基本方針と重点分野を定め、年間計画を策定し、その実施状況を定期的に確認しています。2017年度は、「より良い商品・サービスの提供」「人権の尊重」「地球環境の保護」を重点分野と位置づけ、グループのCSR活動を推進しています。

2016年度 グループCSR活動状況報告（活動の一部です）

Plan 取組内容	Do 2016年度の結果・実績	Check・Action 2017年度の活動予定
● より良い商品・サービスの提供		
・生命保険事業を通じて社会的課題の解決に貢献することにより、すべてのステークホルダーの満足度の増大を追求していく	・認知症治療保険 17万件超過 ・介護保障商品販売／付帯サービス「介護コンシェル」提供 ・「家計にやさしい終身医療」発売 ・「ユニバーサルマナー検定」受講認定者支社配備 ・お支払い手続き訪問サービス（「かけつけ隊サービス」提供）	・社会的課題の解決に貢献する保険商品及びサービスの開発と提供を継続
● 人権の尊重		
【人材育成の取組み】 ・人材交流の拡充によるグループシナジーの発揮とグループを担う人材の育成	・グループ間人材交流を推進 ・グループ経営に係る合同セミナー等の層別実施	・人材交流の拡充によるグループシナジーの発揮とグループを担う人材の育成を継続
【ダイバーシティ及びワーク・ライフ・バランスの取組み】 ・グループ役職員全員が成長できる働き方改革の推進	・生命保険会社3社混合の働き方改革WGを組成 ・総労働時間縮減及び有給休暇取得促進の取組みを推進 ・LGBT対応をテーマとした層別の合同セミナー・研修を実施	・グループ役職員全員が成長できる働き方改革の推進を継続
【健康増進の取組み】 ・役職員の健康増進施策を実施	・グループ共同によるストレスチェックの実施 ・太陽生命では「太陽の元気プロジェクト」及び大同生命では「DAIDO-ココ・カラ」の推進を通じて、従業員の健康増進を図るための各種取組みを実施	・健康経営を推進
● 地球環境の保護		
電力使用量削減 目標期間：2013～2017年度（基準：2009年度） 対象範囲：ホールディングス、中核会社が保有又は賃借して使用するビル 目標：床面積当たり電力使用量10%以上削減	始業時間前・昼休みの消灯、OA機器の電源オフ等のほか、早帰り日の設定、クールビズ、ウォームビズ、ライトダウンキャンペーンの継続実施など、さまざまな取組みを実施	2016年度までの実績は基準年比81.8%と順調に進捗 左記の取組みを継続し、一層の電力使用量削減を推進
事務用紙使用量削減 目標期間：2014～2018年度 基準：2009～2013年度使用量の平均 対象範囲：ホールディングス、中核会社の本社使用分 目標：基準比9%削減	ペーパーレス会議の推進、保管文書の削減、2in1印刷・両面印刷の活用、コピー枚数の管理徹底等により、使用量削減を推進	2016年度までの実績は基準年比79.0%と順調に進捗 左記の施策を通じた使用量削減の取組みを推進
グリーン購入比率 目標：文具・事務用品のグリーン購入比率80%以上 対象範囲：ホールディングス、中核会社	グループ共通のグリーン購入基準を定め、環境にやさしい商品の優先購入を推進	2016年度実績はグリーン購入比率96.0%と、目標達成を継続 環境対応商品の優先購入の取組みを継続
● コミュニケーション		
・グループCSR関連情報の発信 ・グループ内のCSR意識向上	・グループCSRレポートを発行するとともに、ホームページ開示情報を拡充 ・グループCSR役員・部長合同セミナー及び管理職合同セミナーの開催	・グループCSRレポートの開示情報の拡充及び取組みや成果等を含むグループCSR関連情報の発信の充実 ・CSR情報の教育・研修（セミナー、e-ラーニング等）の実施等を通じたグループ内のCSR意識向上に向けた取組みを継続
● 地域・社会への貢献		
・クリーンキャンペーン（地域清掃活動） ・グループ共同献血	・太陽生命「全国一斉クリーンキャンペーン」を実施 ・各社本社部門（東京）が共同で年2回の献血を実施（2016年度の献血来場者数 延べ314人）	・継続してクリーンキャンペーンを実施 ・継続して年2回のグループ共同献血を実施

5. ステークホルダーエンゲージメント

G4-24 G4-25 G4-26 G4-27

5-1 コミュニケーション

●T&D保険グループとステークホルダーの皆さま

●ステークホルダーの声を活かした経営

当社グループでは、ステークホルダーの皆さまと積極的に対話していくことをT&D保険グループCSR憲章「4.コミュニケーション」に謳っています。生命保険会社3社では、ご契約者、代理店などのステークホルダーの皆さまとのあらゆる接点でいただいた声を経営に活かしています。

●積極的な情報開示

当社グループは、積極的なコミュニケーション活動を推進し、お客さま、株主・投資家の方々など、多様なステークホルダーに対して、わかりやすい情報開示を目指しています。T&Dホールディングス及び生命保険会社3社は、社会からの信頼の維持向上を図るため、「ディスクロージャー規程」*を制定し、積極的なディスクロージャーによる経営の透明性の確保、緊急時の適時・公平・正確かつ、グループとして統制のとれた情報開示に努めています。

*T&Dホールディングスでは、「ディスクロージャー規程」に基づいて「ディスクロージャー基本姿勢」を策定し開示しています。

《主なステークホルダーとの対話》

株主・投資家	**株主総会・決算説明会・株主や機関投資家への個別訪問・株主通信の発行 など** 株主総会のほか、機関投資家向けにIR説明会、電話会議、個別訪問などを実施。株主の皆さま(239,417名、2017年3月末時点)に、グループの事業概況などをお知らせするため、年2回(6月・12月)「株主通信」をお送りしています。
お客さま	**お客様の声・お客さまアンケート・ふれあい倶楽部・事業報告懇談会・ サービス品質向上委員会・サービス監理委員会 など** 営業担当者、代理店、コールセンター、インターネットなど、お客さまとの接点を多数設置するほか、「担当者の応対態度」や「書類のわかりやすさ」をおうかがいする「新契約お手続きアンケート」「お客さま満足度に関するアンケート」で幅広くお客さまの声をお聴きしています。また、お客さまの満足度向上に向け委員会を設置し、弁護士、消費者問題の見識者等の外部委員からいただいたご意見を経営に活かしています。
従業員	**教育研修・人権研修・従業員意識調査・労働組合との意見交換協議・内部通報制度 など** 「OJT」「集合研修」「自己啓発支援」を柱とした教育研修を実施。また、差別問題、ハラスメントなど人権啓発研修を実施し、人権に対する理解を深めています。また、意識調査を通じて従業員の満足度や意欲向上への意見・要望を吸い上げるほか、労働組合との対話では、経営内容・方針をはじめ賃金、労働時間、休暇、人事制度、福利厚生など、多様なテーマについて意見交換を行っています。
環境保護・ 地域社会への貢献	**21世紀金融行動原則、国連グローバル・コンパクト、 日本UNEP協会参加・公益財団法人日本ダウン症協会への支援、 公益社団法人日本フィランソロピー協会への協力・太陽生命の森(もり)林の活動 など** 21世紀金融行動原則、国連グローバル・コンパクトなどのイニシアティブに参加し、参加企業の勉強会や対話の機会を通じて、幅広く意見交換を行っています。また、各分野で活動するNPOへの支援・参加を通じて、ステークホルダーの企業に対する期待や、当社グループの貢献の可能性を理解する機会を得ています。

Ⅲ ガバナンス・内部統制

1. コーポレート・ガバナンス

G4-34 G4-LA12

1－1 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

T&D保険グループでは、「機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すこと」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。この考え方に基づき、持株会社であるT&Dホールディングスは、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、生命保険会社3社（太陽生命保険、大同生命保険、T&Dフィナンシャル生命保険）に、T&Dアセットマネジメント及びペット&ファミリー少額短期保険を加えた5社（直接子会社）に関する経営上のリスクを的確に把握し、当社グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでいます。一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、独自性・専門性を最大限発揮し、当社グループ企業価値の増大に努めています。このように、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえで、グループ経営を推進しています。

コーポレート・ガバナンスについての詳細は、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」もご参照ください。
WEB http://www.td-holdings.co.jp/company/governance

1－2 コーポレート・ガバナンス体制の概要

T&Dホールディングスは、取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施しております。また、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しております。さらに、当社では、役員の選任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

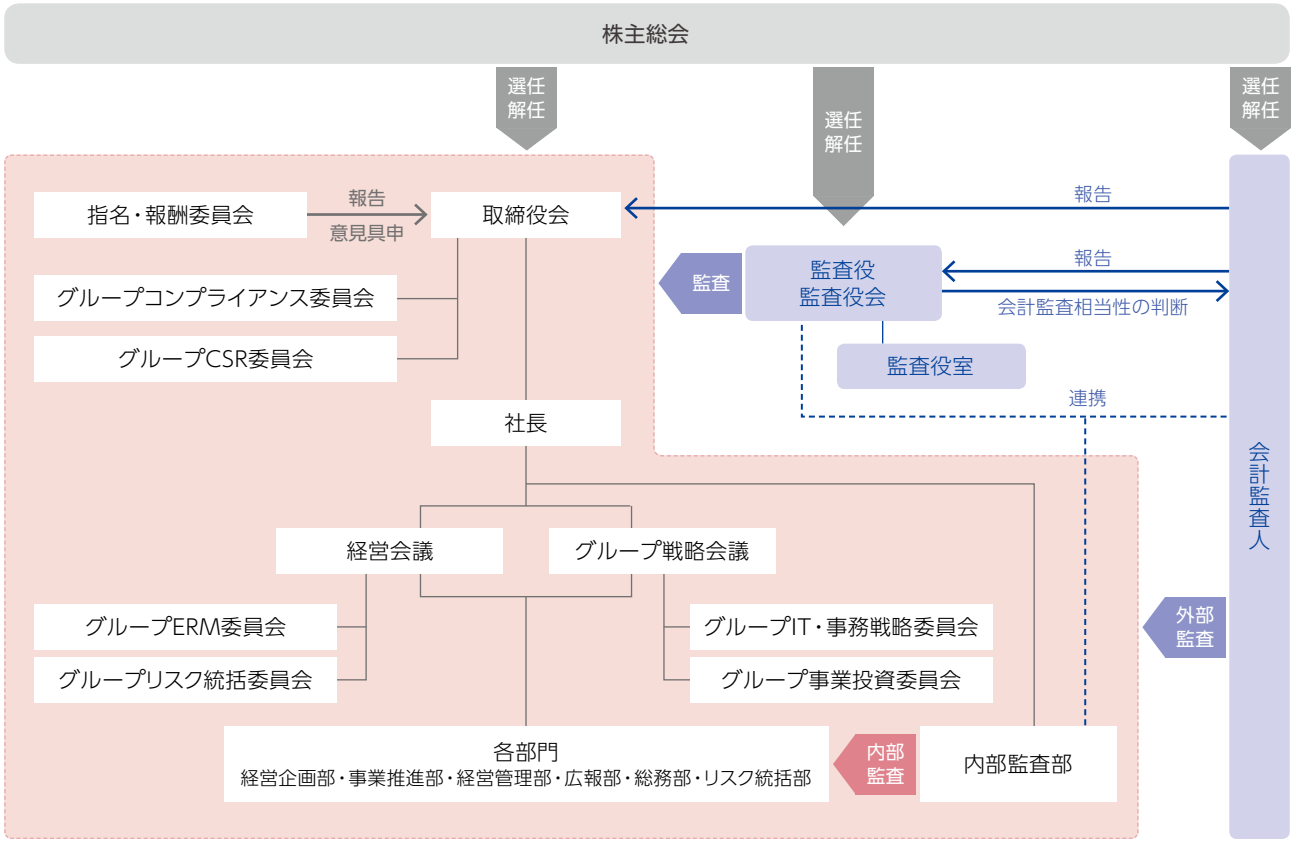

1-3　コーポレート・ガバナンスの状況

●株主総会

株主総会は、株主によって構成されるT&Dホールディングスの最高意思決定機関で、T&D保険グループの事業報告、連結及び単体の計算書類の報告、並びに剰余金の処分や役員の選任等の法令及び定款に定める重要事項の決議が行われます。定時株主総会は毎年1回開催されます。

●取締役会

（責務・役割）

当社の取締役会は、法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。

また、当社の取締役会は、前述の事項を除く業務執行に係る権限を、代表取締役社長に委任しております。さらに、代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する執行役員に委任することで、監督機能と業務執行機能の分離を図り、業務執行に係る意思決定の迅速化を推進しております。

（構成）

取締役の員数は、定款で定める12名以内とし、当社グループの中核事業である生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成しております。

また、当社グループにおける十分な意思疎通及び迅速な意思決定を図るとともにグループガバナンスを強化する観点から、生命保険会社3社の社長をはじめ、直接子会社と当社を兼務する取締役を複数選任しております。

さらに、社外の企業経営者・法律専門家等、豊富な経験と見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等及び業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任しております。社外取締役は、当社及び東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。

（実効性評価）

当社は、2016年度の取締役会全体としての実効性に関し、取締役・監査役の自己評価及びインタビュー等をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。

自己評価調査票の大項目は以下のとおりです。

(1)取締役会の機能、(2)取締役会の構成、(3)取締役会の運営、(4)社外役員に対する情報提供、(5)トレーニング、(6)総合評価

当社の取締役会は、全体として概ねその役割・責務を実効的に果たしていると判断しております。

2015年度評価で課題と認識しました事項(付議方法、説明方法、資料作成方法等)につきましては、概ね改善されております。

なお、取締役会の活性化に資する態勢整備につきましては、引き続き改善の必要性を認識しており、例えば、取締役会の審議方法・付議資料の見直し、及び役員トレーニングの充実等を図ってまいります。また、取締役会のメンバー構成につきましても、多様化を推進してまいります。

本実効性評価等を踏まえ、取締役会の監督機能及び意思決定プロセスの更なる向上を図ってまいります。

取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
男性	10名
女性	1名
うち社外取締役	2名(うち女性1名)
社外取締役の活動状況	取締役会にて、企業経営に携わった経験に加え、企業法務部門の経験を有する大学教授として培った専門的見地、あるいは弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長、又は委員として、当社及び主な子会社の役員の選任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 上記のほか、定期的に「代表取締役との意見交換」「会計監査人との意見交換」「各所管部門長との意見交換」「主要な子会社の取締役・執行役員との意見交換」及び「主要な子会社の事業所等訪問」等の活動を行っております。

※上記は2016年度末の状況。
　2017年6月28日現在、取締役の人数は12名、うち社外取締役3名(うち女性1名)

● 監査役会

当社は、監査役会設置会社です。監査役は取締役会、経営会議、グループ戦略会議、グループコンプライアンス委員会、グループリスク統括委員会、グループCSR委員会など、重要な会議への出席などを通じ、取締役の職務執行の監査を行っています。社外監査役は、当社及び東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しています。監査役会は、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議を行い、又は決議をします。

監査役の人数	4名
男性	4名
女性	0名
うち社外監査役	2名
社外監査役の活動状況	取締役会及び監査役会にて、弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 上記のほか、定期的に「代表取締役との意見交換」「会計監査人との意見交換」「各所管部門長との意見交換」「主要な子会社の取締役・執行役員との意見交換」及び「主要な子会社の事業所等訪問」等の活動を行っております。

● 取締役及び監査役候補者の選任

(プロセス)

取締役及び監査役候補者については、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会にて選任します。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ることとしています。

(基準)

取締役については、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること、監査役については、取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有することをそれぞれ主要な基準としています。社外取締役及び社外監査役については、上記の要件に加え、当社及び東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められることを基準としています。

● 取締役及び監査役の報酬等

(取締役の報酬等)

取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)の報酬等は、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬等は、月例報酬で構成しています。

取締役の報酬等は、2017年6月28日開催の第13回定時株主総会にて、年額上限額(年額500百万円以内、うち社外取締役分は年額40百万円以内)の決議を行い、そのうち取締役の賞与の総額については、取締役会にて年額上限額を決定しています。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の年額上限額を決議しています。各取締役の月例報酬及び賞与は、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価及び担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会において審議のうえ決定しています。

株式報酬型ストックオプションは、業務執行から独立した立場である社外取締役を含む非常勤取締役を除く取締役に対して、企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、役位に応じた新株予約権を割り当てることとしています。

また、取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)は、月額報酬の一定額以上を、役員持株会を通じた自社株購入に充てることとしています。

(監査役の報酬)

監査役の報酬等は、月例報酬で構成しています。監査役の報酬等は、2012年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額上限額(130百万円)の決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しています。

● 経営会議及びグループ戦略会議

P.14『2-2 マネジメントアプローチ』の「経営会議及びグループ戦略会議」をご参照ください。

● 執行役員制度

当社は、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しています。

1－4　社外からの経営参画

生命保険会社3社では、重要な経営課題に関する社内委員会において、社外有識者などに参画していただくことにより、業務運営の適正性と透明性の確保に努めています。

●サービス品質向上委員会（太陽生命）

〈社外委員〉　医師、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家

〈主な検討事項〉　保険金・給付金の査定・支払管理態勢、保険金請求時などの書類のわかりやすさ、保険金等支払業務の適切性、「お客様の声」の状況、「お客様の声」を活かした業務改善の取組状況

●保険金等支払審議会（大同生命）

〈社外委員〉　弁護士、消費者問題の見識者

〈主な検討事項〉　お支払いに関する苦情への対応・紛争処理策の審議、お支払いに該当しないと判断した事案の検証内容・結果の妥当性、お客さま宛のご案内文書や資料のわかりやすさ

●サービス監理委員会（T&Dフィナンシャル生命）

〈社外委員〉　弁護士、消費者問題の見識者、マスコミ関係者

〈主な検討事項〉　保険金等のお支払いに関する適切な態勢の確保を通じて、保険契約者などの正当な利益の保護に資すること及びお客さまの満足度向上に向けた取組みを包括的に審議

1－5　委員会

●指名・報酬委員会

役員の選任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保、説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として設置しています。委員長は社外取締役、委員は取締役社長及び社外取締役です。
2016年度の開催回数は6回。審議結果について、取締役会に報告しています。

●グループコンプライアンス委員会

P.14『2－2 マネジメントアプローチ』の「グループコンプライアンス委員会」をご参照ください。

●グループCSR委員会

P.13『2－1 CSR推進体制』の「グループCSR委員会」をご参照ください。

●グループリスク統括委員会

P.14『2－2 マネジメントアプローチ』の「グループリスク統括委員会」をご参照ください。

●グループERM委員会

T&D保険グループの収益・リスク・資本を経済価値ベースで一体的に管理するエンタープライズ・リスク・マネジメント（ERM）の推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大を促進することを目的に、経営会議の下部機関として設置しています。
委員長は経営企画部担当執行役員、副委員長は経営管理部担当執行役員及びリスク統括部担当執行役員です。
2016年度の開催回数は22回。審議結果について、経営会議、グループ戦略会議及び取締役会に報告しています。

●グループ事業投資委員会

当社グループの事業投資等について、一元的な推進・管理を行うことにより、効率的かつ実効性の高い業務運営を実現することを目的に、グループ戦略会議の下部機関として設置しています。委員長は、事業推進部担当執行役員です。2016年度の開催回数は12回。審議結果について、経営会議、グループ戦略会議及び取締役会に報告しています。

●グループIT・事務戦略委員会

IT・事務に関するグループ横断的な課題への対応を図ることを目的に、グループ戦略会議の下部機関として設置しています。委員長は経営企画部担当執行役員、副委員長はT&D情報システムの取締役社長です。2016年度の開催回数は9回。審議結果について、経営会議、グループ戦略会議及び取締役会に報告しています。

1-6　内部監査体制

T&D保険グループでは、T&Dホールディングス及び直接子会社に他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しています。内部監査部門は経営目標の効果的な達成に役立つよう、業務執行部門の内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行っています。
また、当社内部監査部は、直接子会社の内部監査実施状況のモニタリングなどを通じてグループ全体の内部管理態勢を把握するとともに、必要に応じて指導・助言することにより、グループ全体の内部監査態勢の強化に努めています。

●グループ内部監査体制の概要

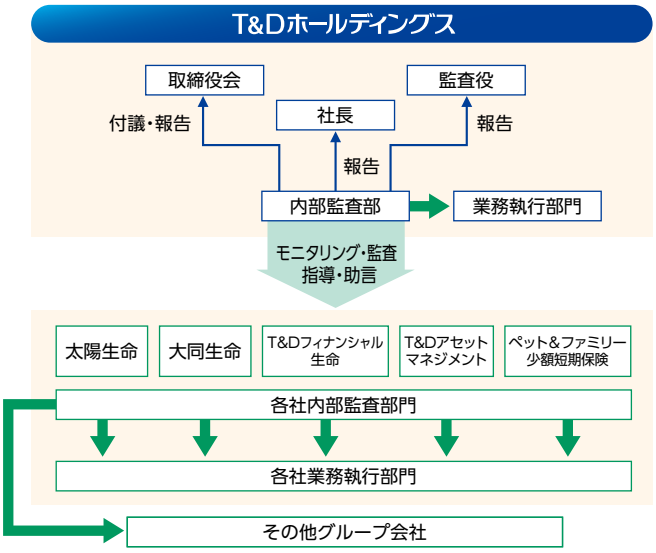

1-7　内部統制

●内部統制システムの整備

T&D保険グループは、グループのコア事業である生命保険事業の社会公共性に鑑み、業務の健全性・適切性の確保及び社会的責任に応えるため、業務執行を適切にコントロールすること、及びグループ運営の過程で生じる不測の事態がもたらす経営への影響を最小限にとどめることが重要と考えます。
この考え方に基づき、T&Dホールディングス及び直接子会社では、会社法第362条第4項第6号に規定される内部統制システムの体制整備を行っております。また、各社の取締役会は、当該内部統制システムの体制整備及び運用の状況について定期的にモニタリングを実施し、その適正性を確認するとともに、更なる改善及び強化に継続的に取り組んでおります。

●内部統制報告制度への対応

一方、金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」について、当社グループでは有価証券報告書などの財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制を構築し、経営者自らがその有効性を評価・報告したうえで、その評価の妥当性について公認会計士などの外部監査人による監査を受けています。

2. 株主・投資家への情報公開

2-1　株主還元方針

T&Dホールディングスは、「当社およびグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保したうえで、株主価値の向上に取り組み、安定的な利益配分を実施していく」という基本方針のもと、安定的な現金配当と機動的な自己株式の取得を実施していきます。

2-2　情報開示

T&D保険グループの現状及び今後の事業展開について、ステークホルダーの皆さまにご理解いただけるよう、情報開示の充実に努めています。

●アニュアルレポート

アニュアルレポートは、投資家・株主の皆さま向けに発行している年次報告書です。2015年度より、非財務情報の一層の充実化・統合化を図り、T&D保険グループのさまざまな活動を体系的にお伝えする「統合版」の掲載を開始しています。

●ディスクロージャー誌

保険業法に基づき作成された各社のディスクロージャー資料をホームページに掲載しています。

●株主通信

株主さま宛てにお送りする小冊子（事業年度ごとの業績・経営状況、トピックス等のお知らせ）をホームページに掲載しています。

●有価証券報告書

金融商品取引法に基づき作成・提出した有価証券報告書等をホームページに掲載しています。

WEB 上記の詳細は、当社ホームページ「株主・投資家の皆さま」の「IR資料室」をご覧ください。
http://www.td-holdings.co.jp/ir/document/

2-3　IR活動

T&Dホールディングスは、「適時」「公平」「正確」を原則として、積極的なIR活動を行い、当社グループの経営環境・経営戦略及び財務・業績状況に関する情報を「継続的」かつ「わかりやすく」ご提供するよう努めています。具体的な取組みとして、機関投資家向けのIR説明会、電話会議、個別面談、個人投資家向けの会社説明会などを実施しているほか、証券アナリストとも積極的に意見交換を行っています。なお、IR活動を通じて投資家から寄せられた有用な情報などについては、定期的に経営陣へフィードバックしています。

●活動内容

主な内容

《個人投資家向け説明会》

IR担当役員等を説明者とする個人投資家向け説明会を開催しています。

《機関投資家・アナリスト向けIR》

四半期決算ごとにIR担当執行役員による電話会議、及び中間・年度末決算ごとに社長によるIR説明会を開催しています。また、機関投資家・アナリストと社長やIR担当執行役員による個別ミーティングを実施しています。

《海外投資家向けIR》

欧米及びアジアにおいて、社長及びIR担当執行役員が海外機関投資家を個別訪問しているほか、証券会社開催の海外機関投資家向けコンファレンスなどで個別ミーティングを実施しています。

《IR情報のホームページ掲載》

ホームページにて、個人投資家向けIR情報の発信や、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、IR説明会資料、IR説明会及び電話会議の動画・音声資料を掲載しています。

2-4　株主総会

T&Dホールディングスでは、株主総会を株主の皆さまとの重要なコミュニケーションの機会と捉え、わかりやすく開かれた株主総会運営を目指すことを基本方針としています。株主総会の開催にあたっては、招集通知の早期発送、発送前の自社ホームページ掲載、英訳版の作成・公表等により、株主の皆さまが議案を十分にご検討いただけるよう努めています。また、株主の皆さまの利便性向上のため、インターネットを通じた議決権行使を採用しています。株主総会の運営では、会場の大型スクリーンを使用し、図表・イラストを交えて報告事項等をご説明するとともに、株主の皆さまからのご質問に対しては役員が丁寧にかつ的確に回答するなど、一層の理解促進に努めています。

2-5　SRIインデックスへの組み入れ

T&Dホールディングスは、SRI（社会的責任投資）インデックスの構成銘柄に採用されています。社会的責任投資とは、財務的な観点だけでなく、環境や社会への活動など、CSRの観点を加味した評価により、投資先企業を選定する投資手法です。今後とも信頼できる長期的投資先として、投資家の皆さまにお応えできる企業グループでありたいと考えています。

●T&Dホールディングスが組み入れられているSRIインデックス（2017年8月1日現在）

国際	FTSE4Good Index Series	MSCI ESG Leaders Indexes	
日本	FTSE Blossom Japan	MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数	MSCI 日本株女性活躍指数（WIN）
		モーニングスター社会的責任投資株価指数	

MSCI ESG Research logo disclaimer:
THE INCLUSION OF T&D Holdings, IN ANY MSCI INDEX, AND THE USE OF MSCI LOGOS, TRADEMARKS, SERVICE MARKS OR INDEX NAMES HEREIN, DO NOT CONSTITUTE A SPONSORSHIP, ENDORSEMENT OR PROMOTION OF T&D Holdings, Inc. BY MSCI OR ANY OF ITS AFFILIATES. THE MSCI INDEXES ARE THE EXCLUSIVE PROPERTY OF MSCI. MSCI AND THE MSCI INDEX NAMES AND LOGOS ARE TRADEMARKS OR SERVICE MARKS OF MSCI OR ITS AFFILIATES.

2-6　株主構成

G4-7　G4-9

●所有者別所有株式数（2017年3月31日現在）

株主区分	政府・地方公共機関	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	個人・その他	計
所有株式数（千株）	2	191,160	12,837	133,080	257,110	87,288	681,480
所有株式数の割合（%）	0.00	28.05	1.88	19.53	37.73	12.81	100.00

*所有株式数の割合は小数点第3位を四捨五入しています。

●大株主の状況（2017年3月31日現在）

氏名または名称	所有株式数（千株）	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	35,346	5.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,170	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,487	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	13,214	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	9,731	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	9,694	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	9,194	1.35
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	8,979	1.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,822	1.29
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	8,601	1.26
計	152,241	22.34

*上記のほか2017年3月31日現在において、当社保有の自己株式48,925千株（7.18%）があります。なお、当社保有の自己株式は、2017年8月31日に26,480千株消却し、消却後の発行済株式総数は655,000千株となりました。

1. ERM

G4-14

1－1　ERMの取組み

ERMとはEnterprise Risk Management（エンタープライズ・リスク・マネジメント）の略で、収益・リスク・資本を一体的に管理することにより、企業価値の増大や収益の最大化といった経営目標を達成することを目的とした戦略的な経営管理手法のことを指します。
リスク（損失）を回避するための受身的なリスク管理と異なり、ERMではリスクは排除・削減するだけのものではなく、リターン（収益）も考慮に入れ「能動的に選択してとるもの」と位置づけています。また、ERMでは収益・リスク・資本を同一の評価基準で定量化し、これらを統合的に管理し経営判断を行うことで、健全性を確保しつつ収益を追求することが可能となります。
T&D保険グループでは、このERMをグループベースで行うための組織として「グループERM委員会」を設置しています。当委員会が中心となってグループのERMを推進することで、健全性の向上を図りつつ、企業価値の安定的・持続的な増大を実現していきます。
具体的には、経済価値ベースで収益・リスク・資本を評価し、グループリスク選好として健全性及び収益性に関する基準を設定したうえで、当方針を満たすよう経営計画を策定（Plan）、経営施策を執行（Do）、計画の進捗状況をモニタリング（Check）、必要に応じ計画等を見直す（Action）という「PDCAサイクル」を通じて、ERMを推進していきます。

●統合的リスク管理の取組み

ERMを推進するにあたり、どのようなリスクがどの程度存在するかを適切に把握することが重要となります。当社グループでは、グループを取り巻くさまざまなリスクをリスク種類ごとに定量化し、損失発生時の影響を把握するとともに、定量化していないリスクも含めた事業全体のリスクの適切なコントロールを通じて、経営目標の達成等につなげる統合的リスク管理に取り組んでいます。

●PDCAサイクル

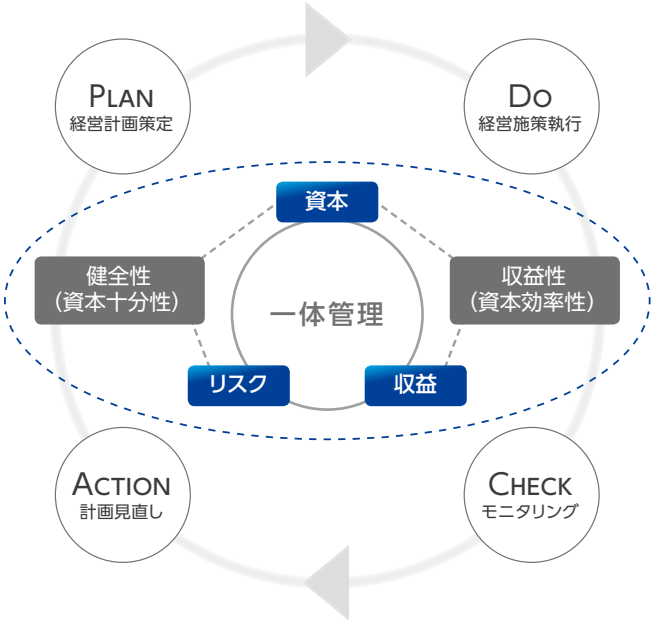

2. リスク管理

G4-14　DMA

2－1　リスク管理の基本的な考え方

T&D保険グループでは、T&Dホールディングスがグループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」を策定し、生命保険会社3社等は当方針のもと、関連会社を含めたリスク管理体制を整備しています。
当社は、グループにおけるリスクを統括管理するためグループリスク統括委員会を設置し、統一した経済価値ベースのリスク管理指標等に基づくリスクの状況について、生命保険会社3社等から定期的及び必要に応じて報告を受け、グループ各社が抱える各種リスクの状況を把握しています。また、当社は、グループ各社のリスクの状況を取締役会に報告するとともに、必要に応じて生命保険会社3社等に対し指導・助言を行うことにより、各社におけるリスク管理を徹底し、グループ全体のリスク管理体制の強化に取り組んでいます。

2-2　リスク管理体制

T&D保険グループでは、生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題の一つと位置づけ、持株会社であるT&Dホールディングスの統括管理のもと、グループ各社は自己責任原則に基づき事業特性に応じて適切なリスク管理を実施しています。

●グループリスク管理体制の概要

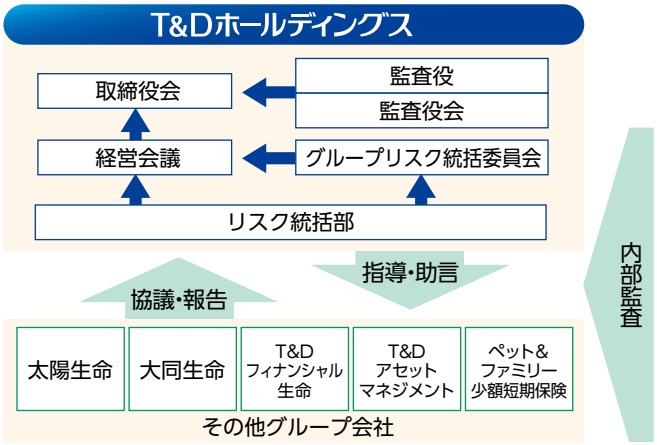

2-3　リスクの分類と対応

T&D保険グループでは、経営上の主要なリスクを下記のとおり分類し、リスク分類ごとに管理方針を定め、リスクの発生を防止又は一定の許容範囲内にコントロールするよう努めています。

保険引受リスク	資産運用リスク	流動性リスク
オペレーショナルリスク*	風評リスク	関連会社等リスク

*上記オペレーショナルリスクは、事務リスク・システムリスク・法務リスク・労務人事リスク・災害リスクに分類して管理しています。

WEB リスクの分類と対応についての詳細は、T&Dホールディングスのホームページをご覧ください。
http://www.td-holdings.co.jp/company/governance/risk.html

2-4　リスクの認識と評価（リスクプロファイル）

G4-SO3

T&D保険グループでは、リスクの多様化・複雑化に対応するため、リスクプロファイル*を用いて、当社グループを取り巻くリスクを網羅的に整理しています。リスクカテゴリー別にリスクを網羅的に洗い出し、当該リスクを把握・評価するとともに、各リスクの重要性、影響度、コントロール状況等を総合的に勘案し、取組事項の優先順位づけに活用し、必要に応じて経営計画等へ反映しています。なお、新たな重要なリスクの発生や、既に認識しているリスクの大きな変更等を的確に認識・把握するため、原則として四半期ごとにリスクプロファイルの見直しを行い、グループリスク統括委員会及び取締役会に報告しています。

*「リスクプロファイル」とは、リスクの性質、規模など各リスクの特性を表すさまざまな要素により構成されるものの総称です。
*当社「リスクプロファイル」には、環境・社会（人権・労働・腐敗防止等）・ガバナンスをはじめとする持続可能性を巡る課題対応が含まれています。

2-5　リスクレビュー（ESR）

T&D保険グループでは、リスク選好度／許容度を定める具体的な定量的指標として、法定ソルベンシー・マージン比率のほか、経済価値ベースのリスク管理指標であるESR（Economic Solvency Ratio）を設定しています。ESRは、経済価値ベースの純資産（サープラス）を、保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等について内部モデルを用いて計測した経済価値ベースのリスク量であるエコノミック・キャピタル（EC）で除して算出しています。ECをサープラスの一定の範囲内にコントロールすることなどにより、経済価値ベースのリスク管理を行っています。ESR及び法定ソルベンシー・マージン比率は月次で管理しており、その他のリスクレビューと同様に、グループリスク統括委員会及び取締役会に月例報告をしています。

●ESRの状況

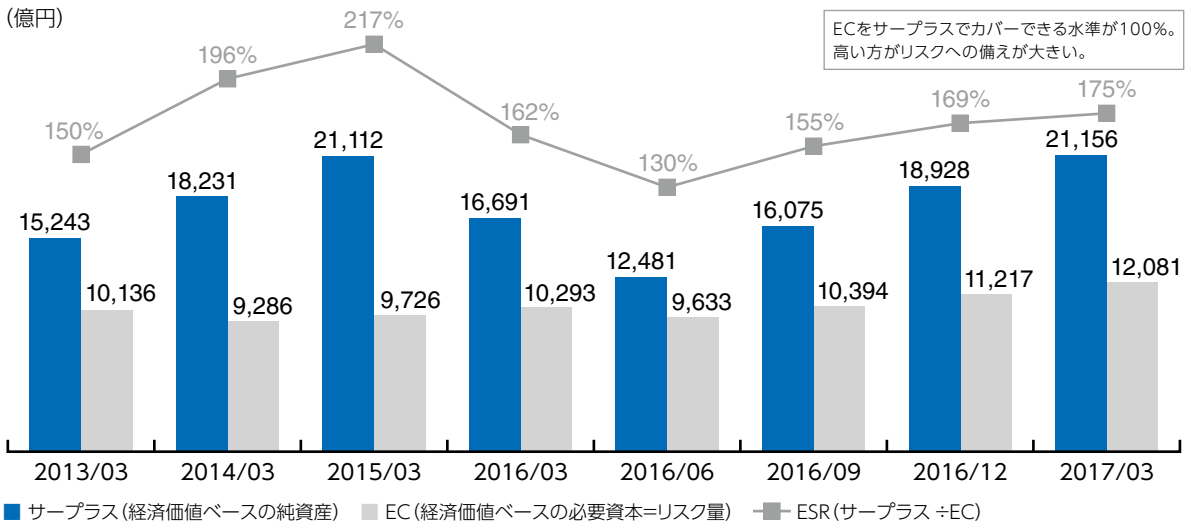

2-6　リスクポートフォリオの最適化(内部モデルによるリスク計測とストレステスト等による補完)

T&D保険グループでは、定量的に捉えられるリスクを内部モデルで計測するとともに、定量的に捉えきれないリスクについては、定性面も含めてリスクプロファイルを整理するとともに、ストレステストを実施することなどを通じて、リスクポートフォリオの最適化を図っています。なお、リスク計量化モデルを補完するため、マクロ経済、ミクロ経済の長期予測を反映した複数のシナリオでストレステストを実施しています。

2-7　サイバーセキュリティの取組み

T&D保険グループでは、法規制を遵守し、適切に情報資産保護管理を行うとともに巧妙化するサイバー攻撃等から情報資産を守ることが経営の重要課題と認識し、生命保険事業を営む会社としての社会的責任を果たすため、全役職員が取り組む義務と位置づけております。
特に、近年巧妙化し増加している金融機関を標的としたサイバー攻撃に対して、お客さまにより安全なサービスを提供するため、常時、セキュリティツールによる監視を行うとともに、サイバー攻撃に係る情報収集・分析・対応などを担うグループ横断的なグループCSIRT(Computer Security Incident Response Team)及び個社ごとのCSIRTを設置しています。また、グループとしての訓練や個社ごとの訓練を実施するとともに、業界横断的訓練・演習に参加し、その中で発見された課題は対応手順やマニュアルに反映し、実践力の強化を図っています。
多層的なセキュリティ対策(入口対策、出口対策、内部対策)を実施するとともに、第三者機関から定期的にセキュリティ診断を受け、必要な対策を速やかに実施しています。
グループの全役員を対象に、外部専門家によるサイバーセキュリティの最新動向の研修を実施し、サイバーセキュリティのリスク認識を高めるとともに、役職員の情報セキュリティやサイバーセキュリティに関する研修(集合研修やe-ラーニング等)や不審メールに対する訓練を継続して実施し、セキュリティリテラシーの向上に努めています。

●個人情報の保護

T&Dホールディングス及び生命保険会社3社等では、個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)を制定し、各社ホームページなどで公表しています。また、T&D情報システムは、当社グループの情報システムを支える会社として、個人情報を含むさまざまなデータを適正に運用し、厳重な保護管理を行っています。2005年5月に個人情報の適切な取扱いを行う事業者に付与される「プライバシーマーク」の認証を取得しました。また、2007年3月には情報セキュリティマネジメントの国際規格であるISO27001の認証を取得し、2015年3月に新規格へ移行しました。
どちらについても、高いセキュリティレベルを維持するため継続的に認証を更新しています。

たいせつにしますプライバシー
11820344(07)

2-8　危機対応

T&D保険グループでは、グループの危機事態への対応に関する基本的事項を定めた「グループ危機対応規程」を策定しています。その中で、大規模自然災害等の発生時には、役職員の生命身体の安全を最優先し、被災地域への支援など社会への貢献にも配慮したうえで保険金等支払業務の継続・早期復旧を図ることが重要な社会的使命であると認識し、そのための態勢整備に努めることを基本方針として定めています。また、グループの役職員を対象とする安否確認システムの導入や、大規模震災の発生を想定したグループ横断的な訓練の実施等、実効性ある危機対応態勢の整備に努めています。

3. コンプライアンス　DMA

3-1　コンプライアンスの基本的な考え方

T&D保険グループは、CSRの取組方針である「T&D保険グループCSR憲章」に「法令、ルール等を厳格に遵守し、誠実に行動する」ことを明記し、法令等遵守を経営の重要課題と位置づけています。CSRの推進において、コンプライアンスはその中核となる欠くことのできない要素であるという認識のもと、グループすべての役職員に「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」等を周知徹底し、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

3-2　グループコンプライアンス推進体制

T&Dホールディングスは「T&D保険グループコンプライアンス態勢整備基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進体制を整備しています。まず、グループにおけるコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス推進の統括部門としてリスク統括部を設置し、生命保険会社3社等のコンプライアンス統括部門と連携を図りながら、定期的なモニタリングを行い、指導・助言を行っています。生命保険会社3社等においても、コンプライアンス委員会及び統括部門を中心とした推進体制がとられています。

●グループコンプライアンス推進体制の概要

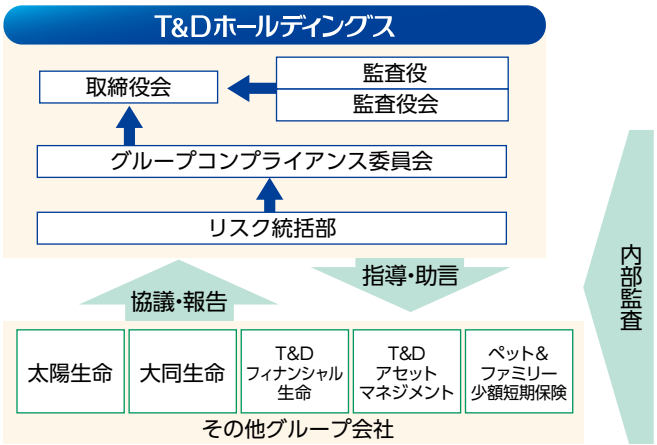

3-3　コンプライアンス推進のための取組み　G4-SO4

●コンプライアンス・プログラム

T&D保険グループの各社では、法令等遵守に関する基本方針のもと、その規模や特性に沿った適切な施策を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めています。例えば、T&Dホールディングスや生命保険会社3社等では、すべての役職員が法令等遵守を実現するために、具体的な実践計画となる「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス研修の実施等、業務遂行におけるコンプライアンスの徹底を図っています。

●コンプライアンス・マニュアル

当社グループの各社では、営業職員、内務職員、代理店等の対象別に「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、日常業務の手引書にすると同時に、コンプライアンス研修の教材として活用しています。

3-4　贈収賄・汚職防止

T&D保険グループでは、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」で、「取引相手や公務員等との関係において腐敗防止に取り組む」ことを明示しています(P.10)。贈収賄の防止のほか、マネー・ローンダリング対策や費消・流用の禁止等を含む汚職防止について、全役職員に対してコンプライアンス・プログラムやコンプライアンス・マニュアル等を通じて、周知徹底しています。また、贈収賄・汚職については、賞罰規程で懲戒事由の中でも著しく悪質又は影響が重大な事由として規定しています。なお、贈収賄・汚職を含むすべての不祥事件(含不祥事件懸念)は、取締役会に報告されます。
また、新規事業投資については、贈収賄・汚職防止の観点でのチェックをリスク評価項目に加え、適正な審査を行っています。
なお、2016年度現在、贈収賄・汚職に関する不祥事件及び訴訟事案の発生はありません。

《T&Dホールディングス コンプライアンス・マニュアル抜粋》

[汚職・贈収賄に関するリスク]
今日、汚職や贈収賄は、その国や地域の開発や経済成長を妨げ、貧しい地域に不当な影響を及ぼすだけでなく、企業にとっても、深刻な法的リスクと風評リスクを引き起こします。贈収賄等の腐敗とされる多くの行為は実行された場所で違法とされるだけでなく、企業の本国の法律でも違法とされるケースが増えています。風評では、たとえ裁判の最終的な判決で腐敗に関与していないと判断されても、疑いをかけられただけで企業の評判を傷つけるケースが多くあります。企業は、自らだけでなく、他国で自社の業務を遂行するエージェントの行為についても責任を問われることがある点にも注意が必要です。

3-5　税務に対する考え方

G4-HR12

T&D保険グループは、「T&D保険グループCSR憲章」「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」に法令等の厳格な遵守を明示しております。税務に関しては、これらのCSRの取組方針に基づき、法令遵守と誠実な行動を行い、適切に税務申告及び納税を行います。

3-6　内部通報制度

G4-HR12

T&D保険グループでは、従来より生命保険会社3社等において、それぞれに内部通報制度を設置・運用していましたが、2005年4月、グループ内のすべての役職員等を対象とした内部通報制度として「T&D保険グループヘルプライン」を設置しました。「T&D保険グループヘルプライン」では、コンプライアンス上問題のある行為及び社内規程違反行為またはその疑いがある行為、グループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為の通報を、社外の通報受付会社が受け付けます。

● T&D保険グループヘルプライン

「T&D保険グループヘルプライン」での対応においては、通報者が通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを一切受けないことなどをルール化したうえで、社外の通報受付会社を通じた電話・ホームページ等による通報を可能にするとともに、匿名による通報も受け付けるなど、実効性のある体制構築に努めています。また、通報内容及びその調査結果については、経営層にも報告を行っています。

● T&D保険グループヘルプラインの受付件数

2014年度	130件
2015年度	188件
2016年度	186件

＊上記の受付件数には、制度の問い合わせのほか、ハラスメント懸念等の上司に相談しづらい職場の問題の通報件数を含む。

V 重点分野①より良い商品・サービスの提供

1. 基本的な考え方

1－1　基本的な考え方

T&D保険グループでは、グループCSR憲章の最初の項目に「1. より良い商品・サービスの提供」を掲げ、お客さまのニーズにあった最適で質の高い商品サービスを提供することを通じ、生命保険事業を通して社会に対する責任を果たすことを明示しています。
少子高齢化の進展により、さまざまに変化する社会とお客さまのニーズにお応えする商品とサービスの提供は、当社グループが果たすべき最も基本的な社会的責任と考えています。

2. 社会のニーズにお応えする商品・サービスの提供

2－1　太陽生命の取組み

《時代の変化を先取りした新商品》
太陽生命は、創業以来、時代の変化を先取りして、ご家庭のお客さまのニーズにあった最先端の保険商品・サービスを提供してまいりました。
2016年3月には、大きな社会問題となりつつある認知症のリスクに備えるべく、生命保険業界で初めて健康に不安のある方でも加入できる、「ひまわり認知症治療保険」を発売しました。
「ひまわり認知症治療保険」は、認知症治療費等の経済的負担に備えられるほか、白内障・熱中症といったシニアのお客さまが罹患しやすい疾病や、事故・転倒などによる骨折の治療も保障するなど、シニアのお客さまのニーズに応えることができる商品となっています。
2017年10月からは、100歳時代を元気に生きるための新しい保険、「100歳時代年金」を発売いたします。年金保障と介護保障を組み合わせることにより、一生涯にわたる年金保障に加えて、万が一要介護状態になった場合には、さらに多くの年金をお受け取りいただける商品となっています。

ひまわり
認知症治療保険

《ご家庭へ安心をお届けするために》
太陽生命では、特にシニアのお客さまが安心、便利に給付のお手続きができるよう、専門知識のある内務職員が直接お客さまやご家族のもとを訪問し、お手続きのサポートを行う「かけつけ隊サービス」を提供しています。
「かけつけ隊サービス」では、給付金請求書類のペーパーレス化を実現し、お客さまは内務職員が入力した請求内容を確認のうえ、専用モバイル端末上に自署するだけで手続きが完了します。このサービスにより、お客さまの給付手続きの負担を大幅に軽減するとともに、お支払いまでのさらなる迅速化を図っています。
また、シニアのお客さまを対象に、営業職員等による年1回以上の訪問活動を実施しているほか、万一お客さまと連絡がとれない場合に備えて、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入しています。

《「太陽の元気プロジェクト」における取組み》
太陽生命は、「人生100歳時代」を見据え、「健康寿命の延伸」すなわち“元気に長生きする”という社会的課題に応えるため、2016年6月より、「従業員」「お客様」「社会」を元気にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」を展開しています。
具体的な取組みとして、従業員が長く元気に働ける環境を整えるため、業界に先駆け2017年4月より65歳定年制度および最長70歳まで働ける継続雇用制度を導入したほか、山形県上山市と協定書を締結し、クアオルトを活用した従業員の健康増進等に取り組んでいます。また、認知症の予防をサポートするスマートフォンアプリのお客さまへの提供、全国各地で開催される認知症セミナーへの協賛、疾病予防・健康増進に効果のある「クアオルト健康ウオーキング」の導入を進めている地方自治体の支援等を行っています。

元氣
太陽の元気
project

2-2　大同生命の取組み

《健康経営®の普及に向けた取組み―DAIDO KENCOアクション―》

当社は中小企業による「健康経営®※」の実践を支援することで、中小企業とそこに働く人々が活き活きと活躍できる社会づくりへの貢献と、わが国の高齢化社会が抱える課題解決への貢献を目指しています。

※「健康経営®」とは、企業が従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に従業員の健康管理・健康づくりを実践することです。
「健康経営®」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

― 健康経営®の普及を推進する企業・団体との協働 ―

中小企業による「健康経営®」の実践を支援する企業・団体との協働の輪を広げることで、全国の中小企業に対して、1社でも多く「健康経営®」を普及・浸透できる態勢を構築してまいります。

― 健康経営®の実践ツール
　大同生命「KENCO SUPPORT PROGRAM」の提供―

大同生命「KENCO SUPPORT PROGRAM」は、株式会社バリューHRを中心に、専門的な技術やノウハウを有する多くの企業の協力を得て開発いたしました。

経営者による「健康経営宣言」の社内共有、健康診断の受診促進、健康リスクの分析、健康促進ソリューションの提供、インセンティブの提供など、経営者と従業員それぞれにとって必要な機能をフルに備えたもので、「健康経営®」のPDCAを一貫して支援できる、中小企業向け総合プログラムです。

《創業115周年記念商品「HALプラス特約」の発売》

CYBERDYNE株式会社が開発・提供するロボットスーツ「医療用HAL®(下肢タイプ)」(以下、「医療用HAL®」)による所定の難病治療を保障する新商品「HALプラス特約」を、2017年7月より発売しています。

本特約を大同生命の医療保険「Mタイプ(無配当総合医療保険)」に付加することにより、Mタイプの魅力を一層向上させるとともに、「医療用HAL®」による難病治療の普及・浸透の促進を通じて、「人々の健康で豊かな社会づくり」へ貢献してまいります。

医療用HAL®

《介護にかかる負担をトータルサポート》

高齢化の進展などに伴い、介護を必要とする方は年々増加しており、将来のご自身・ご家族の介護に対して不安を感じている方が多くいらっしゃいます。

このような社会の状況を踏まえ、経営者・個人事業主の方が要介護状態になった場合の収入減少に備える「収入リリーフ」及び介護費用の負担に備える「介護リリーフ」を2015年10月に発売しました。

あわせて、ケアマネジャーなど介護の専門職が、公的介護保険の利用方法や、ご希望に沿った介護施設の紹介、施設見学の手配など、介護に関する相談を無料でお受けするサービス「介護コンシェル」の提供を開始しました。

「収入リリーフ」「介護リリーフ」と「介護コンシェル」の一体的なご提供により、お客さまの介護にかかる「経済的な負担」だけでなく、「肉体的・精神的な負担」の解決までをトータルにサポートしています。

《わかりやすく利便性の高いサービスの提供》

高齢化の進展を踏まえ、お客さまと関わるすべてのプロセスにおいて「わかりやすく利便性の高いサービス」をお届けする取組み「ベストシニアサービス」を展開し、高齢のお客さまに対して「理解の促進」「意思の確認」「生活環境への配慮」に努めています。この取組みの一環として、わかりやすいご案内書類や手続書類等のご提供に努め、「伝わるデザイン」(UCDA認証)を取得しました。(詳細は、42ページ)

また、コールセンターでは、高齢のお客さまに快適にご利用いただくため、大同生命に登録された電話番号からの入電の場合、自動音声応答による用件(番号)選択を省略し、コミュニケータに直接おつなぎするなどの取組みを行っております。

2-3　T&Dフィナンシャル生命の取組み

《多様化するお客さまニーズに応える商品》

T&Dフィナンシャル生命では、多様化するお客さまニーズに応えるため、商品ラインアップを拡充し、金融機関や来店型保険ショップを通じてタイムリーに提供しています。

2016年8月に、死亡・高度障害保障として毎月お支払いする収入保障保険「家計にやさしい収入保障」、特定疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による所定の状態に備え一定期間の生活費をカバーする生前給付保障「働くあなたにやさしい保険」を改定し、上皮内がんに対する保障の充実や急性心筋梗塞・脳卒中による給付要件の簡素化を図りました。

また、2017年2月には、タバコを吸わない方の保険料を割り引き、日帰り入院・外来手術から保障するシンプルな医療保険「家計にやさしい終身医療」を発売し、2017年5月には、「ご自身でつかうお金」と「ご家族にのこすお金」を同時に準備したいというニーズに応える一時払の終身保険「生涯プレミアムワールド4」、「生涯プレミアムジャパン4」を発売しました。

《お客さまサービス向上に向けた取組み》

T&Dフィナンシャル生命では、シニア層のお客さまへの取組みを強化しています。例えば、一定年齢以上のご契約者さまに対してご連絡先の変更やご請求漏れ等がないか確認するための「契約点検制度」を開始しました。また、各種手続き時における提出書類を緩和するなど、お客さま満足度の向上に努めています。

耳や言葉のご不自由なお客さまへの対応としては、店頭窓口において、筆談用のホワイトボードやコミュニケーションボードを設置しました。

また、コールセンター体制の強化及びBCP（事業継続計画）対策の強化を目的として、2016年8月には、大阪にコールセンターを開設しました。これにより、東京・大阪の2ヵ所でお客さま対応ができる体制となり、お客さまからのお問い合わせの増加等にもお応えできる体制となりました。また、大規模災害等、万一の場合にも、今まで以上に迅速な対応が可能となりました。

《お客さまの声を受けて改善を行った取組み》

お客さま宛に発送するお手続書類等やコールセンターの電話応対者（コミュニケータ）の電話応対について、お客さまの声を収集・分析し、お客さまサービス、業務品質の向上に役立てるため、毎年「お客さま満足度に関するアンケート」を実施しています。

2016年度のアンケートでは、お手続書類への記入方法やコミュニケータの電話応対について、9割以上のお客さまから良い評価を得ることができました。

一方、「請求」の際の記入方法や押印する印鑑の種類がわかりにくいといった声を多くいただき、各種手続き時の提出書類の要件緩和や、認印等でも簡便にお手続きいただける対応を開始しました。

今後ともお客さまの声を踏まえ、お客さまの視点に立った業務運営を一層進めてまいります。

2-4　T&Dアセットマネジメントの取組み

《持続可能な社会形成に貢献する商品》

T&Dアセットマネジメントは、ESG（環境、社会、企業統治）リサーチに基づいた銘柄選択によりESGに優れた企業に選別投資することで、中長期的に市場平均を上回る投資リターンの獲得を目指すと同時に、環境負荷の低減や健全な社会の実現に資する企業への投資を通じて持続可能な社会形成に貢献する「日本株式ESGリサーチファンド」を設定・運用しています。

《責任ある機関投資家として》
T&Dアセットマネジメントでは、本来の事業領域である資産運用において広く社会に貢献することこそがCSRの本質と考え、積極的に意見交換や情報発信を行っています。2016年度については、環境省が進める環境情報開示基盤整備事業のシステムの実証実験への参加や有識者ワーキング・グループ委員としての活動を行いました。

2-5　ペット&ファミリー少額短期保険の取組み

《大切な家族のために》
少子高齢化の進展や独身世帯の増加といった社会的課題を背景として、ペットの飼育頭数は安定的に推移しています。また、ペットを家族の一員として認識する飼い主の意識の変化により、ペット医療及びその費用への関心がますます高まっています。
こうした状況を背景に、ペット医療費用へのニーズに対応し、飼い主さまとペットが安心して治療を受けることができるよう、ペットが病気やケガにより動物病院で治療を受けた費用の一定割合を補償する商品「げんきナンバーわん」「げんきナンバーわんスリム」をご提供しています。

《お手続きを便利に》
ペット&ファミリー少額短期保険では、2015年11月よりペットショップ代理店でのタブレットによる新契約加入手続きを開始しています。従来の書類による手続きでは申込書等の不備が多く発生していましたが、タブレットの導入により契約成立までの期間が短縮され、お客さまの負担軽減につながっています。

2-6　ベストシニアサービス

高齢化が進展している社会情勢を踏まえ、高齢のお客さまの利便性や満足度の向上に向けた取組みをグループ全体で実施しています。太陽生命及び大同生命では、この取組みを「ベストシニアサービス」と名づけ、さまざまなサービス向上の取組みを展開しています。

《太陽生命の主な取組み》

①訪問サービス活動
2014年7月より、70歳以上のお客さまを対象に毎年1回以上の訪問サービス活動として「シニア安心サポート活動」を開始しました。この活動により、ご契約内容の確認やご請求漏れの点検などを丁寧にわかりやすく実施することで、シニアのお客さまお一人おひとりへ安心をお届けしています。

②シニアのお客さま向け新商品の開発
2016年3月より、生命保険業界で初めて、健康に不安のある方でも加入でき、認知症による所定の状態を保障する「ひまわり認知症治療保険」を発売しました。認知症に加えシニアの罹患しやすい疾病等を保障する商品性がシニアのお客さまのご支持をいただき、累計販売件数は2017年9月に25万件を超えています。

③ご契約時やご継続時の安心に向けた取組み
シニアのお客さまの契約締結時には、ご家族の同席を積極的に推進するとともに、営業職員が携帯している端末のテレビ電話機能を活用して、本社の担当者が契約意向の再確認や告知事項の再確認（一部商品）を行っています。
また、大規模災害の発生時など、万一ご契約者さまと連絡がとれない場合に備えて、あらかじめご家族の連絡先を登録いただく「ご家族登録制度」を導入するとともに、同制度への登録推奨を推進しています。なお、登録いただいたご家族からは、ご契約者さまに代わって保障内容や請求の手続き方法をお問い合わせいただくことが可能です。

④かけつけ隊サービス
「かけつけ隊サービス」は、専門知識を有する内務職員が直接お客さまやご家族のもとにおうかがいすることで、給付金等のご請求手続きにおけるお客さまの負担をなくし、内務職員ならではのきめ細かなサポートをご提供するものです。シニアのお客さまをはじめとする多くのお客さまに大変ご好評をいただき、2016年4月のサービス開始以来、ご利用件数は30,000件を超えています。また、給付金等ご請求手続きのペーパーレス化により、お客さまは請求内容を確認し、専用モバイル端末上に自署するだけでお手続きを完了することが可能です。

《大同生命の主な取組み》

①環境によらず確実・迅速にお手続きいただける態勢の整備

〈指定代理請求特約〉

被保険者が保険金等の受取人となっているご契約で、病気や事故等で被保険者本人による請求が難しい場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）から保険金等をご請求いただけるよう、「指定代理請求特約」の付加をご案内しています。

〈ご家族登録制度〉

個人のお客さまを対象として、ご契約者本人によるお申し出が難しい場合に、事前に登録いただいたご家族から、「契約内容のお問い合わせ」や「請求書類送付のお申出」をいただける「ご家族登録制度」の登録をご案内しています。また、ご契約者が希望された場合、ご契約者へ毎年お届けしている「大同生命からのご案内」をご家族にもお届けしています。

②わかりやすいご案内書類や手続書類のご提供

ご案内書類や手続書類の作成基準を見直し、文字サイズを大きくするなどの改善を進めています。これらの取組みにより、各種書類が、「伝わるデザイン」（UCDA認証）を取得しました。

（UCDA認証取得書類等）

2015年：新契約申込手続画面、ご契約内容のお知らせ、年金支払請求書・ご請求のしおり

2016年：設計書［契約概要］、保険料口座振替のお知らせ、保険料払込のご案内、保険金・給付金支払請求書類

③「接遇・ホスピタリティ（おもてなし）」の向上

お客さまの状況に応じた丁寧なサービスをご提供できるよう、シニアのお客さまの一般的な特性（身体機能・心理面の変化等）を踏まえた対応マニュアルや映像教材を作成・活用しています。これにより、お客さまが安心してお手続きいただける環境の提供に取り組んでいます。

3. お客さまの満足度の向上に向けて

G4-27 G4-PR5 DMA

3－1　「お客さまの声」にお応えする取組み

●日々の営業活動でお聴きする「お客さまの声」

より良い商品とサービスの提供を通じて変化する社会のニーズにお応えするため、生命保険会社3社では、日々の営業活動を通じてさまざまな「お客さまの声」を収集しています。お客さまへの窓口として、営業担当者、代理店、コールセンター（お客様サービスセンター）、インターネットなど、お客さまとの接点を多数設置し、できるだけ多くの「お客さまの声」を収集しています。また、定期・不定期のアンケートなど、より積極的にお客さまの満足度を確認する取組みも実施しています。

●「お客さまの声」を経営に活かす仕組み

お客さま満足を統括する専任部署や社外メンバーが参画する委員会などを設置し、お客さま満足に関する明確な方針や苦情などに関する具体的な目標設定のもと、ご契約からお支払いまでのすべての側面において、お客さまに満足いただくための仕組みを構築しています。また、お客さまからいただいた声をデータベースで一元管理のうえ、関連する部門で共有し、商品・サービスの開発や品質向上、業務の改善に役立てています。

●「お客さまの声」を経営に活かす体制（体制図は大同生命の事例）

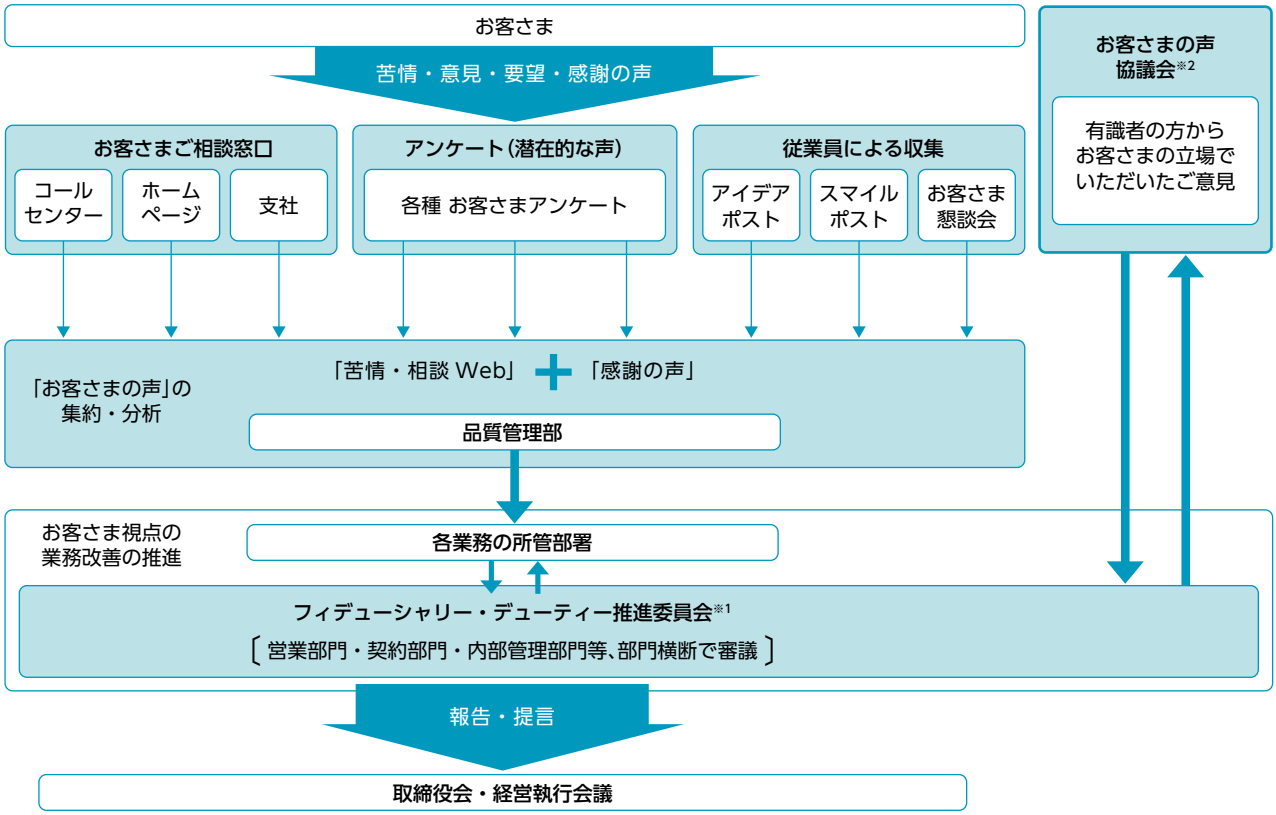

※1 フィデューシャリー・デューティー推進委員会
お客さま本位の企業活動を一層推進するため、「フィデューシャリー・デューティー推進委員会」を設置し、保険募集から支払いに至るあらゆるプロセスをお客さまの視点から継続的に検証するとともに、取締役会・経営執行会議に対して改善推進の報告・提言を行っています。

※2 お客さまの声協議会
外部有識者の知見をお客さまの立場に立った健全な業務運営に活かしていくため、「お客さまの声協議会」を設置し、お客さまサービスの向上に関わる業務運営状況や「フィデューシャリー・デューティー推進委員会」の審議内容等に関する妥当性・有効性を検証しています。

《「お客さまの声」を活かす仕組み》

【太陽生命】

●お客様懇談会を開催

お客さまに太陽生命や生命保険に対する理解を深めていただき、またご意見・ご要望をおうかがいすることを目的に、「お客様懇談会」を開催しています。2016年度は8月～9月に全国132会場で開催しました。1,210名のお客さまにご参加いただき、太陽生命の経営方針や2015年度業績、太陽の元気プロジェクト、かけつけ隊サービス、新商品等をご説明いたしました。ご参加いただいたお客さまからは、社業全般について600件にわたるご意見をいただきました。その内容は貴重な情報として、業務の改善に活かしています。

●「ISO10002」に関する適合性について、「第三者意見書」を取得

太陽生命は苦情対応に関する国際規格「ISO10002（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）」に関して、2008年3月に導入の宣言をし、「お客様の声」（苦情等）をもとにお客さまの視点に立った業務改善に継続して取り組んでまいりました。2017年3月には、2016年に引き続き「ISO10002」への適合性に関する「第三者意見書」を取得し、「ISO10002」に準拠した苦情対応マネジメントシステムが順調に機能しているとの評価を受けました。現在も引き続き、「ISO10002」に基づいた業務改善、従業員教育などを進めています。

● 苦情*受付状況（内訳）

（単位：件数=件 占率=%）

内容	2014年度		2015年度		2016年度	
	件数	占率	件数	占率	件数	占率
新契約関係	2,637	34.3	1,918	31.1	1,784	28.2
収納関係	473	6.1	395	6.4	436	6.9
保全関係	1,202	15.6	920	14.9	988	15.6
保険金・給付金関係	1,681	21.9	1,258	20.4	1,641	25.9
その他	1,673	21.8	1,658	26.9	1,469	23.2
合計	7,666	100.0	6,149	100.0	6,318	100.0

*苦情=お客さまの不満足の表明

【大同生命】

● お客さまアンケート

お客さまからのお申し出だけでは把握できない大同生命の潜在的な課題の発見に役立てるために、アンケート調査を実施しています。
新契約手続き後に「担当者の応対態度」や「書類のわかりやすさ」をおうかがいする「お手続きアンケート」や、企業経営者の方々に「商品・サービス」「アフターフォロー」に対する満足度をおうかがいする「お客さま満足度アンケート」を実施しています。

《総合満足度（法人のお客さま）》

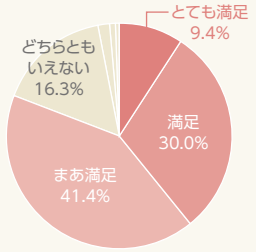

※お客さま満足度とは、「とても満足」「満足」「まあ満足」と回答されたお客さまの占率です。

● 苦情への対応

大同生命では、「お客さまの声」のうち、「当社の事業に関して、お客さまから不満足の表明があったもの」を「苦情」と定義しています。お客さまからの苦情のお申し出には、ご理解とご納得が得られるよう、誠実かつ迅速な対応に努めています。また、いただいた苦情は当社にとって大切な財産と受け止め、お客さまの視点に立って業務の改善に取り組んでいます。

● 苦情受付状況（内訳）

（単位：件数=件 占率=%）

内容	2014年度		2015年度		2016年度	
	件数	占率	件数	占率	件数	占率
保険契約のご加入に関するもの	1,698	14.1	1,539	13.2	1,410	12.8
保険料のお払込等に関するもの	1,036	8.6	838	7.2	856	7.8
ご契約後のお手続きに関するもの	4,803	39.8	4,754	40.7	4,103	37.3
保険金・給付金等のお支払いに関するもの	2,134	17.7	2,030	17.4	2,643	24.0
その他	2,412	20.0	2,517	21.6	1,987	18.1
合計	12,083	100.0	11,678	100.0	10,999	100.0

【T&Dフィナンシャル生命】

● お客さまアンケート

T&Dフィナンシャル生命は、お客さまの声をお客さまサービス、業務品質の向上に役立てるために、「お客さま満足度に関するアンケート」を実施しています。同アンケートにおきましては、「お客様サービスセンター」の電話対応者（コミュニケータ）の電話対応や、お手続書類のわかりやすさについてなど、T&Dフィナンシャル生命のお客さま対応に関する質問事項にご回答いただいています。同アンケートの集計結果につきましては、ホームページで公開しています。

Q.
今回のお手続書類の記入について、どのようにお感じになりましたか?

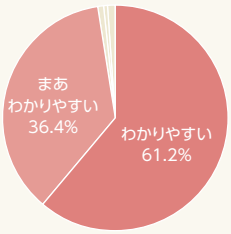

わかりやすい …… 61.2%
まあわかりやすい …… 36.4%
わかりにくいところがある …… 0.8%
わかりにくい …… 0.5%
未回答 …… 1.1%

Q.
「お客様サービスセンター」の電話受付担当者の電話対応について、どのようにお感じになりましたか?

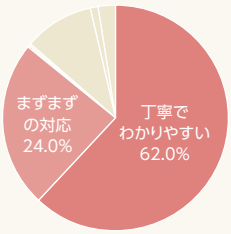

丁寧でわかりやすい …… 62.0%
まずまずの対応 …… 24.0%
わかりにくいところがある …… 0.3%
不愉快な対応 …… 0.2%
電話をかけたことがない …… 10.1%
その他 …… 0.9%
未回答 …… 2.5%

お手続書類の記入について、97.6%の方から「わかりやすい」「まあわかりやすい」とご回答いただき、電話対応について、86.0%の方から「丁寧でわかりやすい」「まずまずの対応」とご回答いただいています。

アンケートの概要
実施方法　：金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入いただいたお客さまのうち、各種保全等のご請求に関するお手続きをご依頼いただいたお客さまに対し、お送りするお手続書類にアンケートを同封。
実施時期　：2016年12月19日～2017年3月31日（2017年4月14日までの回収分を集計）
発送数　：2,196件
有効回答数：646件
回収率　：29.4%

● インターネットでの情報提供

T&Dフィナンシャル生命では、お客さまからお寄せいただくことの多い苦情・ご意見・ご要望・お問い合わせに対する対応状況・回答については、順次ホームページで公開しています。

● 苦情受付状況（内訳）

（単位：件数=件 占率=%）

内容	2014年度		2015年度		2016年度	
	件数	占率	件数	占率	件数	占率
新契約関係	243	16.0	220	19.0	152	11.5
保険料等払込関係	65	4.3	50	4.3	61	4.6
ご契約後のお手続き関係	534	35.2	385	33.3	441	33.4
保険金・給付金関係	412	27.1	305	26.4	426	32.2
その他	264	17.4	197	17.0	242	18.3
合計	1,518	100.0	1,157	100.0	1,322	100.0

*苦情とは、お客さまなど申出人からの商品やサービスに対する不平・不満、または、不平・不満に基づく「不満足の表明があったもの」を指しています。

4.「心からのご安心」をお届けするために

4－1　生命保険の公平性

生命保険は、多数の契約者から集めた保険料を財源として、誰かが死亡したときや入院したときに、保険金や給付金を受け取ることができる相互扶助の仕組みによって成り立っています。生命保険会社では、大数の法則に基づき、年齢別・男女別に計算した生命表による死亡率や保険事故発生率などの統計データを基礎として公正な保険料を算出しています。また、お客さまの健康状態などにより、生命保険会社の定める基準に適合しないと認めた場合には、加入をお断りさせていただくか、その危険の程度に応じた特別保険料の適用など一定の条件を付加するなどの方法で、生命保険制度の公平性を維持しています。生命保険会社3社等においては、お客さまの人権を尊重し、お客さまのニーズ、健康状態、性別、年齢などに応じて、公平な保険料でご加入いただける多様な保険商品を開発・販売しています。

4－2　勧誘方針の制定

生命保険会社3社等では、お客さまに生命保険などを勧誘する場合の基本方針である「勧誘方針」を定め、お客さまの意向と実情に応じた適正な商品設計・勧誘に努めています。

《勧誘方針（太陽生命の例）》

太陽生命がお客さまに対して生命保険等の金融商品の勧誘活動を行う際の基本的な方針です。コンサルティング活動を通じてお客さまに適正なサービスをご提供するために、お客さまのご意向と実情、プライバシー等に配慮し、常に適正、適切な態度での商品設計と勧誘活動に努めてまいります。

- 勧誘活動にあたっては法令等を遵守いたします。
- お客さまの状況をふまえた適正な勧誘に努めます。
- 時間帯や場所などに十分配慮いたします。
- 重要な事項の適切な情報提供および説明に努めます。
- 職員等に対する教育・研修の充実に努めます。
- お客さまの情報は厳正にお取り扱いいたします。
- その他、適切な勧誘に向けた体制を構築いたします。

4－3　お客さま目線のサービスの取組み

生命保険会社3社では、ご契約時からご契約後においても、また、保険金や給付金などのお支払いに際して、お客さまにとってのわかりやすさを重視し、信頼いただけるサービスの提供に努めています。

● お客さまサービスへの取組みに対する受賞歴

《太陽生命・大同生命》

《UCDAアワード2015「情報のわかりやすさ賞」を受賞》

太陽生命及び大同生命では、「見やすく、わかりやすい」文書・帳票の作成に向け、パンフレットや契約概要など、各種ご案内書面の改善を進めています。この取組みにより、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーションデザイン協会（以下、UCDA）が主催する「UCDAアワード2015」において、生命保険の契約概要（設計書）部門で、優秀賞にあたる「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。また、太陽生命では、ホームページについても、シニアのお客さまの視点で、見やすく、わかりやすくなるようリニューアルを実施し、資料請求までの操作性について、外部評価会社トライベック・ストラテジー株式会社が行う「シニア向けアクセシビリティ診断」において最高スコアを獲得しました。

《太陽生命》

《UCDAアワード2016 最優秀賞を受賞》

「UCDAアワード2016」において、ご加入時の説明に使用する「注意喚起情報」の構成・デザインがお客さまにとってわかりやすく負担なく申込手続きができるとともに、不利益情報を正しく伝える契約者保護の姿勢が高く評価され、最優秀賞にあたる「UCDAアワード2016」を受賞しました。

《UCDAアワード2016 「アナザーボイス賞」を受賞》

2016年3月に開発した告知手続きの画面では、お客さまの健康状態や病歴に応じて自動的に表示される質問項目に対して回答を入力いただくだけで、契約の引受けの判断に必要な告知を正確に漏れなく受領でき、契約引受けの可否、加入条件がその場でわかるようになりました。
こうした保険加入手続きの完全ペーパーレス化を実現した「保険契約支援システム」の開発は、2017年5月に特許権を取得しました。また、ご契約加入手続き（告知含む）画面については、お客さまにとってわかりやすくご負担なく手続きができる取組みとして高く評価され、「UCDAアワード2016（生命保険分野）」においてアナザーボイス賞*を受賞しました。

*アナザーボイス賞：生活者による評価（高齢者評価含む）が顕著な対象物に与えられる賞

《大同生命》

《UCDA認証「伝わるデザイン」を取得》

代表的な帳票・画面において、わかりやすさのUCDA認証『伝わるデザイン』を取得しました。なお、紙以外の媒体「端末画面『新契約申込手続画面』」で本認証を取得したのは、生命保険業界で大同生命が初めてとなります。

（UCDA認証取得書類等）
2015年：新契約申込手続画面、ご契約内容のお知らせ、年金支払請求書・ご請求のしおり
2016年：設計書［契約概要］、保険料口座振替のお知らせ、保険料払込のご案内、保険金・給付金支払請求書類

《UCDAアワード2016 最優秀賞を受賞》

携帯端末の新契約申込手続画面が、「UCDAアワード2016」の「生命保険分野」において、最優秀賞にあたる「UCDAアワード2016」を受賞しました。これは、当手続画面が、お客さまにとってわかりやすく、負担をかけずに申込手続きができると高く評価されたものです。

●各社の取組み

《ご契約時》

主な文書
・わかりやすい「商品パンフレット」
・お客さまお一人おひとりのニーズに応じたプランを記載した「設計書（契約概要）」
・特に重要な事項を記載した「重要事項のお知らせ」「注意喚起情報」
・ご契約に際しての各種お取扱いや商品の仕組みなどを記載した「ご契約のしおり・約款」
・お客さまのニーズとご契約いただく保険商品の内容が合致しているかを最終確認いただくための「意向確認書」
・商品の概要や諸費用等を簡潔に記載した「概要明示用資料」

《ご契約後》

お客さまがご加入された後にも、さまざまな情報提供を通じ、お客さまにご満足いただけるよう努めています。
また、お客さまに保険金や給付金などをご請求いただきやすくするためのサービスを強化しています。

［主な情報提供サービス］
・ご契約内容のお知らせ
・サービスガイドブックの配付（太陽）（TDF）
・あんしんガイドの配布（太陽）
・口座振替のお知らせ
・法人向け経理処理案内サービス（大同）
・お客さまを訪問しての契約内容の確認（太陽）（大同）

［ご請求いただきやすくするための取組事例］
・保険金や給付金のご請求手続きやお支払いできる事例などをわかりやすくまとめた小冊子やパンフレットの配付（太陽）（大同）
・会社所定の診断書で保険金や給付金をご請求いただいたにもかかわらず、保険金や給付金をまったくお受取りいただけなかった場合の「診断書取得費用相当額」の会社負担
・一定の要件を満たすご請求の場合、会社所定の診断書の提出を省略できる取扱い
・コールセンター（お客様サービスセンター）や支社での説明・ご案内の充実
・被保険者さまがご請求できない事情がある場合に、代わって手続きを行う方をあらかじめ定めておくことでご請求を可能とする指定代理請求制度の取扱い
・請求のお申し出をいただいてから請求書類の提出まで、時間を要しているお客さまに、定期的なアフターフォローを実施
・シニアのお客さまのご請求意思を確認し、内務職員が給付金等の請求書類を代筆する取扱いや、給付金等の請求に必要な「診断書」を代行して取得するサービスの実施（太陽）
・ご病気等により請求書類への自署・記入・捺印が難しい場合、親族以外の方でも署名代行者として指定可能とした取扱い（TDF）

4-4　より充実したアフターサービスを目指して

生命保険会社3社では、各社さまざまな体制を整え、充実したアフターサービスを目指しています。コールセンター（お客様サービスセンター）では、専門的な教育・研修などのトレーニングを受けた担当者が、全国のお客さまからの電話によるご照会やご請求に懇切丁寧かつ迅速正確な対応に努めています。また、支社窓口や営業職員など、一人ひとりが心を込めてお客さまへのご契約後のサポートに取り組んでいます。太陽生命では、シニアのお客さまを対象に毎年1回以上訪問し、ご契約内容の確認やご請求漏れの点検を行うとともに、遠方にお住まいなど接点の少ないお客さまに対しては、コールセンターからアフターフォローコールを行うことで、お手続きの有無の確認やご意見・ご要望をおうかがいしています。大同生命では、営業職員や代理店がお客さまをご訪問し、現在のご契約内容や必要な保障額をご確認いただく「ご契約内容を確認する活動」を展開しています。また、さまざまなリスクへの対策（リスクマネジメント）をあわせてご提案させていただくなど、きめ細かな対応に取り組んでいます。

4-5　その他の各種サービス

お客さまのご要望にお応えする多様なサービスをご提供しています。

● T&Dクラブオフ

「T&Dクラブオフ」は、生命保険会社3社とペット&ファミリー少額短期保険のご契約者向けに、オフタイム充実や暮らしに役立つ各種サービスなどをご提供しています。T&Dクラブオフ会員になられると、国内外のホテル・レジャー施設・レンタカーなどが会員さま特別優待料金でご利用いただけます。

《主なサービス内容》

・国内ホテル・旅館／約2万ヵ所
・海外ホテル／約20万ヵ所
・レジャーランド・テーマパーク／約700ヵ所
・介護施設・ベビーシッターなど
・家事代行やペットシッター、年金や法律の電話相談など

詳しいサービス内容については、各社のホームページをご覧ください。

● お客様サービスセンターの土曜・日曜受付

太陽生命の「お客様サービスセンター（コールセンター）」では、「平日は忙しいので土曜・日曜も受け付けてほしい」というお客さまからのご要望にお応えし、土曜・日曜（9：00～17：00）も受付しています。

● 中小企業経営に役立つサービス

大同生命では、ご契約者向けに、経営支援や健康支援に役立つさまざまなサービスをご提供しています。

《サービスの例》

[経営支援]
・「ストレスチェック制度」の導入準備から実施後の対応までご提供するサービス
・中小企業のM&Aの活用を専門家がサポートするサービス
・経営戦略や各種業界動向など、ビジネスのお役に立つリポートをお届けするサービス
・社内規程ひな形提供サービス
・公的助成金受給無料診断サービス
・就業規則無料診断サービス
・公的支援情報サービス

[健康支援]
・介護に関するさまざまな不安やお悩みの解決を介護のプロがワンストップでサポートするサービス
・健康相談、セカンドオピニオンサービス
・人間ドック紹介サービス

詳しいサービス内容については、大同生命までお問い合わせください。

● インターネットによるサービス

生命保険会社3社をはじめとするグループ各社のホームページでは、さまざまな情報をご提供しています。また、インターネットを通じて送金手続きや各種照会・登録内容の変更などのサービスも実施しており、お客さまの利便性向上に努めています。ペット&ファミリー少額短期保険では、インターネットで契約を締結できるWeb申込の仕組みもご提供しています。

《サービスの例》

太陽生命
- ご契約に関する変更(住所変更、指定代理請求特約の付加、暗証番号変更)
- お手続き用紙の送付(口座変更、改姓・改名、貸付金返済)
- 契約者貸付のご利用、積立配当金・各種据置金のお引き出し
- 各種再発行(保険証券、年金支払証書、据置金支払証書、生命保険料控除証明書)
- 保険契約内容照会

大同生命
- ご契約に関する変更・請求手続き(住所変更、口座変更など)
- Web-ATM(契約者貸付金のお借入れや積立配当金の引出しなど)
- 保険契約内容照会、保険料振替口座照会、各種ご案内の照会(保険料経理処理案内など)

T&Dフィナンシャル生命
- 契約内容の概要・詳細(保障内容や積立金推移の概要)
- 積立金の移転、繰入割合の指定(規則的増額を行っているご契約の場合)
- 各種手続書類の送付、住所変更、生命保険料控除証明書の再発行など

詳しいサービス内容については、各生命保険会社へお問い合わせください。

4-6　より良いサービスのご提供のために

生命保険会社3社では、生命保険の基礎知識・専門知識の習得、コンプライアンスを基本として、お客さま満足の向上に不可欠なサービス担当者のスキルアップに取り組んでいます。生命保険会社3社で異なるビジネスモデルに応じ、お客さまに最適なサービスを提供するため、営業職員・顧客サービス担当者・代理店、また代理店支援担当者(ホールセラー)など、さまざまなお客さまサービスの担当者がいます。これらの多様な担当者の能力開発に向けたプログラムを整備し、常に最善の教育・研修を実施するよう努めています。

【新人教育プログラム(太陽生命)】

太陽生命の営業職員は、お客さま満足度の向上に向けて、お客さま一人ひとりのニーズ(家族構成や職業・収入、子どもの教育プラン、保険の加入状況など)に応じた最適な生命保険を設計販売できるよう、社内研修や資格取得を通じて商品・税務・FP(ファイナンシャル・プランニング)知識を習得しています。

《新人営業職員教育体系(新人教育・FP教育)》

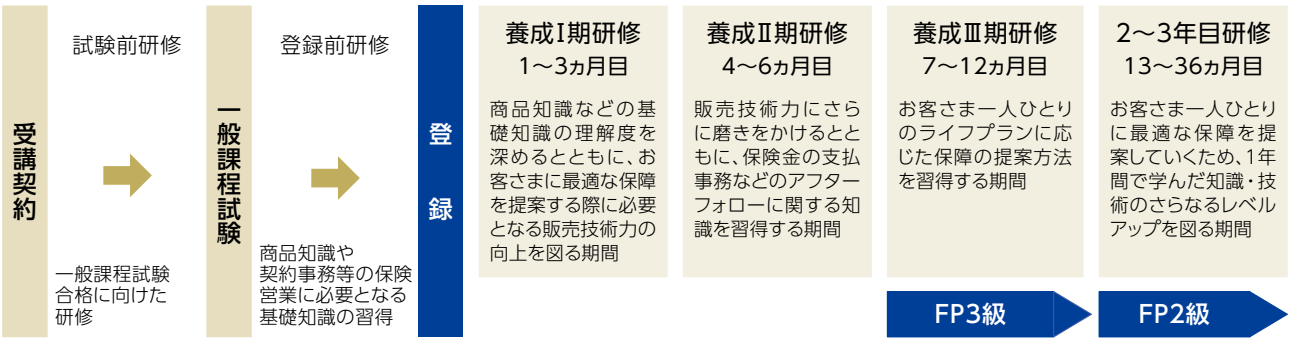

【E-DFP制度(大同生命)】

大同生命では、多様化・高度化するお客さまのニーズを的確に把握し、質の高いコンサルティング営業を実践していくために、営業職員に対して税務・財務・金融商品などの幅広い専門知識の習得を目的とした当社独自のE-DFP(エグゼクティブ・ダイドウ・ファイナンシャル・プランナー)制度を設けています。E-DFP資格は生命保険大学課程試験全科目(6科目)かつFP技能士2級以上の合格者(AFP・CFPも可)に対して認定しています。

《E-DFP制度（2017年3月現在）》

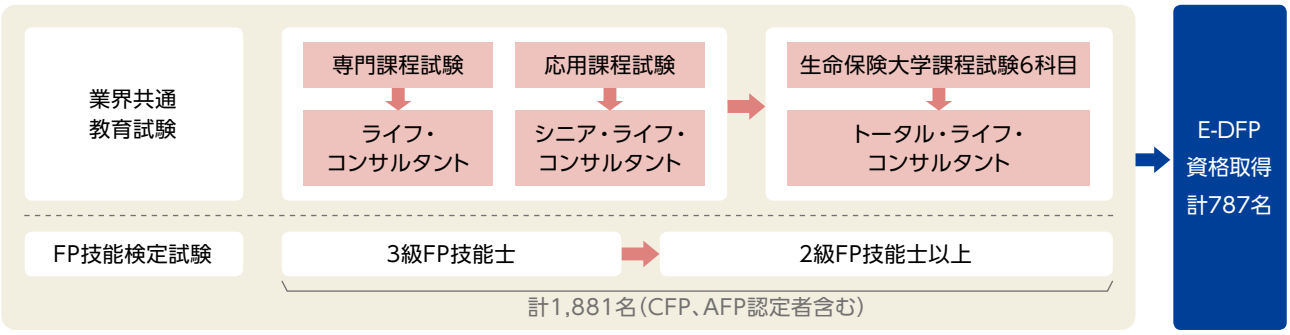

4－7　代理店・提携団体との連携

【代理店の研修】

大同生命では、お客さまのさまざまなニーズにお応えできるよう、本社・支社が密接に連携し、質の高い代理店サポートを図っています。コンプライアンスや保険業務に関する幅広い知識の習得を目的に、独自のe-ラーニング教材などを活用して実践的な研修を実施しています。

【事業報告懇談会の開催】

大同生命では、中小企業関連団体や税理士等を会員とする各種団体と提携関係を結び、それぞれの会員企業又は会員である税理士等の顧問先企業の状況に応じた、適切な生命保険をご提供するための販売体制を構築しています。これらの提携団体や代理店である税理士等は、大同生命の重要なステークホルダーであり、大同生命の近況を報告するとともに、経営に対するご意見をいただく場として、「事業報告懇談会」を開催しています。

【ホールセラーの活動】

T&Dフィナンシャル生命では、お客さまへ最良のご提案ができるよう、金融機関等代理店に対して、代理店支援担当者（ホールセラー）による工夫を凝らしたサポート活動を実施しています。また、お客さま・募集代理店の皆さまから数多くの信頼を得るために、ホールセラーに対しては保険商品に限らず、金融商品や資産運用全般の知識、法令・制度に関する知識を深めるためのセールススキルアップ研修、お客さまや募集代理店へ当社商品の特徴を正確にお伝えするためのプレゼンテーションスキルアップ研修など、実践的な研修を行いサポート活動の強化に努めています。

Ⅵ 重点分野②人権の尊重

1. 基本的な考え方

1－1　基本的な考え方

T&D保険グループでは、グループCSR憲章に「3. 人権の尊重」を掲げ、人権を尊重し人権啓発に積極的に取り組むこと、従業員の人格を尊重するとともに安全で働きやすい環境を確保し、人材育成を図ること、プライバシーを尊重し個人情報の管理・保護を徹底することを明示しています。国際的に宣言されている人権の保護を支持し尊重すること、また、社会の要請に応えられる従業員の働きやすい職場づくりを進めることは、企業の成長と社会の活性化につながる、企業が果たすべき重要な社会的責任と考えています。

2. 人材の活用と育成

G4-LA10

2－1　人材育成方針

T&D保険グループでは、グループ発足以来、傘下会社それぞれが事業戦略の独自性・専門性を発揮することで企業価値向上を目指すグループ方針のもと、「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しています。各社が独自の教育研修計画を策定し、従業員の能力の開発・向上に取り組んでいます。

2－2　成長の機会を提供する取組み

生命保険会社3社では、「OJT（実際の仕事を通じての教育）」「集合研修」「自己啓発支援」を柱とした教育研修を実施しています。従業員の資格取得に対する積極的なサポートや、通信教育、e-ラーニングなど多様なカリキュラムの提供など、従業員一人ひとりの自律的なキャリアアップを支援しています。
また、従業員がさまざまな業務経験を積むことで全社的な広い視野で業務を遂行する能力を高められるよう計画的な異動ローテーションを実施しています。入社後一定期間内の本社⇔支社間の組織異動や営業⇔事務といった業務変更を通じ、若手層の基礎的な知識習得やスキルアップを図っています。また、管理職層についてもマネジメント力を向上させることを目的として、本社課長経験者の支社長登用や支社管理職の本社勤務ローテーションなどを実施しています。また生命保険会社3社では、従業員が積極的に自己の能力開発に取り組むことができる機会を提供し、従業員のキャリアプラン形成を支援しています。

太陽生命 大同生命 T&Dフィナンシャル生命

●社内公募

自分の希望する職務やMBAの取得、グループ外企業への派遣などにチャレンジする社内公募を実施しています。

●グループ人材交流

各社の持つ優れたノウハウやスキルの共有化を目的にグループ会社間で人材交流を実施しています。

第1期（2008年～2012年）1～2年間の出向（異動）
・2008年～2012年までの5年間の交流者数50名（男性47名・女性3名）
第2期（2013年～）1ヵ月以下の短期研修形式を新設

・2013年度の交流者数（長期等含む）17名（男性3名・女性14名）
・2014年度の交流者数28名（男性8名・女性20名）
・2015年度の交流者数39名（男性18名・女性21名）
・2016年度の交流者数（長期等含む）41名（男性21名・女性20名）

●各社若手職員をメンバーとしたワーキンググループ（以下WG）

2011年に「女性活躍WG」としてグループ横断の女性活躍施策を企画・提言する取組みをスタート。2016年度は性別に関わらず一人ひとりが働きがいを追求する「働き方改革」に活動テーマを発展させ、若手職員混合チームでWG活動を実施しました。

●海外企業派遣・海外MBA

太陽生命

今後の海外事業戦略を見据え、グローバルに活躍できる人材の育成を目的に、複数の企業に若手職員を3ヵ月程度派遣しています。

大同生命

多様な経験を通じたグローバルな人材の育成を目的に、海外企業インターンシップや海外MBA留学を、性別やコースに関わらない公募形式で実施しています。

2-3　高年齢者の活躍推進

生命保険会社3社では、定年退職者を対象に再雇用制度を導入しています。また、働き方改革推進の観点から、グループとして高年齢者の活躍推進に取り組んでおり、各社の状況に応じてさまざまな制度を導入しています。
また、太陽生命と大同生命では定年を迎える前の一定年齢の職員を対象に、今後の働き方、暮らし方を考える機会としてライフプランセミナーを開催しています。

太陽生命

2017年4月1日より、定年を65歳に引上げ。さらに70歳までの継続雇用制度を導入し、70歳まで働ける環境を整備しました。

大同生命

2017年4月1日付で、希望者全員を最長65歳まで雇用する制度改定を実施しました。
また、従業員がライフプランを実現しやすい就労環境を整備するため、55歳以上の全国型職員を対象に、自宅所在地等の勤務地への配置を進める「本拠地制度」を導入しています。

3. 多様性への取組み

3-1　障がい者雇用

2017年3月時点の生命保険会社3社の障がい者雇用数は合計328名（うち、2016年度の新規雇用者は35名）であり、障がい者雇用率は2.22%です。今後も障がいのある従業員が働きやすい職場づくりをさらに進め、障がい者雇用の促進に努めてまいります。

●生命保険会社3社の障がい者雇用状況

	2014年度	2015年度	2016年度
障がい者雇用率（%）	2.20	2.27	2.22

3-2　人権教育

G4-HR2

T&D保険グループでは同和問題や障がい者に関する差別問題、ハラスメント、LGBTなど、さまざまな人権問題を取り上げ、全従業員に年2回以上の人権啓発研修を実施し、人権に対する理解を深めています。

太陽生命

太陽生命では、人権教育プログラムを策定のうえ、全従業員に人権問題をテーマとした学習会を実施しています。
2016年度は、内務職員を対象に、人権に関する国際基準やハラスメント等のさまざまな人権問題に関する職場内学習会を実施しました。
また、支社従業員を対象に社外講師・支社長開催による職場学習会を実施しました。

大同生命

大同生命では、人権に関する意識の向上を目的として、年2回の人権啓発職場研修を実施しています。
2016年度は“メンタル不調の予防”“ハラスメントのない職場環境”をテーマに、職場や日常生活の中での人権について職場単位で考え、積極的な意見交換を行いました。

T&Dフィナンシャル生命

T&Dフィナンシャル生命では、従業員一人ひとりが人権についての知識と理解を深め、主体的に人権問題と向き合っていくため、また、メンタルヘルスやハラスメント（セクハラ・パワハラ）の理解を深めることで、従業員一人ひとりが「心の健康」を保ち、ハラスメントのない健全な職場環境を醸成するため、人権学習を実施しています。
2016年度は、職場におけるLGBT対応やハラスメント等をテーマに、全従業員（派遣社員含む）に人権学習を実施しました。

3-3　女性の活躍を支援する取組み

T&D保険グループでは「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しています。とりわけ女性が従業員の多数を占める当社グループにあって、女性の更なる能力発揮は持続的な企業価値向上の源泉であり、女性活躍はグループの重要な経営課題と認識しています。この認識のもと、生命保険会社3社では、各社で人事・処遇制度を改定するとともに、各種の両立支援制度を導入しています。
また、グループ協働で男性の育児休業取得促進や総労働時間の削減策を実施し、誰もが働きがいを持って活躍できる職場づくりを進めています。
これら女性活躍推進の取組みを着実に前進させるために、生命保険会社3社はそれぞれのビジネスモデルに基づいた行動計画を策定しています。

●行動計画 生命保険会社3社の女性活躍推進

女性活躍推進の行動計画と女性管理職登用の目標を開示。女性管理職比率は着実に上がっています。

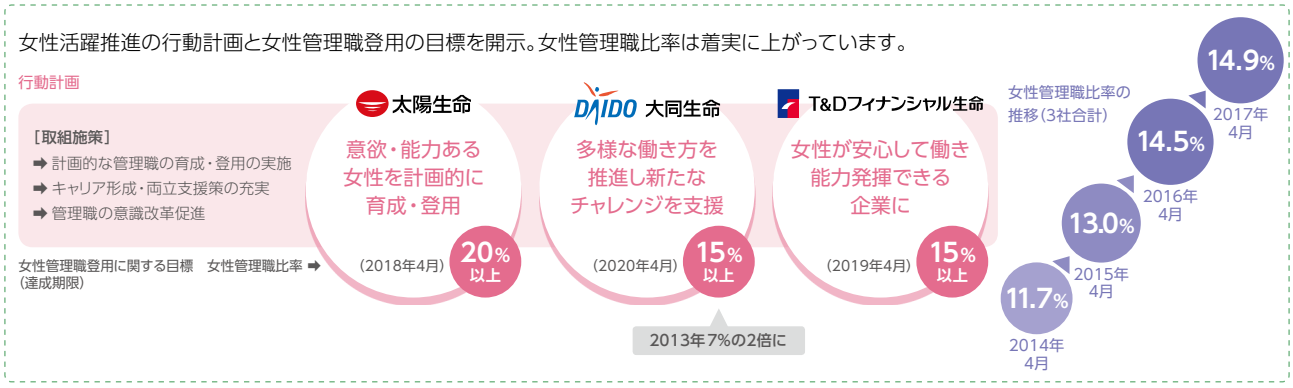

太陽生命

2017年3月に女性管理職比率20.1%となり当初の目標を達成いたしました。また、2017年4月に女性執行役員を任用しました。

- **管理職候補者研修**
  総合職・一般職等の職種や性別によらず、全国の優秀な中堅職員の中から次期管理職候補者へ集合研修を実施し、計画的に管理職を育成しています。
- **新任管理職の教育**
  管理職として業務遂行が円滑に行えるよう、新任管理職を対象としたマネジメント教育を実施しています。
- **多様な人材の育成**
  全社横断的な女性活躍および管理職登用を推進しています。

大同生命

- **チャレンジウーマンワークショップ**
  4ヵ月間にわたる女性限定のワークショップを設置、社外講師指導のもと、ビジネススキル（論理的思考力・コミュニケーション力）を強化し、それを活かしてチームで女性活躍推進の取組みを調査・研究しています。
- **チャレンジキャリア制度**
  女性管理職を養成する各種研修のほか、異動機会の少ない地域型職員が短期間職場から離れて他の業務を経験する「社内インターンシップ」や、社外派遣やFA方式での応募など、これまでのキャリアの枠を超えた幅広い業務経験を通じた成長機会を提供しています。
- **エイジョカレッジ**
  さまざまな業種の企業が集まる社外の異業種交流型・提言型研修「エイジョカレッジ」に参画し、営業担当女性職員の自律的なキャリア形成意欲を醸成しています。

T&Dフィナンシャル生命

- **女性活躍サポート研修**
  女性従業員が目指すべきリーダー像を描き、その実現のために必要とされるスキルを習得するため、「周囲とのコミュニケーション」「リーダーシップの発揮」「部下・後輩の指導育成」などをテーマとした集合研修を定期的に実施しています。

【大阪市女性活躍リーディングカンパニー市長表彰で「最優秀賞」を受賞】

大同生命では、「意欲ある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立支援」「男性の育児や家事・地域活動への参画支援」を積極的に推進する企業として、2016年度「大阪市女性活躍リーディングカンパニー市長表彰」最優秀賞を受賞しました。この受賞は、当社が人事制度を改定し、女性が新しい職務や大きな役割にチャレンジする機会を拡大していることや、女性管理職層を着実に育成していることなどが評価されたものです。

3-4　LGBTフレンドリー

【グループの仲間に】

T&D保険グループでは、CSR憲章において「人権の尊重」を掲げており、従業員一人ひとりが自己の能力を十分に発揮できる職場環境の整備に努めています。LGBT（性的マイノリティー）に関しても、ダイバーシティ（多様性の尊重）の観点より、研修の実施や相談窓口の設置等、グループ各社で取組みを進めています。

また、グループ合同で2016年12月から2017年1月にかけて、役員・部長、管理職を対象としたLGBTのセミナーを開催しました。社外講師による「企業におけるLGBT対応」をテーマとした講演を約1,700名が受講し、企業としてLGBTに取り組む重要性について理解を深めました。そのほか、グループ各社の主に人事部門の管理職、担当者を対象とした実務担当者向けの研修を実施しました。

【お客さまに】

当社グループの生命保険3社は、ご契約者さまが同性のパートナーの方を受取人とすることを希望される場合、地方自治体が発行するパートナーシップ証明書等のパートナー関係にあることがわかる書面をご提出いただくことで、配偶者さまと同様に保険金受取人に指定していただける取扱いを開始しています。

4. 働きやすい職場環境

4-1　ワーク・ライフ・バランスへの取組み

G4-LA1　G4-LA3

T&D保険グループ各社では、従業員が家事や育児、介護などの家庭責任を果たしながら仕事で十分に能力を発揮し、パフォーマンスを高めるために、育児休業などの制度の充実や総労働時間の縮減など、さまざまな取組みを強化しています。また、女性活躍を推進するうえで、女性が結婚や出産といったライフイベントを経験しながら長く働き続けられる職場づくりは欠かせないものと考え、グループ一体となってワーク・ライフ・バランスの実現を推進しています。

太陽生命

総労働時間の縮減に継続して取り組むとともに、フレックスタイム制度の適用者拡大・制度見直し、育児・介護を理由とする短時間勤務制度などにより、柔軟な勤務体制を可能とすることで、多様な働き方を支援しています。なお、男性の育児参加を奨励し、2015年度以降の男性の育児休業取得率は100%となりました。

大同生命

「チャレンジ19」（退社時刻は19時を目標、19時30分にPC自動シャットダウン）をはじめとする労働時間の縮減に向けた取組みのほか、「仕事スリム化運動」などの業務改善、「在宅勤務制度」など、仕事と家庭が両立できる働き方を推進してきた結果、男性の育児休業取得率が100%を達成するなど、両立支援や働き方の刷新に向けた取組みが高く評価され、2015年10月に厚生労働省「イクメン企業アワード2015」において、生命保険会社では初となるグランプリを受賞しました。

T&Dフィナンシャル生命

従業員が働きがいを感じる企業風土の醸成を目的として、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、短時間勤務制度の導入やフレックスタイム制度の利用促進、ノー残業デー・早帰りデーの設定、PC自動シャットダウンなどの所定外労働時間の削減施策を継続実施しています。

●出産・育児休業取得状況

		2014年度	2015年度	2016年度
産前産後休暇取得者数(名)		234	290	328
育児休業を取る権利を有していた従業員数(名)		410	432	462
	男性	176	142	134
	女性	234	290	328
育児休業取得者数(名)		366	406	450
	男性	153	140	133
	女性	213	266	317
介護休業取得者数(名)		6	8	12
	男性	0	0	0
	女性	6	8	12

*生命保険会社3社の出産・育児休業取得状況。
*なお、生命保険会社3社内務職員の育児休業取得後復職状況は、以下のとおりです。
2014年度:220名(97.8%)[男性143名(100%)女性77名(93.9%)]
2015年度:230名(97.5%)[男性142名(99.3%)女性88名(94.6%)]
2016年度:228名(99.6%)[男性133名(100%)女性95名(99.0%)]

●有給休暇取得状況

	2014年度	2015年度	2016年度
有給休暇平均取得日数(日)	11.0	11.8	12.4

*生命保険会社3社内務職員の有給休暇取得状況

●離職者

		2014年度	2015年度	2016年度
離職者数(名)		348	334	371
うち自己都合退職者数		192	202	205
男性		198	194	154
	うち自己都合退職者数	66	75	72
女性		150	140	217
	うち自己都合退職者数	126	127	133

*生命保険会社3社内務職員の離職者数。
*離職者数には、定年退職者、役員就任に伴う離職者、死亡に伴う離職者等を含む。

●次世代育成支援

2005年4月の次世代育成支援対策推進法の施行時より、当社グループでは統一した「行動計画」を2年ごとに策定し、従業員の育児支援制度の拡充やワーク・ライフ・バランスの推進に努めてきました。生命保険会社3社は第1期(2005年4月1日～2007年3月31日)から5期連続で「基準に適合する一般事業主」の認定(以下、くるみん認定)を取得しています。また、生命保険会社3社に加え、T&Dアセットマネジメントが第4期(2011年4月1日～2013年3月31日)から2期連続でくるみん認定を取得しています。T&D情報システムにおいては、2008年4月に300人以下の企業、情報サービス業として埼玉県内で初めて認定を受け、2015年5月の更新認定により連続4期の認定取得となりました。なお、2015年4月1日より、くるみん認定取得企業が、より高い水準の取組みを行い、一定の要件を満たした場合に認定される「プラチナくるみん制度」が始まり、生命保険会社3社は子育てサポート企業としての積極的な取組みが評価され、そろって「プラチナくるみん認定」を取得しました。

～T&D保険グループ各社は、子育てサポート企業として認定されています。～

4-2　従業員の声を反映させる取組み

生命保険会社3社では、「働きがい」「労働環境」「人事評価制度」などに関する従業員の意識調査を随時実施し、さまざまな施策に活かしています。現在の人事制度の浸透度や運用状況についての従業員の視点からの意見収集や、CS（顧客満足）につなげるための前提となるES（従業員満足）の把握など、従業員の声を経営の情報として取り入れています。

4-3　CSR従業員アンケート

T&Dホールディングスでは、グループ内のコミュニケーションを大切にし、重要なステークホルダーである従業員一人ひとりとともに成長し、グループの公共的使命と社会的責任を果たしていきたいと考えています。「T&D保険グループCSRレポート」は、グループ内においては自身を映す鏡として、CSRに対する意識の向上に役立てています。また、グループCSRの取組みの充実を目的に、グループ役職員に対し、「T&D保険グループCSRレポート2016（ダイジェスト編）」を1冊ずつ配付し、読後アンケートを実施しました。

【アンケート対象者】T&D保険グループ役職員 ＊無記名で実施

●レポート全体について

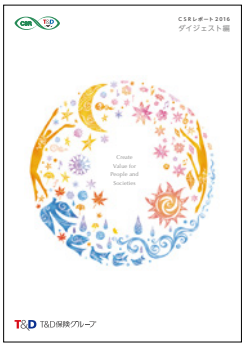

《良かった項目》

①誰もがいきいきと働ける社会へ …… 27.7%
②社会のニーズに応える商品とサービス …… 19.8%
③T&D保険グループの事業 …… 10.3%
④環境保護の取組み …… 9.2%
⑤TOP MESSAGE …… 8.4%
⑥その他 …… 24.6%

《寄せられた意見・要望から》

わかりやすさや情報量に関しては改善傾向が見られ、グループCSRの取組みに関する理解は浸透しています。また、今後充実させてほしい内容としては、「従業員への取組み（職場環境改善の取組みなど）」「グループ経営全般（グループ各社の事業概要や将来ビジョンなど）」「グループ経営の健全性（コンプライアンスやリスク管理など）」「地域・社会への取組み（社会貢献活動への協力や協賛など）」が挙げられており、それらの内容の充実を検討していきます。

《意見・要望を受けて》

更なる役職員のCSRに対する意識を高めていくため、グループのCSRに対する考え方・取組方針をわかりやすく、「より身近にCSRを感じられる」「読みやすい」編集を心掛けました。

5. 従業員の健康のために

5-1　健康経営の取組み　G4-LA8

T&D保険グループ各社では、健康経営の理念のもとすべての従業員が心身ともに健康で活き活きと働ける職場の実現を目指しています。

なお、太陽生命と大同生命は、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を普及させることを目的とし定めた健康経営優良法人認定制度に基づき、「健康経営優良法人2017～ホワイト500～」に認定されました。

太陽生命では、「従業員」「お客さま」「社会」のすべてを元気にする取組み、「太陽の元気プロジェクト」を推進しています。従業員の健康増進を目的に、山形県上山市と「上山型温泉クアオルト（健康保養地）事業」を活用した包括的連携に関する協定書を締結しました。クアオルト健康ウオーキングや上山型温泉クアオルト事業を活用した従業員の健康づくりの推進に向けた各種支援を実施しています。

また、2017年より、がん検診の会社補助を増額し、将来の認知症リスクを診断する「MCIスクリーニング検査」を健康診断と合わせて実施するなど健康経営に取り組んでいます。

大同生命では、取組みの総称を「DAIDO KENCO アクション」とし、健康経営の普及支援に取り組んでいます。従業員の健康増進に向けて、経営トップのコミットメントである健康経営宣言「ココ・カラ宣言」のもと、チャレンジ19や早帰りデーなどの労働時間縮減に向けた取組みや、心拍数・歩数など普段の活動状況を測定できるウェアラブル端末の提供、禁煙デーの設定などの各種取組み（DAIDO-ココ・カラ）を実施しています。

【「健康経営優良法人」に認定】
太陽生命及び大同生命は、経済産業省が従業員の健康増進に取り組む「健康経営」を実践している企業等を顕彰する制度である「健康経営優良法人認定制度」に基づき、大規模法人部門において「健康経営優良法人（ホワイト500）」に認定されました。
太陽生命では「太陽の元気プロジェクト」及び大同生命では「DAIDO-ココ・カラ」の推進を通じて、従業員の健康増進を図るための各種取組みを実施し、すべての従業員が心身ともに健康で活き活きと働ける職場の実現を目指しています。

5－2　従業員の健康のために

G4-LA8

● 人事部門の取組み

T&D保険グループでは、本社に診療所を設置しているほか、事業所ごとに定期的に開催している衛生委員会では産業医や労働組合とも連携し、従業員の健康増進に努めています。また、グループ各社では従業員の心の健康管理にも配慮し、専門の医師と嘱託契約を結び、従業員が安心して相談・受診できる体制を整えています。

● ストレスチェック制度

制度導入の趣旨であるメンタルヘルス不調の未然防止に向け、グループ各社で対象となる全従業員にストレスチェック受検を案内。従業員のセルフケアを促すとともに、高ストレス者には医師の面接指導や必要に応じて嘱託契約を結んでいる専門医を紹介する体制を整えています。また、各社で集団分析を実施し、職場環境の改善に役立てています。

● 健康保険組合

生命保険会社3社には独立した健康保険組合があり、組合員の生活習慣病の予防や健康増進などに努めています。組合員や被扶養者の病気やけがの医療費給付のほか、健康保険利用に関する意識向上のPR、毎年受診する人間ドックなどの健康診断費用の補助、がん検診の推進などを行っています。2008年度からは生活習慣病の予防を目的とした「特定健診・特定保健指導」にも取り組んでいます。

Ⅶ 重点分野③地球環境の保護

1. 基本的な考え方

1－1 基本的な考え方

T&D保険グループは環境への取組み姿勢を明確に示すため、「T&D保険グループ環境方針」*を制定しています。企業活動に際して、環境問題の重要性を十分認識し、地球環境の保護に配慮して行動することを基本方針として表明し、役職員への周知徹底を図るとともに、環境負荷低減のためのさまざまな活動を推進しています。また、同方針に基づき「グリーン購入基準等細則」を策定し、事業活動に必要な什器・備品、消耗品の購入に加え、商品パンフレット・約款等の印刷、不動産設備・システム機器などの調達においても環境負荷の低減に資する商品やサービスの優先購入を推進しています。

*「T&D保険グループ環境方針」はhttp://www.td-holdings.co.jp/csr/csr-policy/environment.htmlに掲載しています。

2. 推進体制

2－1 推進体制（環境マネジメント） DMA

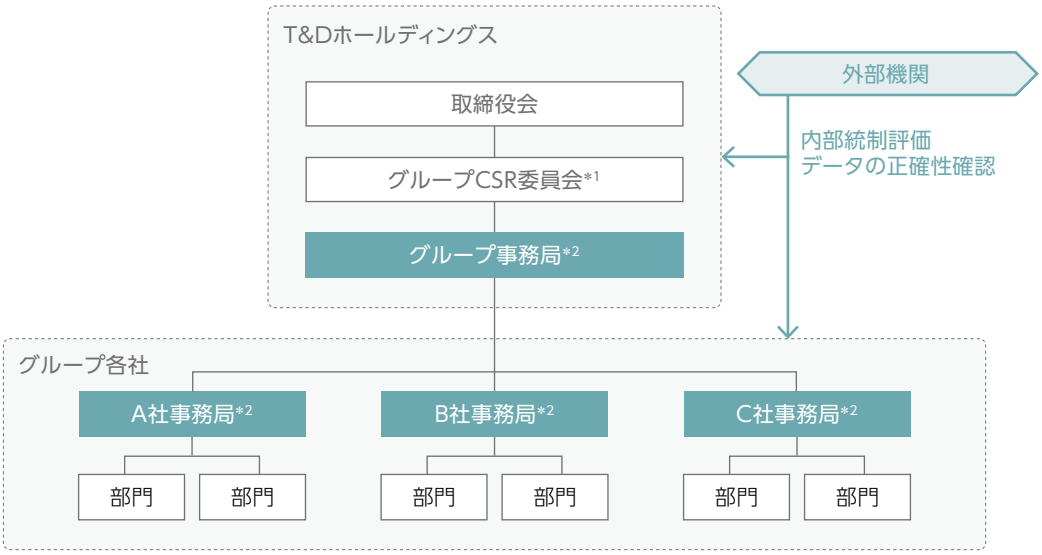

*1 グループCSR委員会の委員長は代表取締役社長、副委員長は代表取締役副社長（CSR担当執行役員）
*2 事務局=グループCSR委員会事務局

3. 環境負荷低減の取組み

3－1 環境への取組み

● CO_2排出量の削減

T&D保険グループのCO_2排出量は、その90%以上が電力使用に由来しており、電力使用量の目標を設定し、エネルギー使用量の削減に努めています。

● 節電への取組み

当社グループでは、5月から9月までの間、オフィス内の冷房温度を原則28度に設定する「クールビズ」を、11月から3月までの間は室温を原則20度に設定する「ウォームビズ」を実施しています。また、オフィス内及び使用していないエリア（会議室・廊下など）の消灯、減灯を実施し、節電を図り地球温暖化防止に努めています。

●ライトダウンキャンペーン

当社グループでは、グループ役職員一人ひとりの環境に対する意識を向上する取組みとして、年に2回、執務室などの一斉消灯を呼びかけるキャンペーンを実施しています。2016年度は7月と2月に実施しました。この取組みは、地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう環境省が呼びかける「CO_2削減／ライトダウンキャンペーン」に賛同したものです。

●グループ共通目標への取組み

当社グループは、グループ各社が協力し、グループとしての環境保護関連の目標を設定して毎日の事業活動の中でその達成に向けた取組みを進めています。
目標は、「電力使用量の削減」「事務用紙使用量の削減」「グリーン購入比率の向上」の3つです。

《電力使用量》目標と実績は ▶ 57ページ
上記節電への取組みに加え、デマンド監視システムによる各ビルのピーク電力の設定や「早帰り日」を実施。また、離席時のPCの省エネモード設定、退社時のプリンター、複合機の電源オフなどさまざまな取組みを実施し電力使用量の削減に努めています。

《事務用紙使用量》目標と実績は ▶ 58ページ
ペーパーレス会議の推進、両面印刷や2in1印刷、大量印刷の前に試し印刷を行い、確認後に印刷することを徹底するなど、事務用紙使用量の削減に努めています。

《グリーン購入比率》目標と実績は ▶ 58ページ
文房具などを購入する際に、「グリーン購入法適合商品」や「エコマーク認定商品」などを優先的に選ぶ「グリーン購入」を推進しています。グリーン購入基準を定め、基準を満たす物品の優先購入に努めるほか、事務用品のオンライン発注では、環境対応商品以外のものを購入する場合には申請を必要とするシステム設定にするなどの取組みを進めています。

●業務のペーパーレス化の推進

東京日本橋への本社移転にあわせ、取締役会、経営会議等のペーパーレス化を実現するため、会議室にOA機器を設置しました。また、ミーティング等もペーパーレスで行えるようにするため、モバイルPCの配布、無線LANの配備、ミーティングテーブルへのディスプレイの設置など、ペーパーレス化の推進に取り組んでいます。

●グリーン調達の取組み（環境保護目的の調達に関する費用・件数集計）

主に事務用品など消耗品を対象とするグリーン購入の取組みに加え、商品パンフレット、ご契約のしおり・約款の印刷や、不動産の照明・空調等の設備の調達、システム機器・OA機器の調達を対象に、環境負荷低減に配慮したグリーン調達の基準を定め、基準を満たすものから優先的に調達する取組みを実施しています。環境に配慮した調達の実績を、金額、件数の集計だけでなく取組施策も調査し、グループ各社で情報を共有し、環境保護の取組みに役立てています。

《グリーン調達実績データ》

	基準該当・非該当を数値で把握できる部分				基準該当・非該当を把握できない部分		合計	
	基準該当		基準非該当		数量または発注数	金額（百万円）	数量合計	金額合計（百万円）
	数量	金額（百万円）	数量	金額（百万円）				
商品パンフレット・約款等の印刷								
2013年度	341	224	673	134	409	36	1,423	393
2014年度	377	293	609	122	505	0.5	1,491	416
2015年度	236	320	621	103	483	0.2	1,340	424
2016年度	220	242	542	94	490	0.4	1,252	336
システム機器・OA機器								
2013年度	1,149	108	0	0	78	78	1,227	186
2014年度	6,550	427	7,345	305	2	2	13,897	734
2015年度	5,373	476	18,797	699	228	266	24,398	1,441
2016年度	4,623	345	16,354	359	13	10	20,990	714
不動産の設備								
2013年度	16	1,026	0	0	5,061	5,660	5,077	6,686
2014年度	19	1,942	0	0	5,133	9,543	5,152	11,485
2015年度	12	986	0	0	5,271	5,097	5,283	6,082
2016年度	29	1,696	0	0	4,500	4,419	4,529	6,115

（T&Dホールディングス、太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命、T&Dアセットマネジメントの合計）

3-2　環境負荷データ

G4-EN3　G4-EN8　G4-EN10　G4-EN15　G4-EN16　G4-EN17　G4-EN23

T&D保険グループでは、CO_2排出量、電力使用量、水使用量、廃棄物発生量・リサイクル率を計測し、開示しています。(データの対象範囲と算定方法は、P.58『3-4「環境負荷データ」及び「グループ共通目標・実績データ」の対象範囲と算定方法』に記載しています。)

● CO_2排出量

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3-5「第三者保証報告書」』)

	2014年度	2015年度	2016年度 ★
SCOPE 1(直接排出)	2,358 t	2,315 t	1,997 t
SCOPE 2(間接排出)	55,677 t	55,344 t	55,531 t
SCOPE 3(その他)	6,357 t	6,412 t	6,461 t
カテゴリ3(燃料・エネルギー関連の活動)	3,751 t	3,772 t	3,836 t
カテゴリ5(事業から発生する廃棄物)	82 t	82 t	49 t
カテゴリ6(出張)	2,524 t	2,558 t	2,576 t
合計	64,392 t	64,071 t	63,989 t

● 電力使用量

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3-5「第三者保証報告書」』)

	2014年度	2015年度	2016年度 ★
電力使用量	95,866 MWh	96,348 MWh	97,705 MWh

● 水使用量

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3-5「第三者保証報告書」』)

	2014年度	2015年度	2016年度 ★
水使用量(上水+再生水)	71.1 千m^3	64.3 千m^3	35.0 千m^3
再生水利用率	23.7%	18.2%	2.4%

● 廃棄物発生量・リサイクル率

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3-5「第三者保証報告書」』)

	2014年度	2015年度	2016年度 ★
①紙ごみ			
発生量	549 t	554 t	369 t
リサイクル率	78.2%	85.4%	79.0%
②紙ごみ以外			
発生量	193 t	183 t	137 t
リサイクル率	66.7%	68.2%	70.9%

3-3　グループ共通目標・実績データ

G4-EN1　G4-EN3　G4-EN5

T&D保険グループでは、電力使用量、事務用紙使用量、グリーン購入比率についてグループ共通目標を設定し、環境負荷軽減に取り組んでいます。(データの対象範囲と算定方法は、P.58『3-4「環境負荷データ」及び「グループ共通目標・実績データ」の対象範囲と算定方法』に記載しています。)

● 電力使用量

(基準値)2009年度の原単位(床面積当たりの電力使用量)　119 kWh/m^2
(目　標)基準値に対し、2013年度～2017年度の5年平均で10%以上削減する。

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3-5「第三者保証報告書」』)

	基準値	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度※	進捗状況(2013年度～2016年度の平均値)
電力使用量	72,163 千kWh	57,873 千kWh	56,340 千kWh	56,573 千kWh	58,508 千kWh★	57,324 千kWh
延べ床面積	606 千m^2	583 千m^2	578 千m^2	605 千m^2	589 千m^2	589 千m^2
原単位	119 kWh/m^2	99 kWh/m^2	97 kWh/m^2	93 kWh/m^2	99 kWh/m^2	97 kWh/m^2
対基準値	—	83.3%	81.9%	78.5%	83.4%	81.8%(基準値から18.2%削減)

延べ床面積が期中で増減する場合は、その期間の平均値を集計しています。
※一部の算定対象の追加により過年度数値を調整しました。

● 事務用紙使用量

(基準値)2009年度～2013年度の5年平均　183.6 t
(目　標)基準値に対し、2014年度～2018年度の5年平均で9%削減する。

★は第三者による限定的保証を取得しています。(P.60『3－5「第三者保証報告書」』)

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度 ★	進捗状況(2014年度～2016年度の平均)
163.2 t	160.2 t	151.8 t	123.1 t	79.0%(基準値から21.0%削減)

事務用紙の購入量を集計しています。

● グリーン購入比率

(目　標)発注する文具及び事務用品におけるグリーン適合商品の割合を80%以上にする。

2014年度	2015年度	2016年度
96.0%	95.9%	96.0%(目標より16.0%上回った)

オンライン購買システムを通じた購入を対象とします。

3－4　「環境負荷データ」及び「グループ共通目標・実績データ」の対象範囲と算定方法

● 「環境負荷データ」及び「グループ共通目標・実績データ」の対象範囲

区分	環境負荷データ	グループ共通目標・実績データ	
	CO_2排出量 電力使用量	電力使用量 グリーン購入比率	事務用紙使用量
T&Dホールディングス	各拠点	各拠点	各拠点
太陽生命	各拠点+所有ビル(テナント貸)	各拠点	各拠点(営業所と支社を除く)
大同生命	各拠点+所有ビル(テナント貸)	各拠点※	各拠点(営業所と支社を除く)
T&Dフィナンシャル生命	各拠点	各拠点	各拠点
T&Dアセットマネジメント	各拠点	各拠点	各拠点
T&D情報システム	各拠点	—	—

各拠点:本社、事務センター、支社、営業所を指しています。(テナント入居も含みます。)
※2015年度より、電力使用量の算定範囲を所有するビルの各拠点からテナント入居を含む各拠点に拡大しました。

区分	環境負荷データ
	水使用量 廃棄物発生量・リサイクル率
東京日本橋タワー	T&D保険グループにおける使用量及び発生量
大同生命大阪本社ビル	T&D保険グループにおける使用量及び発生量
太陽生命浦和ビル	T&D保険グループにおける使用量及び発生量
浜松町ビルディング	T&D保険グループにおける使用量及び発生量
三田ベルジュビル	T&D保険グループにおける使用量及び発生量

※2013～2015年度のデータには汐留芝離宮ビル(旧本社所在地)のデータが含まれます。

●「環境負荷データ」及び「グループ共通目標・実績データ」の算定方法

開示項目			算定方法
環境負荷データ			
CO_2排出量	SCOPE 1(直接排出)		「温室効果ガス排出量算定・報告・公開制度」に基づき、計測されたエネルギー投入量に所定の係数を乗じて算定しています。 (エネルギー投入量はガス、重油、灯油を計測しています)
	SCOPE 2(間接排出)		同上。(エネルギー投入量は電力、蒸気・温水・冷水を計測しています)
	SCOPE 3 (その他)	共通	サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン共通Ver2.2 環境省・経済産業省に基づき算定しています。
		カテゴリ3 (燃料・エネルギー関連の活動)	電力、蒸気・温水・冷水の投入量に所定の排出係数を乗じて算定しています。
		カテゴリ5 (事業から発生する廃棄物)	廃棄物発生量に所定の排出係数を乗じて算定しています。
		カテゴリ6(出張)	グループ期末人員数に所定の排出係数を乗じて算定しています。
	合計		SCOPE 1(直接排出)、SCOPE 2(間接排出)、及びSCOPE 3(その他)排出量を合計しています。
電力使用量			エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、各エネルギー供給会社からのオフィスの年間電力購入量を計測しています。
水使用量			環境省の環境報告ガイドラインによる報告対象項目で、水道局からの請求書の使用量を集計しています。
廃棄物発生量・リサイクル率		共通	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)等に基づき計測しています。
		発生量	廃棄物処理業者からの請求書により算定しています。
		リサイクル率	廃棄物処理業者からの請求書によりリサイクル量を算定し、リサイクル量を発生量で除して算定しています。
グループ共通目標・実績データ			
電力使用量			省エネ法の規定に従いオフィスの年間電力購入量から算定した使用量から、自社ビルのテナント使用分を除き算定しています。
事務用紙使用量			環境省の環境報告ガイドラインによる報告対象であり、購買システムのデータにより算定しています。

3-5　第三者保証報告書

G4-33

T&D保険グループは、P.57『3-2「環境負荷データ」』及び『3-3「グループ共通目標・実績データ」』に記載した2016年度のデータを対象に、国際保証業務基準(ISAE)3000(改訂)及び3410(国際監査・保証基準審議会)による第三者保証を新日本有限責任監査法人から取得しています。

EY
Building a better working world

独立した第三者保証報告書

2017年9月8日

株式会社T&Dホールディングス
代表取締役社長　喜田　哲弘　殿

新日本有限責任監査法人
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
日比谷国際ビル

業務責任者　辰味健司

当法人は、株式会社T&Dホールディングス(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した「CSRレポート2017」(以下、「レポート」という。)の「環境負荷データ」、及び「グループ共通目標・実績データ」に記載されている2016年4月1日から2017年3月31日までを対象とする会社及び主要子会社の環境データ(以下、「指標」という。)について限定的保証業務を実施した。保証の対象とし、手続を実施した指標については、レポートの該当箇所にマーク(★)を付した。

1.　会社の責任

会社は、日本の環境法令等に準拠した基準(レポートの「環境負荷データ」および「グループ共通目標・実績データ」の対象範囲と算定方法)に従いレポートに記載されている指標を算定する責任を負っている。なお、温室効果ガスの排出量の算定には、排出係数を用いており、当該排出係数の基となる科学的知識が確立されておらず、また、温室効果ガス排出量の算定の過程で使用される測定装置固有の機能上の特質及びパラメータの推定的特質から固有の不確実性の影響下にある。

2.　当法人の独立性と品質管理

当法人は、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、「職業会計士に対する倫理規程(Code of Ethics for Professional Accountants)」(国際会計士倫理基準審議会*1 2013年3月)に定める独立性を遵守した。また当法人は、「国際品質管理基準第1号(International Standard on Quality Control 1)」(国際監査・保証基準審議会*2 2009年4月)に準拠しており、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

3.　当法人の責任

当法人の責任は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている指標に対する限定的保証の結論を表明することにある。当法人は、「国際保証業務基準 3000(改訂)過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務(Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Information)」(国際監査・保証基準審議会*2 2013年12月)、「サステナビリティ情報審査実務指針」(一般社団法人サステナビリティ情報審査協会　2014年12月)及び温室効果ガス報告に関しては、「国際保証業務基準 3410　温室効果ガス報告に対する保証業務(Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements)」(国際監査・保証基準審議会*2　2012年6月)に準拠し、限定的保証業務を実施した。

当法人の実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、文書の閲覧、分析的手続、レポートに記載されている指標の基礎となる記録との一致、及び以下を含んでいる。

- 日本の環境法令等に準拠した基準に関する質問及び適切性の評価
- レポートに記載されている指標に関する内部統制の整備状況に関する本社、グループ会社(1社)における質問、資料の閲覧
- レポートに記載されている指標に対する本社、グループ会社(1社)における分析的手続の実施
- レポートに記載されている一部指標に対する本社、グループ会社(1か所)における試査による根拠資料との照合、再計算

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、当法人が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

4.　結論

当法人が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、レポートに記載されている指標が日本の環境法令等に準拠した基準に従って算定、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以　　上

*1 International Ethics Standards Board for Accountants　*2 International Auditing and Assurance Standards Board

4. 森林保全活動

4－1　森林保全活動　太陽生命

G4-EN13

●森林保全活動

生命保険のパンフレット・約款等、業務上さまざまな紙を使用する生命保険会社として、森林資源の還元と緑化保全を目的に、太陽生命では、栃木県那須塩原市と滋賀県高島市に「太陽生命の森林（もり）」を設置し、森林保全活動を進めています。2006年3月に林野庁の「法人の森林」制度を活用して栃木県那須塩原市に設置した「太陽生命の森林（もり）」では、塩那森林管理署ほかの協力を得て、2016年7月、11月に間伐や散策道整備などの森林整備活動を実施したほか、5月には公益財団法人日本ダウン症協会のご家族をお招きして「森林教室」を実施しました（年間延べ参加者数174名）。2007年11月に滋賀県高島市に設置した「太陽生命くつきの森林（もり）」では、現地NPO法人麻生里山センターの協力を得て、2016年9月、12月に林道整備やアカマツ林の落ち葉掻きなどの森林整備活動を実施したほか、2016年9月には「くつきの森林」コースを活用した「クアオルト健康ウオーキング」を実施、2016年12月には地元小学生がどんぐりから広葉樹の苗木を育て、卒業時に植樹を行う「どんぐりプロジェクト」を実施しました（年間延べ参加者数277名）。

設置森林名	太陽生命の森林（もり）（栃木県）	太陽生命くつきの森林（もり）（滋賀県）
設置年月	2006年3月	2007年11月
面積	約4.8ha	約12.7ha
CO_2吸収量	19t（林野庁評価）	81t（高島市評価）

●間伐材の利用促進による森林保全活動

資源の無駄遣いを削減する一方で、持続可能な森林保全の取組みとして、太陽生命では森林の「植える、育てる、収穫する、上手に使う」というサイクルのうち、「上手に使う」ために以下の取組みをしています。

国産の間伐材・端材で作られた割り箸を使う「割り箸プロジェクト」

2006年9月から2017年3月現在までに、47万185膳を役職員が活用。
間伐材の利用促進による森林育成の推進を目的に、吉野産ヒノキの間伐材で「太陽生命オリジナル割り箸」を作成しています。希望者には有償で配布するとともに、社内での会議時の食事等の際にも活用が図られています。

「3.9（サンキュー）ペーパー」* の活用

「木づかい箸」の箸袋（間伐材で作成した箸の袋）に3.9ペーパーを活用することで、間伐材利用促進を推し進めるよう取組みを行っています。

*3.9ペーパー：この用紙を使用することで、森林経営者に代わって、印刷物を制作するユーザーが木材チップ会社までの間伐材運送費を負担し、間伐材や国産材の利用を促進するという仕組みのことです。

5. 環境教育・啓発

5－1　環境教育・啓発

T&Dホールディングスでは、UNEP（国連環境計画）機関誌の日本語版「Our Planet―私たちの地球」を制作している一般社団法人日本UNEP協会の活動に協賛しています。同誌はT&D保険グループ各社のほか、地方の小学校・中学校・高校、公共図書館などに広く配布され、環境意識啓発に役立てられています。

Ⅷ 社会貢献活動

G4-SO1

1. 基本的な考え方

1－1　基本的な考え方

T&D保険グループは、社会性、公共性が高い生命保険業を営むグループとして、社会貢献活動や環境の保護に取り組んでいます。また、従業員の自主的な社会への取組み支援のほか、財団を通じた取組みも行っています。生命保険グループとして社会とともに持続的に成長を遂げ、公共的使命と社会的責任を果たしていくことを目指し、主に「健康・医療・福祉の向上」「健全な社会の発展」「地球環境の保護」などの分野を中心とした活動に取り組んでいます。

＊地球環境の保護についてはP.55『Ⅶ 重点分野③地球環境保護』で説明しています。

2. 健康と福祉の向上（健康・医療・福祉 他）

2－1　献血活動

T&D保険グループは、東京都赤十字血液センターに協力し、夏季と冬季の年2回、各社本社部門（東京）が共同で献血活動を行っています。グループ共同で各社の役職員に協力を呼びかけ、2016年度は、延べ314名が献血に参加しました。

2－2　太陽生命グッドウィル・サークル友の会

2005年12月設立の「太陽生命グッドウィル・サークル友の会（以下、友の会）」は、太陽生命及び関連会社の役職員等で構成され、2017年3月31日時点での会員数は8,632名です。会員は社会貢献活動支援のため、毎月の報酬・給与の手取り金額の100円未満の端数、又は100円を1口とした任意の金額（1口以上10口まで）を拠出しています。現在、「友の会」は主に全国の支社や本社部署が主体的に行う地域密着型の社会貢献活動や、NPOなどと連携した環境保全活動、教育支援活動に対する支援を行っています。活動内容は太陽生命の社内報などに掲載し、役職員に活動への参加を広く呼びかけています。

写真提供：ジョイセフ

《2016年度の主な活動》

・地域社会への貢献：熊本地震の被災者に対する支援、プルタブ・アルミ缶及びペットボトルキャップの収集・寄贈、コカリナ倶楽部による老人ホーム慰問（交通費の補助）。
・教育支援：公益財団法人ジョイセフを通じてアフガニスタンの子どもたちにランドセルを寄贈。

2－3　大同生命社会貢献の会

1992年に役職員による自主的な企業市民活動組織として「大同生命社会貢献の会」が設立され、募金活動やボランティア活動の推進・支援に取り組んでいます。また、ボランティア休暇制度を利用して日ごろ外出機会の少ない障がい者の方々の外出を支援する「障がい者一日外出支援ボランティア活動」を1994年から実施しています。会話や食事、車椅子・歩行介助など、障がい者の方々と直接ふれあうことを通じて障がいに対する理解を深めています。

《2016年度の主な活動》

・募金・寄付活動：役職員から寄せられた募金やチャリティー・カレンダー展での収益金を原資に、障がい者施設（2011年の東日本大震災及び2016年の熊本地震で被災した施設を含む）や社会福祉団体などに寄付を行いました。
・使用済み切手・プリペイドカードなどの収集活動：本社各部門、全国の支社、関連会社から集まった使用済み切手・プリペイドカードなどは、社会貢献活動を支援する団体への寄贈を通して、海外医療協力や水不足のアジアに井戸を贈る運動に役立てました。このほか、ペットボトルのキャップを集めることで地球環境を改善し、世界の子どもたちにワクチンを贈るエコキャップ運動にも協力しました。
・ボランティア活動：全国障害者スポーツ大会へのボランティア参加、障がい者一日外出支援ボランティア活動等を実施しました。

2-4　公益財団法人日本ダウン症協会への支援　太陽生命

太陽生命と太陽生命グッドウィル・サークル友の会は、公益財団法人日本ダウン症協会と交流し、支援をしています。

《主な活動》

・同協会の賛助会員として、活動を支援。
・同協会が開催するセミナーの会場や評議委員会・理事会の会合に太陽生命の会議室を提供。
・同協会の活動に対し、支社や本社部署の役職員がボランティアとして参加。

2-5　障がい者スポーツへの協賛　大同生命

大同生命は、創業90周年の1992年に開催された第1回「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)」*より、毎年、「全国障害者スポーツ大会」に特別協賛しています。この大会は、「障がいのある選手が、競技などを通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与すること」を目的として開催される国内最大の障がい者スポーツの祭典です。大会では、参加選手などとの交流の場である「ふれあい広場」に「大同生命ブース」を毎年設置し、大同生命及び太陽生命の多くの役職員がボランティアとして活動しています。
また、2015年1月からは公益財団法人日本障がい者スポーツ協会のオフィシャルパートナーとして、障がい者スポーツのより一層の普及・発展に向けた取組みを行っています。

＊「全国知的障害者スポーツ大会」は、2001年に「全国身体障害者スポーツ大会」と統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されるようになりました。

2-6　公益財団法人大同生命厚生事業団

《設立の目的等》

大同生命が1974年に設立。生活環境の悪化による健康被害や高齢者人口の急増に伴う諸問題に関する研究への助成などを通じて、国民の健康と社会福祉の増進を目的としています。

《主な事業》

● 地域保健福祉研究助成・ボランティア活動助成

・地域保健福祉研究助成：地域に密着した公衆衛生活動や福祉活動に従事している方々の、「地域における保健・医療・福祉に関する研究」に対して助成しています。
・シニアボランティア活動助成：年齢60歳以上の方々が行っている「高齢者・障がい者の福祉や子どもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」に対して助成しています。
・サラリーマン(ウーマン)ボランティア活動助成：日ごろは会社などに勤務しているサラリーマン(ウーマン)が、休日などを利用して行っている「高齢者・障がい者の福祉や子どもの健全な心を育てる交流のボランティア活動」に対して助成しています。

《設立～2016年度の助成実績累計》3,720件 16億357万円

● 健康小冊子の発行

人々の関心が高い環境や健康、福祉の問題について、専門家が執筆した簡潔で読みやすい小冊子「環境と健康シリーズ」を1975年からこれまでに計72冊発行しています。また、より多くの方々にご活用いただけるよう、近年に発行した小冊子を電子化し、財団ホームページにて公開しています。

● 家庭看護の相談と実習教室

これまでに実施した「家庭看護の相談と実習教室」の中で、主に実習教室の様子を記録したDVDの無料貸出しを行っています。

2-7　公益財団法人太陽生命厚生財団

《設立の目的等》

太陽生命の創業90周年を記念して1984年に設立しました。「高齢者の福祉に関する事業への助成」及び「障がい者の福祉に関する事業への助成」を行い、わが国の社会福祉の向上に寄与することを目的としています。

*2009年12月の公益法人への移行を機に、「太陽生命ひまわり厚生財団」から「太陽生命厚生財団」に名称変更。

《主な事業》

・事業助成：ボランティアグループ及びNPOが行う在宅高齢者又は在宅障がい者の福祉及び認知症に関する事業への助成。
・研究助成：高齢者保健・医療、生活習慣病または高齢者福祉に関する研究・調査への助成。

《設立～2016年度の助成実績累計》1,950件 12億883万円

● 2016年度の主な事業

2016年度は、従来どおり、財団設立の趣旨・目的である社会福祉の向上に寄与するために、生活福祉分野で地域に根ざし地道な活動を行っているボランティアグループなどが実施する事業への助成を継続して実施するとともに、高齢者福祉などに関する研究・調査への助成活動を実施しました。
当年度の助成実績は、事業助成が63件・1,939万円、研究助成が5件・245万円、合計68件・2,184万円でした。

3. 健全な社会の発展（教育・スポーツ・地域貢献 他）

3-1　全国一斉クリーンキャンペーン　太陽生命

地域社会に対する太陽生命の貢献活動の一つに、1982年より年1回行ってきた、本社周辺の清掃活動が挙げられます。2004年からは「全国一斉クリーンキャンペーン」とし、北は北海道から南は沖縄まで、全国の支社でも周辺地域の清掃活動を実施するようになりました。2016年度は、全国で5,722名（従業員の家族を含む）が参加し、日ごろお世話になっている地域に感謝の気持ちを込めて清掃活動を行い、社員が一丸となって社会貢献活動に取り組みました。

3-2　全国中学生ラグビーフットボール大会への特別協賛　太陽生命

太陽生命は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下、日本協会）が主催する全国中学生ラグビーフットボール大会に、2011年度より特別協賛しています。ラグビーの基本精神である「One for All, All for One」は、生命保険の基本理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」と共通するものです。また、日本協会が掲げる大会目的である「中学生プレーヤーをはじめ、関係する中学生が健全な社会を形成する者として必要な資質を得られるよう働きかけること」に賛同し、日本協会とともに中学生ラグビーフットボール競技の日本国内における振興と発展、及び青少年の健全な育成に取り組んでいます。

3-3　寄付による大学でのオープン講座　大同生命

2002年の創業100周年を機に、大同生命をご支援いただいている皆さまに感謝の念を込め、毎年、寄付による大学でのオープン講座を開催しています。本講座では、理論と実践を織り交ぜた講義テーマを設定し、中小企業経営者・後継者や地域の皆さまに経営・ビジネス等に関する知識・スキルの習得の場をご提供しています。これまで受講された皆さまからは大変ご好評をいただいており、過去15年間の累計受講者数は、13,000人以上に達しています。
2016年度は、広岡浅子（大同生命創業者である明治の実業家）が創設に関わった日本女子大学をはじめ、9大学で開催しました。

3-4　公益財団法人大同生命国際文化基金

《設立の目的等》

大同生命の創業80周年を記念して1985年に設立。諸外国との文化交流の実施や助成を通じて、国際相互理解の促進を図り、わが国の国際化に貢献することを目的としています。

《主な事業》

●大同生命地域研究賞の贈呈

世界各地域に関する学術的研究の奨励を目的に、地域研究の分野で高い業績を挙げた研究者に対し「大同生命地域研究賞」・「大同生命地域研究奨励賞」を贈呈しています。また、国際相互理解を深めるうえで功労のあった方に対しては、「大同生命地域研究特別賞」を贈呈しています。

●翻訳・出版事業

日本において、アジア諸国の歴史・文化・習慣への理解を深め、親善関係の促進を目的として、アジア諸国（12ヵ国）の現代文芸作品（小説、詩、随筆など）68点を翻訳・出版し、国内の大学・公共図書館に寄贈しています。なお、2012年度からは、これらの作品がより多くの方々の目に触れ、関心を持っていただけるよう、電子書籍化のうえ、財団のホームページで公開しています（無料）。またアジア諸国において、「日本」への理解をより一層深めていただくことを目的として、日本の文学・人物伝などを各国の言語に翻訳した作品40点を8ヵ国で出版し、現地の大学や図書館などに寄贈しています。

●教育支援事業

東南アジア諸国において、学校建設（5ヵ国、20校を建設）や図書・学用品の寄贈を通じて勉学環境を整備し、地域の子どもたちに対する教育意識の向上に努めています。多年にわたる教育分野への貢献が認められ、2013年2月にラオス人民民主共和国から「労働勲章第三等」が授与されました。

3-5　インターンシップ　大同生命

大同生命では、生命保険会社の業務全般や、アクチュアリー・資産運用・保険金支払いなどの専門業務を理解いただくことを目的に、学生の就業体験の機会を提供しています。学生が自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することで、就労への意欲を高めるとともに、必要とされる専門的知識・技能、職場に関する理解を深めることで、自己の適性や具体的進路を考える機会として活用いただいています。

3-6　被災地への支援

大規模災害などの発生にあたっては、T&D保険グループまたはグループ各社において義援金の寄付や復旧作業の協力などの支援を行っています。
東日本大震災においては、震災発生直後よりグループの役職員を被災地へ派遣し、瓦礫撤去や支援物資の搬入などの活動を行うほか、個人宅や寺院の復旧作業の協力など、支援活動を行いました。その後も義援金の寄贈など、幅広い支援活動を継続しています。
また、熊本地震においても、被災地の復興に少しでもお役に立てるよう義援金を寄贈しました。

3-7　大同生命サーベイ　大同生命

2015年10月より、中小企業の景況感や経営課題等に関する“中小企業経営者の皆さまの生の声”を収集し、企業経営のヒントとしてお役立ていただくことを目的に、全国の中小企業経営者を対象とした毎月のアンケート調査「大同生命サーベイ」を展開しています。
中小企業の多くを占める「小規模企業」にフォーカスした、「毎月」のアンケート調査としての独自性を活かし、経営者の皆さまの関心が高いテーマや、経営課題に対するヒント等、有益かつタイムリーな情報提供に努めています。

【コラム】責任投資の取組み

国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」に署名するグループ3社の資産運用担当者の声から

太陽生命
運用企画部 運用企画課
米田 稔

T&Dアセットマネジメント
機関投資家事業部
責任投資グループ ESGアナリスト
熊谷 茜

大同生命
資金運用部
ファンドマネージャー
岩本 哲平

所属は2017年7月時点

「責任投資原則（PRI）」への署名

米田：太陽生命は2007年に、国連が提唱する「責任投資原則（PRI）」に日本の生命保険会社として初めて署名しました。PRIは、機関投資家として、投資分析と意思決定のプロセスにESG（環境、社会、企業統治）の課題を組み入れることを宣言しています。生命保険会社としては保険金・給付金等を確実にお支払いすることが重要な社会的役割ですが、もう一つ、長期的な機関投資家としての役割もあります。保険業界全体が「保険金の支払い問題」で揺れていた2007年、保険会社として支払態勢強化に取り組むのは当然ですが、機関投資家としても社会に貢献すべきとの思いからPRIに署名しました。

熊谷：T&Dアセットマネジメントは、2011年からESG要因を運用に活用すべく調査を開始しました。PRIの責任投資原則は私たちの取組みの方向性と一致しており、お客さまの長期的な利益にも適う投資原則であるとの考えから2012年に署名しました。

岩本：大同生命は、2016年に署名しました。以前より事業を通じて社会的課題の解決に貢献する取組みを進めていましたが、生命保険分野はもちろん資産運用分野でも積極的に役割を果たすべきとの思いから署名しました。

米田：PRI署名機関は、毎年、原則に対する取組み実績を報告します。年末までに報告のフレームワークが示されますので、内容を確認して各資産クラスで自己評価を実施しています。毎年、PRIの活動計画を策定し経営レベルで決定しますが、その前段階で各資産クラスの担当者が投資プロセスやパフォーマンスを自己評価できる良い機会になっています。その過程で認識した課題や、報告項目の変更点などを通して、世界のESG投資の潮流を確認し、それらを踏まえて活動計画を策定しています。

熊谷：私たちは、それに加えアセットオーナーからのモニタリングがあり、原則への取組みはより詳細に説明する必要があります。私がPRIへの報告で担当しているのは、株式の議決権行使とエンゲージメント（投資先企業との対話）の部分ですが、いかに効果的に、かつ明確なゴールを持ってエンゲージメントを進めていくかが問われます。運用を委託していただいているお客さまには、行動を具体的に報告する必要があります。この点に関しては、スチュワードシップ・コードが改訂されたこともあり、一層深化させていかなければならないと思っています。

米田：議決権行使やエンゲージメントを通じた行動については、PRIとスチュワードシップ・コードで求められていることは同じですね。

責任投資をどう考えるか

岩本: 私は現在国内外の社債を担当していますが、投資判断の中では、投資リターンと社会にとってのリターンの両方を考慮しています。機関投資家として社会から求められる役割の一つに、社会的なリターンへの貢献があると考えています。投資リターンに、社会的なリターンをどのように加えていくかを考えることが、今私たちに求められていることだと思います。

熊谷：ESG要因と投資成果に関する実証研究は進んできており、G（ガバナンス）については一部において相関性が見出されています。E（環境）とS（社会）についてはまださまざまな意見がありますが、投資判断でESG要因の考慮は不可欠なものとなっています。投資期間が長期になるほど、財務情報以上に非財務情報、無形の資産といったものが重要な投資判断要因になると考えられています。私たちも長期投資において、非財務情報であるESG要因が企業価値と株価の形成に重要なファクターになると考えています。

米田：やや異なる観点からの見方になりますが、冒頭、生命保険会社としての社会的役割と、機関投資家としての社会的役割という表現をさせていただきましたが、基本的な理念としては生命保険会社として目指すこととESG投資が目指すところは一緒だと考えています。PRIは資産運用部門の担当者だけではなく、経営者を含めた会社全体でのESGの取組み推進を求めているのですが、当社が全社的な体制でESG投資に取り組んでいることを社外の方に説明していくには、こういった基本的な理念から説明していかなければ伝わらないと感じています。

岩本: この分野は欧州が進んでいて、例えば、機関投資家はCO_2削減等を宣言しその成果を開示することが法令で求められているなど、規制等もESG投資を後押ししています。投資家だけが先行して、欧州レベルに近づいていくのは難しいと感じており、社会全体で前進することが必要だと思っています。そういった意味で、GPIFの取組み※は、企業も含めた社会全体でのESGの取組み推進を意図した行動の一つだと受け止めています。

米田：議決権行使やエンゲージメントも短期間で成果を上げていくのは相当に難しいと思います。日本と欧州では、法規制だけでなく社会全体の見方・受け入れ方も異なります。私たちとしては、単純に先行する国の真似をするのではなく、一時的な流行に乗るのでもなく、社会全体が前進していくことに継続的に貢献していく長期の機関投資家でありたいと思います。

※世界最大の機関投資家と言われる日本の公的年金の運用機関（年金積立金管理運用独立行政法人：GPIF）は、将来的に3兆円規模となるESG投資を開始したことを公表しました。

ESGを考慮した具体的投資判断・プロセス

米田：PRI原則に基づき、資産運用プロセスで常にESGを考慮する体制を構築しています。資産運用の規程全般にESGの課題を考慮することを規定しており、それらの規程に基づき、各資産を運用する部署が責任投資チェックリストを策定し、すべての投融資判断で適合を確認しています。ネガティブスクリーニングも実施していますが、基準に適合すれば加点する方法も取り入れています。株式投資では毎年再評価を実施して、投資のユニバースを構築します。取組みを始めて10年が経過して、着実に定着してきたと考えています。

岩本: 大同生命の社債投資では、ガバナンス問題などで企業の信用力が急変動するリスクを抑制する観点などから、ESG問題も考慮して投資先企業を評価しており、太陽生命と同様に規程やマニュアルにも規定しています。また、テーマ投資であるソーシャルボンドについても、社会的なリターンの観点も踏まえて積極的に取組みを検討しています。

熊谷：T&D日本株式ESGリサーチファンドを例に挙げると、まず産業の基礎評価をします。産業ごとに重要指標を定め、評価企業のビジネスモデルとステークホルダーとのリレーションの分野で、重要指標を中心に評価しESGレーティングを付けています。5段階評価をしており下位は投資の対象にしません。このプロセスの中で最も重要視しているのは企業への取材です。評価先企業に要請し、ESGに関する取材をしています。その取材内容に加えて、評価先企業のCSRレポートや統合報告書、環境報告書など各種レポートを調査分析し、評価を調整していきます。最近、大手のESG評価機関ごとの評価にあまり相関がないということが話題になりましたが、評価機関ごとに評価の特徴があり、私たちの評価も独自性のあるものと考えています。

ESG投資の今後

米田：世界的潮流もあり今後も拡大していくと考えています。以前の責任投資は社会貢献の観点から余裕がある会社が行うものだという見方もあったと思いますが、今ではESG投資として投資リターンを追求するとともに、社会にも貢献するものという考え方が浸透してきたと思います。低金利の運用環境が継続しているなかでは、資産運用の高度化・多様化という観点からも注目される分野だと思います。

岩本：銀行や証券会社など社外の方の話を聞いても、年金基金や生命保険会社等、機関投資家のESG投資に対する関心の高さを感じています。ESG投資の市場規模は機関投資家が牽引する形で拡大するものと考えています。

熊谷：アナリストとしての観点になりますが、今後は企業にとっても投資家にとってもESGの質が問われてくるのではないかと思っています。企業は自ら掲げる重点課題や目標が真にその企業が取り組むべきことなのかということが問われています。投資家は、企業と社会全体の持続的成長性を高める観点からどのようにESG要因を投資の意思決定に取り込もうとしているのかが問われます。ESG投資は、やっていれば良いという段階から質の面で一段とレベルアップが必要なステージに入っているのではないかと感じています。

以上

〔社会的責任投資の主な取組み事例〕
- 再生可能エネルギー発電事業やエネルギー効率化事業等への資金供給を目的とした国際金融機関等が発行する「グリーンボンド」への投資
- 太陽光発電や風力発電に関するプロジェクトファイナンスなどへの投融資
- 中南米・カリブ海地域諸国での教育・若年層支援・雇用支援に貢献できる「EYEボンド」への投資
- 開発途上地域におけるインフラ整備・雇用創出支援などの資金調達を目的に独立行政法人国際協力機構が発行した「ソーシャルボンド」への投資
- 人々の健康増進に寄与する事業を応援する「元気健康応援ファンド」への投資
- 中小企業の成長や発展を支援する中小企業経営支援ファンドへの投資
- 保有ビルにおける地球環境・地域社会への貢献

1－1　責任投資原則（PRI）への署名

太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメントの3社は、国連が支援する
「責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）」*に署名しています。

Signatory of:
PRI Principles for Responsible Investment

太陽生命

太陽生命は、機関投資家として社会的責任をより一層果たしていくためには、投融資活動を通じて社会や環境により良い影響を及ぼし、持続可能な社会の実現に貢献していくことが不可欠であると考えています。
こうした考えのもと、2007年3月、責任投資原則（PRI）に日本の生命保険会社として初めて署名しました。
当社は、同原則に基づく、環境・社会・企業統治（ESG）の課題に十分配慮し、持続可能な社会の実現に向けた資産運用を推進しています。

大同生命

大同生命は、責任投資原則（PRI）の趣旨に賛同し、2016年11月に署名機関となりました。当社は、従来より事業活動を通じて社会的課題の解決に貢献する取組みを進めており、資産運用の分野においても、ESG（環境・社会・企業統治）課題を考慮した投融資を推進していくことで、持続可能な社会の形成に貢献しています。

T&Dアセットマネジメント

T&Dアセットマネジメントは、投資運用業を営む機関投資家として受託者責任を果たすにあたり、責任投資原則（PRI）の趣旨に賛同し、2012年3月に署名機関となりました。本原則に則り、投資プロセスにおいて環境・社会・企業統治（ESG）にかかる課題を含む投資先企業の状況を十分に把握し、建設的な対話（エンゲージメント）や議決権行使などを通じて企業の持続的な成長の追求に努めることにより、お客さまからお預かりした資金の中長期的な投資リターンの拡大を目指します。

各社のPRIの取組状況は、RI Transparency Report（英文）で報告しています。
WEB http://www.unpri.org/signatories/signatories/

*責任投資原則（PRI）は、2006年に国連事務総長であったコフィー・アナン氏が世界の金融業界に対して提唱した行動規範です。なお、同原則には、世界で1,700超、日本では59の金融機関等が署名しています。（2017年7月現在）

1－2　社会的責任投資の方針と投資意思決定

太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメントでは、次のとおり、社会的責任投資の視点を投融資プロセスに取り入れています。

太陽生命・大同生命

お客さまからお預かりした保険料をもとに資産運用を行っていることを踏まえ、収益性・安全性・公共性に十分配慮するとともに、責任投資原則（PRI）の署名機関として、ESGの課題を考慮することを資産運用の基本姿勢として資産運用の規程に明記しています。
このような資産運用の基本姿勢のもと、株式や不動産投資、法人向け貸付等の際に、責任投資原則（PRI）の考え方を投融資のプロセスに反映しています。

T&Dアセットマネジメント

T&Dアセットマネジメントは、投資運用業を営む機関投資家として、お客さまの長期的な利益に適うようにESGの課題に取り組んでいます。
環境に親和的な企業、社会と調和的な企業、企業統治に秀でた企業は、サステナビリティの観点から優れた企業であると考え、ESG調査の専任担当者を配置して国内企業のESG調査を進めています。ESG情報は、国内株式や国内事業債の運用担当者に投資判断の材料として提供されています。
また、米国の大手SRI運用会社のDomini Social Investments LLCと提携し、情報交換を通じて海外のESG動向を把握しています。

1－3　「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）

太陽生命、大同生命、T&Dアセットマネジメントの3社は、2014年5月に、「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の趣旨に賛同し、その受け入れを表明しました。
各社の諸原則に対する基本的な方針、議決権行使方針及び議決権行使状況の詳細は、それぞれのホームページで公開しています（和文）。

太陽生命	https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/activity/ssc.html https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/activity/exercise.html
大同生命	http://www.daido-life.co.jp/about/info/topics/ssc.html http://www.daido-life.co.jp/about/info/topics/voting.html
T&Dアセットマネジメント	http://www.tdasset.co.jp/company/principles/stewardship/ http://www.tdasset.co.jp/company/principles/voting/

*T&Dフィナンシャル生命は上場株式による運用を行っておらず、今後も予定していないため、スチュワードシップ・コードへの賛同を表明する予定はありません。

●議決権行使方針

太陽生命・大同生命

太陽生命・大同生命では、議決権行使にあたり、財務情報等の形式的な判断基準にとどまらず、ESG等の非財務情報も踏まえ、賛否を判断するよう努めています。また、日常的に投資先企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことにより、当該企業の持続的な成長を促しています。このような基本的な考え方のもと、議決権行使の適切性を確保するため制定した議決権行使に関するガイドラインに基づき、厳正な議決権行使を行っています。なお、当ガイドラインは、2015年6月に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」などの趣旨を踏まえ、議決権行使の取組みを一層充実させることを目的に改正を行っています。2017年6月に議決権行使等に関する社内委員会を設置し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動全般に関するガバナンス体制・利益相反管理体制を強化しています。

《議案精査・対話・賛否判断における主な着眼点》

- ▶ **十分な配当原資があるにもかかわらず無配となっていないか。また、配当性向が極めて低位（または高位）となっていないか。**
- ▶ **公序良俗に反する行為（故意の脱税、談合、賄賂等）、環境破壊等の反社会的行為（ESGの問題に照らし疑義が認められる行為）等の問題が発生していないか。**
- ▶ **投資先企業にコーポレート・ガバナンスが十分に機能した経営を求める観点から、以下の問題はないか。**
  - ・ROEの水準
  - ・社外取締役の人数や独立性
  - ・社外役員の取締役会・監査役会への出席率
  - ・監査役の在任期間
  - ・退職慰労金の支給対象者
  - ・ストックオプションの付与対象者

T&Dアセットマネジメント

T&Dアセットマネジメントは「議決権の行使は、株主が投資先企業の企業価値を高めるために、企業経営に有効な影響を及ぼすコーポレート・ガバナンスの有力な手段である」と考えます。この考えに基づき、運用機関の受託者責任を果たすために株主総会における議案についての賛否の意思を指図する基準を社内規程において明確にし、また、当社は、議決権行使ガイドラインに基づき、すべての議案について精査しています。

1. 役員選任（取締役の選任、監査役の選任、監査等委員の選任）
2. 役員報酬・退職慰労金
3. ストックオプション
4. 資本政策
5. 定款変更
6. 買収防衛策
7. 株主提案

● 議決権行使状況（スチュワードシップ活動の状況）

太陽生命・大同生命

太陽生命・大同生命は、2016年7月から2017年6月に開催された株主総会における議案について、議決権行使に関するガイドラインに基づき、必要に応じて投資先企業との対話を実施したうえで、議決権を行使しました。

《対話の状況》

太陽生命・大同生命は、投資先企業との対話を重視し、投資先企業との積極的な対話を通じて、経営状況の確認や課題認識の共有を図るとともに、株主価値向上に資する取組みを継続的に行っています。

▶ 対話した企業の例

- ROEが一定水準を下回った企業
- 最終赤字であるものの配当を実施した企業
- 十分な配当原資が確保されているにもかかわらず無配とした企業
- 選任理由や背景について十分な説明もなく、内部取締役の員数増加を提案した企業
- 無配となったにもかかわらず、取締役再任議案を提案した企業
- 説得力のある説明もなく、役員報酬の引き上げを行った企業
- 背景や目的についての説明が不十分な買収防衛策の導入・継続を提案した企業
- 再任対象の社外取締役の取締役会への出席率が低位であった企業
- 再任対象の監査役の在任期間が長期であった企業
- 個別支給額の開示なく役員退職慰労金の贈呈を提案した企業
- 不祥事件等が発生した企業

《議決権行使の状況》

太陽生命・大同生命は、建設的な対話を通じても、なお問題が改善されない場合や、株主価値を毀損するリスクが高いと判断される場合などは、当該議案に対して不賛同としています。

2016年7月から2017年6月に開催された国内上場企業の株主総会における国内上場株式の議決権行使結果については以下のとおりです。

種類	太陽生命					大同生命				
	賛同	不賛同	棄権	白紙委任	議案総数	賛同	不賛同	棄権	白紙委任	議案総数
会社提案	232	–	3	–	235	373	4	–	–	377
剰余金処分	54	–	–	–	54	84	–	–	–	84
取締役選任(※1)	69	–	1	–	70	106	1	–	–	107
監査役選任(※1)	49	–	1	–	50	66	3	–	–	69
定款一部変更	13	–	1	–	14	34	–	–	–	34
退職慰労金支給	2	–	–	–	2	17	–	–	–	17
役員報酬額改定	10	–	–	–	10	9	–	–	–	9
新株予約権発行	13	–	–	–	13	4	–	–	–	4
会計監査人選任	1	–	–	–	1	1	–	–	–	1
再構築関連(※2)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
その他会社提案(※3)	21	–	–	–	21	52	–	–	–	52
うち買収防衛策	3	–	–	–	3	12	–	–	–	12
株主提案	–	18	–	–	18	–	61	–	–	61
合計	232	18	3	–	253	373	65	–	–	438

※1 複数候補者の選任に関する議案は、1名でも選任対象に不賛同とした場合、「不賛同」として集計。
※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等を含む。
※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、役員賞与、買収防衛策、計算書類承認等を含む。

T&Dアセットマネジメント

《対話の状況》

T&Dアセットマネジメントでは、企業との個別面談やスモールミーティング等の機会に、事業戦略の視点、資本効率・株主還元の視点、ESGの視点等からその持続的な成長を促すよう建設的な対話を行っています。2016年7月から2017年6月において38社と対話し、対話した企業の例は以下のとおりです。

①株主総会招集通知における情報開示において、取締役候補者に対する選任方針や理由、在任期間が長期に及ぶ場合はその理由等を記載していただきたい旨を伝え、掲載していただきました。

②役員や従業員のダイバーシティに関する取り組みを働きかけました。いずれの事業会社も、人材不足、人手不足が深刻化するなか女性や外国人の登用、障がい者雇用の重要性は認識しており、現時点での対応策および目標について回答をいただきました。

③事業会社に対し、代替フロンの使用量低減について働きかけました。一部製品については自然冷媒を使用していること、また製品の安全性も踏まえながら最も環境負荷が低い製品の開発に取り組んでいる姿勢を確認することができました。

《議決権行使の状況》

T&Dアセットマネジメントでは、議決権行使に関連する事項を審議し、必要事項を決定するために、社内に「議決権行使委員会」を設けています。この委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサーを委員長とし、運用、法務・コンプライアンスの各部の責任者によって構成され、必要な場合に適宜開催されます。議決権行使ガイドラインは、委員会の審議を経て、委員長が決定します。そのガイドラインに基づき、委員会事務局の担当者は議決権行使指図案を作成し、運用担当者が最終決定します。これらの手順をもとに、2017年5月から6月においては会社提案議案のうち941議案(総議案数比13.4%)に対し不賛同の意思を表明しました。なお、議決権行使状況の事例は以下のとおりです。

①買収防衛策を継続導入する内容の議案は原則として反対しました。また、取締役会において買収防衛策を継続導入している企業に関しては、導入を決定した取締役の再任議案について慎重に検討しました。

②役員報酬議案では、業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案について、中長期的な企業の成長を目標とする制度設計かどうかを判断基準としました。

③株主提案では、情報開示により経営の透明性が向上すると判断される議案等については賛成しました。

第三者意見

1.　T&Dホールディングスのビジネスモデルとは

本業を通じて社会的課題に取り組むという、一貫して誠実な姿勢に敬意を表します。そのことを踏まえたうえで、今年はビジネスモデルという視点から御社の取組みを捉えてみたいと思います。
生命保険会社の一般的なビジネスモデルとは、簡略化すれば、保険料収入と資産の運用収益を原資として、それを保険金の支払い、会社維持のための経費、リスクへの備え、株主の取り分の4つの側面に配分するものと言えるでしょう。短期的には、保険金の支払額や内部のコストを抑えることで株主利益が増えるように見えますが、そのような仕方で生まれる利益が長続きするとは思えません。つまり目先のROEを重視するだけでは、上手くいきません。では、御社の固有のビジネスモデルとはどのようなものでしょうか。
本レポートでは、健康経営への取組みやワーク・ライフ・バランスの支援、女性の活躍推進などを通じて働く人を大事にする姿勢が示されています。そこを重視することで、従業員満足度が高まり、サービスの質も上がるのだと思います。実際、御社は介護や認知症リスクなどの社会ニーズに即した商品開発、一般社団法人ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会®の表彰を受けたわかりやすい情報提供、請求のしやすさの工夫、「介護コンシェル」などのアフターサービス、きちんとしたリスク管理など、単なる保険金の額を超えた価値の提供をされていると思います。そうやって「選ばれる保険会社」になることで、長期的にみて株主の期待にも応えられる。
御社はそのようなビジネスモデルを持っているであろうことが、本レポート全体を通して感じられるのですが、そのことをもっと端的に表現されても良いのではないでしょうか。

2.　CSRの重点分野とESG投資の関係

今年のレポートでは、ESG投資の取組みについてグループ3社の担当者による座談会という形で、現場からの率直な声が掲載されました。各社がそれぞれの考え方で真剣に取り組んでいることがわかります。
ただ、グループ経営理念から導かれたCSRの重点分野が、ESG投資においてどの程度意識されているのか、少し気になりました。例えば重点分野の1つに「人権の尊重」がありますが、投資先企業のサプライチェーンの人権問題は、ESG投資の分野でも特に注目されているテーマの1つです。また、もう1つの重点分野である「地球環境」に関しては、金融安定理事会(FSB)の「気候変動に関わる財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)」が最終報告書を公表し、気候リスクに関するシナリオ分析をすることを提言しました。気候変動問題はすでに金融上のリスクだというのです。このようなEやSに関する具体的な論点が御社のESG投資の中でどのように扱われているか、本レポートをみても必ずしも明確ではありません。
座談会の中で「今後はESG投資の質が問われてくる」と述べられていますが、その通りだと思います。特に、パッシブ運用をする御社のようなユニバーサルオーナーにとっては、単にESG課題が直接的な投資成果につながるだけでなく、エンゲージメントを通して経済活動の基盤となる環境や社会を守ることが、結局はポートフォリオ全体の利益を守ることになるはずです。そしてそれは「子や孫の世代まで安心・安全で快適に暮らしていけるよう、社会の課題に向き合う」というトップメッセージにも合致します。
今年は日本版スチュワードシップ・コードが改訂され、集団的エンゲージメントが認められることが明確にされました。このような制度的な枠組みの前進と歩調を合わせて、取組みが一層加速することを期待しています。

水口 剛（みずぐち たけし）　高崎経済大学経済学部教授。博士(経営学、明治大学)

1984年、筑波大学第三学群社会工学類卒業。ニチメン、英和監査法人などを経て、1997年高崎経済大学経済学部講師。2008年より現職。主な研究分野は責任投資、非財務情報開示など。環境省・グリーンボンドに関する検討会座長、ESG検討会委員等を歴任。現在、NPO法人日本サステナブル投資フォーラム共同代表理事を務める。主な著書に『ESG投資－新しい資本主義のかたち』(日本経済新聞出版社、2017年)、『責任ある投資－資金の流れで未来を変える』(岩波書店、2013年)、『環境経営・会計　第2版』(共著、有斐閣、2012年)、『環境と金融・投資の潮流』(編著、中央経済社、2011年)など。

索引：GRIガイドライン第4版内容

GRI　G4対照表　　コア基準

一般標準開示項目

区分・項目ナンバー		参照箇所
戦略および分析		
G4-1	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者の声明	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶トップメッセージ
組織のプロフィール		
G4-3	組織の名称	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-3 会社概要（2017年3月末現在）
G4-4	主要なブランド、製品およびサービス	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-1 T&D保険グループの事業概要 Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-2 T&D保険グループ各社及び財団法人
G4-5	本社の所在地	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-3 会社概要（2017年3月末現在）
G4-6	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-2 T&D保険グループ各社及び財団法人
G4-7	組織の所有形態や法人格の形態	Ⅲガバナンス・内部統制▶2.株主・投資家への情報公開▶2-6株主構成
G4-8	参入市場	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-2 T&D保険グループ各社及び財団法人
G4-9	組織の規模	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-4 従業員数 Ⅲガバナンス・内部統制▶2.株主・投資家への情報公開▶2-6 株主構成 WEBグループ業績
G4-10	総従業員数、社員数、労働力	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-4 従業員数
G4-11	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-5 労働組合との意見交換・協議
G4-12	組織のサプライチェーン	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶2.サプライチェーン▶2-1 サプライチェーンの定義
G4-13	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実	該当なし
外部イニシアティブへのコミットメント		
G4-14	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取組み方	Ⅳ経営管理▶1.ERM Ⅳ経営管理▶2.リスク管理
G4-15	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	ⅡCSR経営▶1.CSRの基本方針▶1-2 T&D保険グループが賛同し支持する原則
G4-16	団体や国内外の提言機関で、組織が役職を有するもの等についての会員資格	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-3 会社概要（2017年3月末現在）
特定されたマテリアリティーとバウンダリーの定義		
G4-17	組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体	Iトップメッセージ／組織のプロフィール▶1.組織のプロフィール▶1-2 T&D保険グループ各社及び財団法人
G4-18	報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス	ⅡCSR経営▶3.CSRの重点分野▶3-1 CSR活動の重点分野
G4-19	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する	同上
G4-20	各マテリアルな側面についての、組織内の側面のバウンダリー	同上
G4-21	各マテリアルな側面についての、組織外の側面のバウンダリー	同上
G4-22	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由	該当なし
G4-23	スコープおよび側面のバウンダリーについての、過去の報告期間からの重要な変更	該当なし

一般標準開示項目

区分・項目ナンバー		参照箇所
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	ⅡCSR経営▶5.ステークホルダーエンゲージメント
G4-25	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準	同上
G4-26	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法	同上
G4-27	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか	ⅡCSR経営▶5.ステークホルダーエンゲージメント Ⅴ重点分野①より良い商品・サービスの提供▶3.お客さまの満足度の向上に向けて
報告書のプロフィール		
G4-28	提供情報の報告期間	CSRレポート2017について
G4-29	最新の発行済報告書の日付	CSRレポート2017について
G4-30	報告サイクル	CSRレポート2017について
G4-31	報告書またはその内容に関する質問の窓口	CSRレポート2017について
G4-32	組織が選択した「準拠」のオプション、選択したオプションのGRI内容索引、外部保証報告書の参照情報	索引：GRIガイドライン第4版内容
G4-33	報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行等	Ⅶ重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-5 第三者保証報告書
ガバナンス		
G4-34	組織のガバナンス構造	Ⅲガバナンス・内部統制▶1.コーポレート・ガバナンス
倫理と誠実性		
G4-56	組織の価値、理念および行動基準・規範	ⅡCSR経営▶1.CSRの基本方針 ▶1-1 T&D保険グループの理念と方針

特定標準開示項目

カテゴリ・マテリアルな側面、DMAと指標		参照箇所、省略理由★外部保証
カテゴリ　経済		
側面：経済的パフォーマンス		
DMA	マネジメント手法の報告	アニュアルレポート
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	WEB連結財務諸表に関する報告セグメント、グループ業績
G4-EC4	政府から受けた財務援助	該当なし
カテゴリ　環境		
側面：原材料		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅱ CSR経営▶4.CSR活動状況 Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶2.推進体制▶2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN1	使用原材料の重量または量	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-3 グループ共通目標・実績データ★外部保証
側面：エネルギー		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅱ CSR経営▶4.CSR活動状況 Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶2.推進体制▶2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証 Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-3 グループ共通目標・実績データ★外部保証
G4-EN5	エネルギー原単位	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-3 グループ共通目標・実績データ
側面：水		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶2.推進体制▶2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN8	水源別の総取水量	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証
側面：生物多様性		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶2.推進体制▶2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN13	保護または復元されている生息地	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶4.森林保全活動▶4-1 森林保全活動　太陽生命
側面：大気への排出		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶2.推進体制▶2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証
G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護▶3.環境負荷低減の取組み ▶3-2 環境負荷データ★外部保証

特定標準開示項目

カテゴリ・マテリアルな側面、DMAと指標		参照箇所、省略理由★外部保証
側面：排水および廃棄物		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ Ⅶ 重点分野③地球環境の保護 ▶ 2.推進体制 ▶ 2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	Ⅶ 重点分野③地球環境の保護 ▶ 3.環境負荷低減の取組み ▶ 3-2 環境負荷データ★外部保証
側面：コンプライアンス		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-1 CSR推進体制 Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ Ⅶ 重点分野③地球環境の保護 ▶ 2.推進体制 ▶ 2-1 推進体制（環境マネジメント）
G4-EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	該当なし
カテゴリ　社会　サブカテゴリ→労働慣行とディーセント・ワーク		
側面：雇用		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別および地域による内訳）	Ⅰ トップメッセージ／組織のプロフィール ▶ 1.組織のプロフィール ▶ 1-4 従業員数 Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 4.働きやすい職場環境 ▶ 4-1 ワーク・ライフ・バランスへの取組み
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率および定着率（男女別）	Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 4.働きやすい職場環境 ▶ 4-1 ワーク・ライフ・バランスへの取組み
側面：労働安全衛生		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ
G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 5.従業員の健康のために ▶ 5-1 健康経営の取組み Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 5.従業員の健康のために ▶ 5-2 従業員の健康のために
側面：研修および教育		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ Ⅱ CSR経営 ▶ 4.CSR活動状況
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 2.人材の活用と育成
側面：多様性と機会均等		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ Ⅱ CSR経営 ▶ 4.CSR活動状況
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	Ⅲ ガバナンス・内部統制 ▶ 1.コーポレート・ガバナンス Ⅰ トップメッセージ／組織のプロフィール ▶ 1.組織のプロフィール ▶ 1-4 従業員数
カテゴリ　社会　サブカテゴリ→人権		
側面：投資		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅱ CSR経営 ▶ 2.CSR推進体制 ▶ 2-2 マネジメントアプローチ
G4-HR2	業務関連の人権的側面に関わる方針および手順を内容とする従業員研修を行った総時間	Ⅵ 重点分野②人権の尊重 ▶ 3.多様性への取組み ▶ 3-2 人権教育
側面：人権に関する苦情処理制度		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅳ 経営管理 ▶ 3.コンプライアンス

特定標準開示項目

カテゴリ・マテリアルな側面、DMAと指標		参照箇所、省略理由★外部保証
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス▶3-6 内部通報制度
カテゴリ　社会　サブカテゴリ→社会		
側面：地域コミュニティ		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-1 CSR推進体制 ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ ⅡCSR経営▶4.CSR活動状況
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	Ⅷ社会貢献活動
側面：腐敗防止		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅳ経営管理▶2.リスク管理 Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	Ⅳ経営管理▶2.リスク管理▶2-4 リスクの認識と評価（リスクプロファイル）
G4-SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス▶3-3 コンプライアンス推進のための取組み
側面：反競争的行為		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス
G4-SO7	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	該当なし
側面：コンプライアンス		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス
G4-SO8	法規制の違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	該当なし
側面：サプライヤーの社会影響評価		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅰトップメッセージ／組織のプロフィール▶2.サプライチェーン
G4-SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	Ⅰトップメッセージ／組織のプロフィール▶2.サプライチェーン▶2-2 お取引先との関わり
カテゴリ　社会　サブカテゴリ→製品責任		
側面：製品およびサービスのラベリング		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅴ重点分野①より良い商品・サービスの提供▶3.お客さまの満足度の向上に向けて
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	Ⅴ重点分野①より良い商品・サービスの提供▶3.お客さまの満足度の向上に向けて
側面：顧客プライバシー		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ
G4-PR8	顧客のプライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	省略理由▶総件数は把握していますが、会社方針により非開示とします。
側面：コンプライアンス		
DMA	マネジメント手法の報告	ⅡCSR経営▶2.CSR推進体制▶2-2 マネジメントアプローチ Ⅳ経営管理▶3.コンプライアンス
G4-PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当額以上の罰金金額	該当なし
側面：アクティブオーナーシップ		
DMA	マネジメント手法の報告	Ⅸ責任ある機関投資家
G4-FS10	報告組織が、環境的・社会的課題について相互に関係したことのある会社のポートフォリオに占める割合と会社数	同上
G4-FS11	環境的・社会的側面のポジティブおよびネガティブ・スクリーニングを行っている資産の割合	同上